

第 7 次
佐 世 保 市 総 合 計 画
（ 中 間 素 案 ）

< 目次 >

市長あいさつ

佐世保市の紹介

市章



明治44年10月に制定

カタカナの「サセホ」を組み合わせて、図案化したものです。

菱形の囲いのうち、右斜め上が「サ」、左斜め下が「セ」を表し、中央に「ホ」を入れています。

平成14年に市制施行100周年を記念して、「カノコユリ」を市の花に制定しています。

花卉の斑点を鹿の子絞りにたとえたものが花名の由来で、花ことばは「荘厳」、「上品」、「慈悲深さ」です。

「カノコユリ」は国内では絶滅が心配されていますが、佐世保市では、南九十九島一帯・世知原町・吉井町・里美町など海岸から山地まで、局所的ですが広く生育しています。

南九十九島が、国内でも有数の自生地です。

市の花

カノコユリ



市の歌

昭和27年に市制施行50周年を記念して、「佐世保市歌」を制定しています。

歌詞は、公募され多数応募の中から入賞した郷土の作家、辻井一郎(永石光男)氏の作品に、佐世保にゆかりのある作家吉田絃二郎氏の校定を経て、昭和の日本を代表する作詞家・作曲家堀内敬三氏(『音楽之友』創刊、『若き血』(作曲・作詞。慶應義塾応援歌)、『蒲田行進曲』(作詞)、『家路(遠き山に日は落ちて)』(作詞))の手により完成しました。

曲中には、九十九島や烏帽子岳といった美しい自然を有し、海と山に囲まれた港町である佐世保市らしさが見事に表現されています。

佐世保市歌 (昭和二十七年制定)

作詞 辻井 一郎
校定 吉田 絃二郎
作曲 堀内 敬三

一 みどりの山に 囲まれて
七つの洋に 展げゆく
波をしずめの この港
集まる商船も 日にしげく
ほまれ歴史 享けつぎて
栄えいやます わが佐世保

二 八重の汐路に かすみたる
九十九島の 島々に
松のこかげの 綾なして
平和のすがた かもめ飛ぶ
ほまれ歴史 享けつぎて
栄えいやます わが佐世保

三 その名もゆかし 烏帽子の
嶺の朝陽と 競いつつ
世界に伸びる 産業の
資源の山に いのち湧く
ほまれ歴史 享けつぎて
栄えいやます わが佐世保

市の木 ハナミズキ



平成元年に「ハナミズキ」を市の木に制定しています。
4月から5月、パステルカラーの紅白の花から受ける印象は明るく都市的であり、その姿はアメリカの桜といわれるだけあって見ごたえがあります。

国際都市を目指す本市イメージの引き立てに最適の樹木であり、本市の発展に明るい彩りを添えています。

平成 24 年に市制施行 110 周年を記念して、「佐世保市 PR バッジ」を制作しています。

(絵図)天然の自然美を有する九十九島と穏やかな波、そして美しい夕日や空をイメージしています。

(文字)『1902』は佐世保市制スタートの年。青色は佐世保の美しく澄みわたる空と海をイメージし、プレミアム感が漂うといわれている濃紺を採用しています。

市役所売店、九十九島水族館、九十九島動植物園などで販売されています。

市のPRバッジ 1個 350円 (H31.2 現在)



西海讃歌 副題～佐世保市民に捧ぐ～

平戸出身の作詞家・詩人：藤浦洸氏（淡谷のり子『別れのブルース』、美空ひばり『悲しき口笛』『東京キッド』等）が、西海国立公園指定 10 周年（昭和 40 年）を記念して市に贈った詩『空いっぱい』を原詩に、作曲家：團伊玖磨氏（オペラ『夕鶴』、童謡『ぞうさん』『おつかいありさん』『やぎさんゆうびん』等）が作曲のイメージを展開し、昭和 44 年に完成した曲です。

西海国立公園の海と島の広がり雄大な景観を思わせる荘重な曲の中に、ジャガタラお春の哀しい物語を日本調のメロディーとリズムの中に描き出し、後半の『空いっぱい』の合唱によって曲全体のイメージ展開を図った、荘重にして雄大な西海の讃歌です。

詩	愛	こ	こ	こ	人	海	空
藤	そ	の	の	の	よ	い	い
浦	う	土	海	空	心	っ	っ
洸	を	を	を	を	い	ぱ	ぱ
	を	を	を	を	っ	い	い
					ぱ	い	い
					い	に	に
					に	に	に
					に	に	に
					も		
					っ		
					て		

「佐世保大好き」への「はじめの一步」

「佐世保」を「知る」ことから始めよう

佐世保が「ヤバイ!?!」

「佐世保がヤバイ」、この言葉を耳にして、あなたはどんなふう
に受け止めますか？

お歳を召した方ならきつと「え、
なにか問題あり!?!」とトラブルを想像
し心配されることでしょう。しかし
若い世代、中高生のヤバイは、
今では「かっこいい」とか「素敵」
「キュート」「超クール(かっこい
い)」という意味でも使われるよう
になりました。同じ言葉でも世代
や置かれた立場や育った環境、
あるいはそれが発せられるシチュ
エーションでニュアンスが変わる
のです。

かつては、お酒を飲んだ締め
として食べて、お土産にもしてい
た地元のおなじみ「ハンバーガー」
が、今は「佐世保(SASEBO)」
と冠がついて、よその街・他府県
の人からは「一度はぜひ食べて
みたい」と憧れられるものになっ
ています。

20年前になるでしょうか。佐世保
で自分たちがふだん口にしてい
るハンバーガーが全国的ブーム
になって、「佐世保ご当地グルメ
の佐世保バーガー」になるとは、
当時は、誰も思いもよらぬこと
でした。ブームが少し落ち着いたと
はいえ、今でも佐世保バーガー

のパテやバンズは日々発展し、
あるいは昔からのスタイルを変え
ず守っているからこそ、「佐世保
バーガーが超おいしい!」「佐世
保バーガーが超オモシロイ!」
「佐世保バー
ガーがヤバイ」とな
っているのです。



「LIKE」と「LOVE」

「ヤバイ」という言葉ひとつつ
てもそうですが、同じことを話して
いるつもりでも、じつはチンプン
カンブンということがときとして起
こり得ます。だからこそ、言葉をじ
っくりと丁寧に見直す、吟味する
ことにより鮮明に見えてくるものが
ありますね。

英語の「LIKE(好き)」と「LOVE
(愛す)」の違いを意識されること
はありますか。日本サッカー産み
の親であるデッドマール・クラマ
ーが「好きだけでは一流になれ
ない。愛することによって、はじ
めて一流への道が拓かれる」とい
う意味の言葉を残しています。好
きというのはただ楽しむという段
階。それを愛するところまで
高めることではじめて苦しみも生
まれ、その苦しみを乗り越えてい
く情熱が本当のプロを育てるとい
うことです。惚れ込んでこそ一流
なのです。

「LIKE」ではなく「LOVE」 のレベルまで高めよう

本書「第7次佐世保市総合計
画」を手にとって読もうとする方
は、佐世保について、「かなり詳
しい」「ある程度詳しい」「興味
がある」という方でしょう。「そんな
ことはもう知っている」という部分
も多いかもしれません。でも、だか
らこそその落とし穴があるともい
えるのです。

たとえば「佐世保は明治 22 年
に海軍の鎮守府が置かれたこと



で、国家プロジェクトで急速に発
展した街。それまではほとんど何
もない寒村だった」と表現される
方が多いようです。前段の(急速
に発展した)は正解です。でも
「何もない寒村だった」はけっし
て正しい表現とはいえません。海
軍以前にも歴史はあり、人々の
活発な営みがあったからこそ、鎮
守府を受け入れる下地があり、街
が急速に発展していくことが可能
であったともいえるのです。

あるいは「三川内焼」。佐世保
の鎮守府同様、平成 27 年に文

化庁の日本遺産に認定された「三川内焼」はかつて平戸藩の御用窯であり、「唐子絵」は平戸藩のお留焼としてここでしかつくることができませんでした。三人、五人、七人と描かれる唐子の数で献上先がより格上変わったといわれています。平戸のお殿様の庇護のもと「透かし彫り」や「置き上げ」「卵殻手(薄づくり)」「菊花飾細工」など高い技術が守られ継承されてきたわけです。ただ、柿右衛門や今右衛門といった人間国宝(スター)が三川内にいないこともあり、全国的な知名度はお隣の佐賀・有田などに比べると高くはありませんでした。

しかし、三川内のブランドはとくに近年再評価され、とくにクオリティの高いホンモノ志向の陶磁器好きの方から高く評価されています。



毎年、東京の渋谷ヒカリエで開催される展示会での「1000種(趣)1000枚の豆皿」は、他の地域からも真似されるほどになり、三川内焼は先陣を切って、いわば新しい風を吹かせているといえるのです。

ぜひ、佐世保の〈わかっているつもり〉〈知っているつもり〉を再点検してみましょう。当たり前だと思っていることに世代間ギャップがあったり、あまり大したことがないと思っ

ものが見えてくるかもしれません。佐世保のことを「好き」のレベルでなく「大好き」へ、あるいは「LIKE」を「LOVE」のレベルまで高めていきましょう。

「佐世保大好き！」と発信してくれる人がある!!

黒島の天主堂で17年ぶりに結婚式が執り行われました(2018年9月28日)。



新婦は沖縄出身、新郎は長崎市出身でしたが、いまは神奈川県にお住まいの方で、黒島の集落が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産のひとつとして世界文化遺産登録されたのを知り、ここで結婚式を挙げたいと思われ、問い合わせをされ、準備を進められたとのこと。

おふたりとも黒島出身者ではありませんが、島民の方々が何十人も参列し皆で祝福されたといえます。

じつは世界遺産登録直前の2018年4月下旬に料理家の栗原はるみさんを取材で黒島にご案内したのですが、この取材時に「聖堂で結婚式が挙げられたことは？」という質問に「もうずいぶんとなく、これからも予定はなし」と回答いただいていた。その後の世界遺産登録で黒島のメディア露出が増え、あれよあれよという間に、新しい明るい出来事につ

ながったのでしょ。 「結婚」はカトリックでは「秘跡」のひとつとして捉えられるとても大切なもので、人口400少し、島民の8割がカトリックの黒島では、まさに「喜ばしいニュース(福音)」となったのでした。

ちなみに既述の料理家、栗原はるみさんも、取材の折には「ふくれ饅頭」や「黒島豆腐」を島の人たちといっしょにつくるなどして温かい交流をされました。取材後、黒島のウエルカムハウスの黒板に「くろしま、大好き！」という言葉を残していただき、取材最後は涙、涙のお別れとなりました。

栗原さんといっても男性の方にはあまりピンとこないかもしれませんが、レシピ本が世界一を獲得し、NHKなどの料理番組で活躍する日本一有名(人気)の料理家です。そのナンバー1の人に「黒島大好き、もう一度来たい」と言っていたことも島民の人にとっての喜び。写真の「くろしま大好き 栗原はるみ」を黒島の人は半年以上たっても消せないでいるそうです。



「佐世保ファン」を増やして、元気になる!?

黒島で結婚式を挙げたふたりはこの地に移住されるわけではないので、少子高齢化に歯止めがかかるわけではありません。で

も観光で訪れたいいくつかのうちのひとつではなく、一生の思い出の地として心に刻まれ、いろいろな人に語り続けられることでしょう。

また栗原はるみさんに「黒島はほんとうに素敵なおとこでした、大好きな場所になりました」と発信いただいたことで、すぐにアクションを起こす人は少なくとも、何十万という人の心には黒島が刻まれることとなります(栗原さんの訪れた黒島を 10 ページで特集した『haru_mi』は発行部数 25 万部、その他 WEB や電波を併せると相当な数となります)。

黒島については「世界遺産登録」というわかりやすいキーワードはありますが、黒島の「ファン(関係人口)」が増えることで、黒島が元気になっていく。その姿を目にして周りの人、ほかの地域の人も勇気づけられる、ファンもますます増えていく。あるいは故郷に帰ってきてもいいかなと思う人が増えるという好循環を生み出していくのではないのでしょうか。

よその真似ではなく、内なるものを光らせよう

佐世保ファン(関係人口)を増やす、街をより活性化するためには、まず自分たちが街をよく知ること、いろいろな視点で街を見直すこと、学び直すことです。前項のように、自分たちの地域資産を見直し、後ろ向きでなく何かをはじめようとする事で道は必ず拓けます。話題になったからとか評判だからといって、それを安易に真似をしても長続きはしません。佐世保バーガーが大ブームにな

ったときに、いろいろなところでご当地バーガーが生まれましたが、姿を消してしまったものも多いですね。

「佐世保」には、「佐世保ならではの」「佐世保発祥」というものがほんとうにたくさんあります。

防空壕をそのまま商店街に活用している今も元気な「とんねる横丁」があったり、海軍の武器庫だった洞窟を夏季限定のレストランにしたり……、ユニークな活用例を目にすることができます。



鎮守府を置くということは、軍事施設や兵器武器をつくるということだけでなく、道の整備であったり、浄水の確保だったり、病院をつくったり、街のインフラを整えていくということでもあります。この点においては、戦争遺構を負の遺産してとらえるだけではなく、現代にもつながる「近代土木の結晶」としてもとらえることができますし、それらが「過去形」でなく、さまざまな形で自分たちの暮らしにつながっているとさえいえるのです。

「さるくシティ403」で毎冬「キラキラフェスティバル」が開催され、12月の第1水曜日には「きらきら大パーティ」が開催されます。2000人、3000人が一堂に会して忘年会をするというのは、これも他所ではまず考えられないこと、まさに佐世保ならではの。

でも、そもそも、このパーティが実現できるのは、街中に1キロ強の直線アーケードがあるからで、それは日本海軍の「街づくり」の図面がベースになっています。商店街中央にずらりと並べる長テーブルも通常は商店街にあるものではありません。どこから持ってくるものかなど意識する人はいませんが、自衛隊の教育施設から数百単位で借り受けることができるから成り立つわけですね。

商店街活性化のイベントもじつは日本海軍の歴史とつながっている、それも佐世保ならではの特色です。

あれも、これもと「佐世保ならではの」がいっぱい！

もちろん、旧日本海軍、海上自衛隊、米海軍基地関連だけでなく、歴史でいえば既述したように、平戸藩との関わりで三川内焼はもちろんですが、江迎の陣屋跡や今も続く千灯籠であるとか、それ以前にそもそも福井洞窟などの遺跡もたくさんあります。

自然の美しさという点においては「九十九島」は「世界でもっとも美しい湾クラブ」に加盟が認められていますし、グルメという点でも九十九島の特異な自然が育む魚介類、とくに「九十九島かき」は



パールシーで「九十九島かき食うカキ祭り」が20年以上、毎年開

催されていますが、これは近年の牡蠣焼小屋ブームの先駆けであり、また海を眺めながら数千人単位でということ自体が、まず他ではなかなか見られない光景です。

2013年、2014年に「九十九島かき 世界と出会う」というタイトルで東京都内複数の大使館御用達レストランでフェアが開催され、たくさんの著名人、文化人が「九十九島かき」を堪能しました。ある有名フランス料理シェフからは「この牡蠣を空輸してフランス人に食べさせたらおもしろいね」と絶賛されました。「九十九島かき」はまさに世界に誇れる牡蠣なのです！

そして佐世保ならではのグルメといえば「レモンステーキ」もありますね。



構成作家として、映画監督、プランナーなどとしてマルチに活躍し、くまモンの産みの親でもある小山薫堂さんに、2010年に佐世保市内のレストラン数軒で「レモンステーキの食べ歩き・味比べ」をしていただき、「味も最高です！レモンステーキというネーミングも素晴らしい！」と絶賛、雑誌の特集で紹介していただいたことがあります。

知る、理解する

自分の街を好きになる前提にあるのは「知る・理解する」こと。

自分の街のことを良く知れば、深く理解すれば、おのずと好きになり、もっと知りたい、そして、そのことを他の人にも知ってほしいと願うようになるはずです。

いちばん怖いのは「無関心」「知らない」「興味がない」ということでしょう。たとえば廊下にゴミが落ちてしているとします。気がついて拾わないのは悲しいですが、後ろめたさを感じたり、あとで戻ってきてやっぱり拾うという可能性はあります。しかしゴミが落ちていること自体に気がつかなければ、拾うということにはつながっていきません。誰もゴミに気がつかなければゴミはそのままです。あるいは汚れがどんどん進んでいってしまいます。

「反対も邪魔もしないからどうぞ勝手に、おまかせします」ではなく、やはり、まずは「知る・理解する」努力が必要です。

「上流は下流を思いやり、下流は上流に感謝する」という言葉があります。川は上流と下流がつながっています、海にもつながっています。しかし、そのことをふだん、あまり意識することはありませんね。しかし上流の水源がダメになってしまうえば必然的に下流もダメになってしまう、上流は下流にも責任をもたないといけないし、下流も自分たちは知らないという態度は本来、とってはられないということなのです。これを田舎と都市部、あるいはお隣の市町村同士の関係に置き換えてもいいかもしれません。

伝えることより、伝わる ことが大事

佐世保市内に本社をおく「ジャパネットたかた」の前社長高田明氏が『伝えることから始めよう』という書籍のなかで「伝えることより、伝わることが大事」だと述べています。どれだけ相手の心を動かせることができるかが大事で、カメラをセールスする一例としてズームが何倍で、解像度がこれでお年寄りに性能を細かく説明しても相手の胸に刺さらない。そこで、「携帯で写真を撮ってもプリントすることはないでしょう？でもこのカメラでお孫さんの節目の記念日に撮影しておいて、それを20歳のお祝いのときに大きく伸ばしてプレゼントしたら喜ばれますよ、そのためにはやはりこのカメラが…」と勧めると、そうかなあと前のめりになってくるということです。

もちろん、公平公正で正しい情報であることは基本ですが、伝え方にも工夫が必要ということを示唆してくれるお話です。

この総合計画が、みなさんの佐世保理解、佐世保大好きへの第一歩となることを願っています。

そして、この総合計画をもとに、佐世保市民ひとりひとりが良き理解者であると同時に、良き伝え手となっていくことを期待しています。

させばまちづくりコラムニスト

蒲田 正樹

大手出版社で雑誌編集長などを歴任、現在は雑誌や書籍の編集に携わりながら、自治体の広報PRやマーケティングもサポート。著書に『驚きの地方創生「日本遺産・させばの底力」』『驚きの地方創生「京都・あやべスタイル」』等

第7次佐世保市総合計画

序 論（中間素案）

第1章

総合計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成29年に市制施行115周年を迎えた佐世保市は、平成17年4月1日に旧吉井町、旧世知原町と、平成18年3月31日に旧宇久町、旧小佐々町と、平成22年3月には旧江迎町、旧鹿町町と合併し、新市としてのスタートを切りました。また、平成28年4月には中核市へ移行し、基礎自治体としての機能を強化することで、市民生活に密着した多くの事務を市民にとってより身近なところで行う行政サービスを充実させ、市民の利便性のさらなる向上を図ってきました。さらに、平成30年9月には、西九州北部地域等が行政区域の枠を超え、様々な分野で相互に強みを伸ばし、地域全体を活性化するために形成された「西九州させば広域都市圏」について、本市は連携中枢都市宣言を行い、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支える役割を担っていくことを表明しました。

これまで本市では、「ひと・まち育む“キラっ都”佐世保～自然とともに市民の元気で輝くまち」を将来像とする「第6次佐世保市総合計画」（計画期間：平成20年度～平成31年度）に基づき、各種の施策・事業を展開してきました。「ひと（市民）が中心のまちづくり」を基本理念として、旧6町との合併及び中核市として新しく生まれ変わった本市が未来へと力強く飛躍するための基礎体力を培うとともに、“ひと育て”と“まち育て”をまちづくりの両輪とした「自然とともに市民の元気で輝くまち」への着実な歩みを進めてきたところです。

この間、少子高齢化と人口減少社会の急速な進行、更には東日本大震災、平成28年熊本地震等のような予期せぬ災害の発生を教訓とした防災・減災意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。また、経済・社会のグローバル化の進展や外国人観光客の急増により、産業政策や観光戦略は大きな転換が求められていますし、情報通信技術（ICT）等の急速な進歩は、わたしたちの社会、働き方、仕事、生活を快適に変え得るものとして、非常に大きな可能性を秘めています。

一方、地方分権改革の流れの中で、自治体自らの判断と責任のもと、自主的かつ自律的な行財政運営が求められるようになる中、本市には、基礎自治体としてこれまで以上に市民の皆さんの日常生活に密接に関連したサービスを行い、社会の変化に柔軟な対応をしながら様々な役割を果たしていくことが期待されるようになりました。

このような中、市民の皆さんが安全で安心して、生きがいと幸せを実感できる暮らしをおくるためには、本市が守り築き上げてきた自然、歴史・文化、産業、都市基盤等の共有の財産を活かしながら、行政はもとより、自治体の一員である市民や事業者が、それぞれの役割と責任を自覚し、お互い協力・連携してまちづくりを進めていくことが必要です。

「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という思いのもと、将来を見通しつつ、時代の変化や課題に的確に対応していくための「まちづくりの設計図」として、ここに「第7次佐世保市総合計画」を策定しました。

2 計画の名称

本計画の名称は「第7次佐世保市総合計画」とします。

3 計画の役割

本計画は、佐世保市が今後目指すべき将来像と、将来像を達成するためのまちづくりの目標と取組を総合的に示すものであり、人口減少に歯止めをかけ、持続可能で幸せな社会を実現することを趣旨としています。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、本計画と同一の趣旨・同一のまちづくりの方向性をもつことから、「総合戦略」を包含し、官民連携を前提とした一体的な計画として策定することとしています。これらを踏まえて、本計画は、具体的に次の6つの役割を担います。

- **本市が策定するすべての計画の上位に位置し、事業を実施する場合の基本的な根拠となる計画**
- **本市の行財政運営を行うにあたっての指針（方向性）を示す計画**
- **市民、事業者、行政等がともにまちづくりを進める計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）**
- **西九州させほ広域都市圏の発展を目指す計画**
- **旧軍港市転換法に基づく旧軍港市転換計画**
- **国・県等が地域計画を策定する場合の基本となる計画**

4 計画策定の視点

本計画は、次の3つの視点を持って策定しています。

● **みんなの総合計画**

行政だけの総合計画ではなく、市民、関係団体、事業者等の様々な立場の皆さんと話し合い、目的を共有し、ともに取り組んでいく方向性を記載した総合計画

● **戦略性のある総合計画**

本市の目指すまちづくりの姿とその方向性を明確にし、それを実現するための具体的な数値目標を設定しながら、戦略的に事業を展開する総合計画

● **確実な実効性をもつ総合計画**

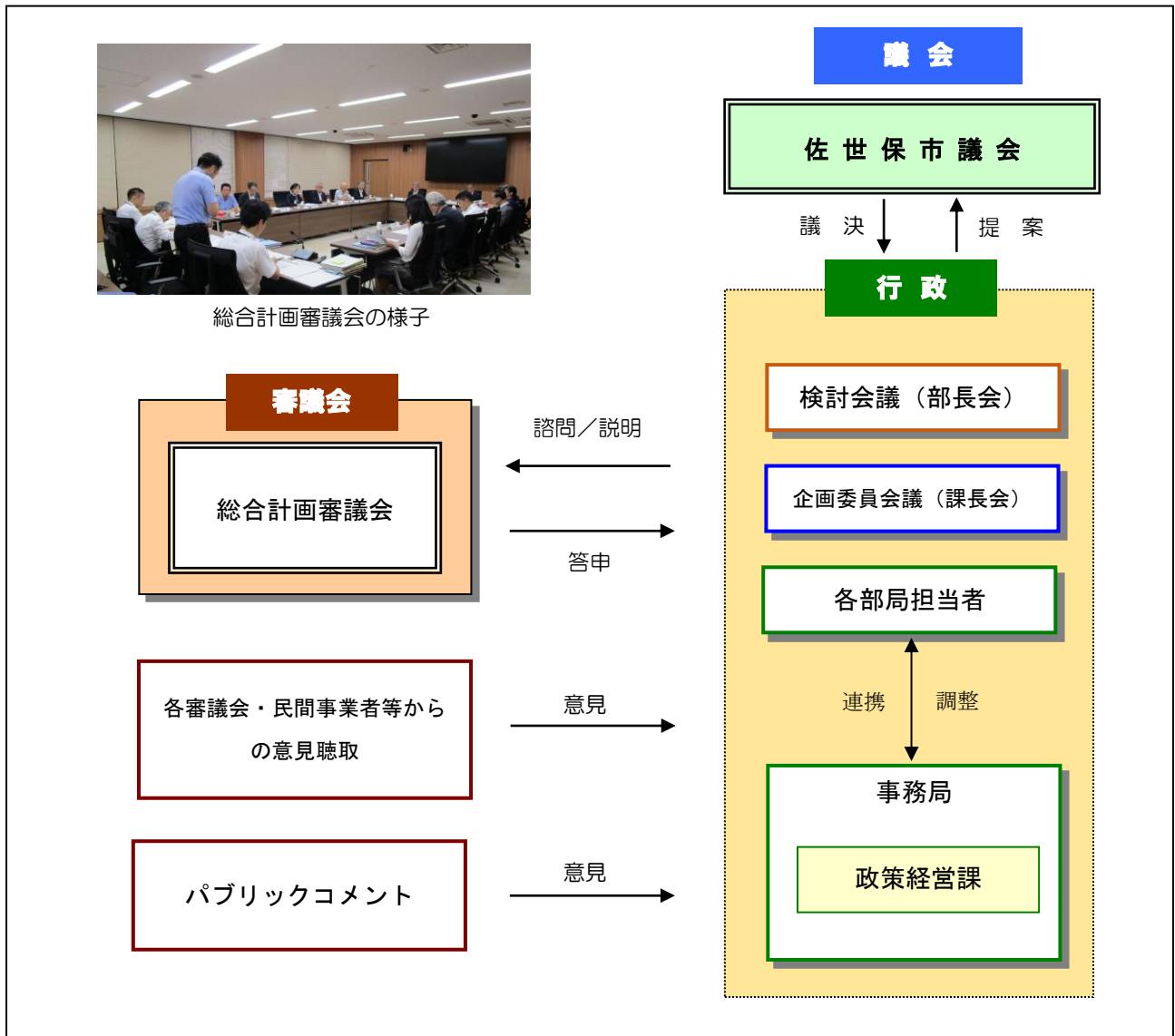
P D C Aサイクルにより、設定した数値目標を効果的に進行管理することで、着実な目的達成へと向かう実効性のある総合計画

5 計画策定のながれ

本計画の策定にあたっては、まちづくりの各分野の専門家及び市民公募委員から組織された「佐世保市総合計画審議会」において、平成29年度から30年度までの2ヶ年度にわたって議論を重ねていただきました。

また、本市の方向性を長期間展望し、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため市政の理念、本市の将来像及び基本目標を内容とする基本構想について、広く市民の皆様のご意見を募集（パブリックコメント）するとともに、基本計画についても、本市に設置された各審議会及び事業者等から意見を聴き取り、基本計画に反映させました。

策定体制

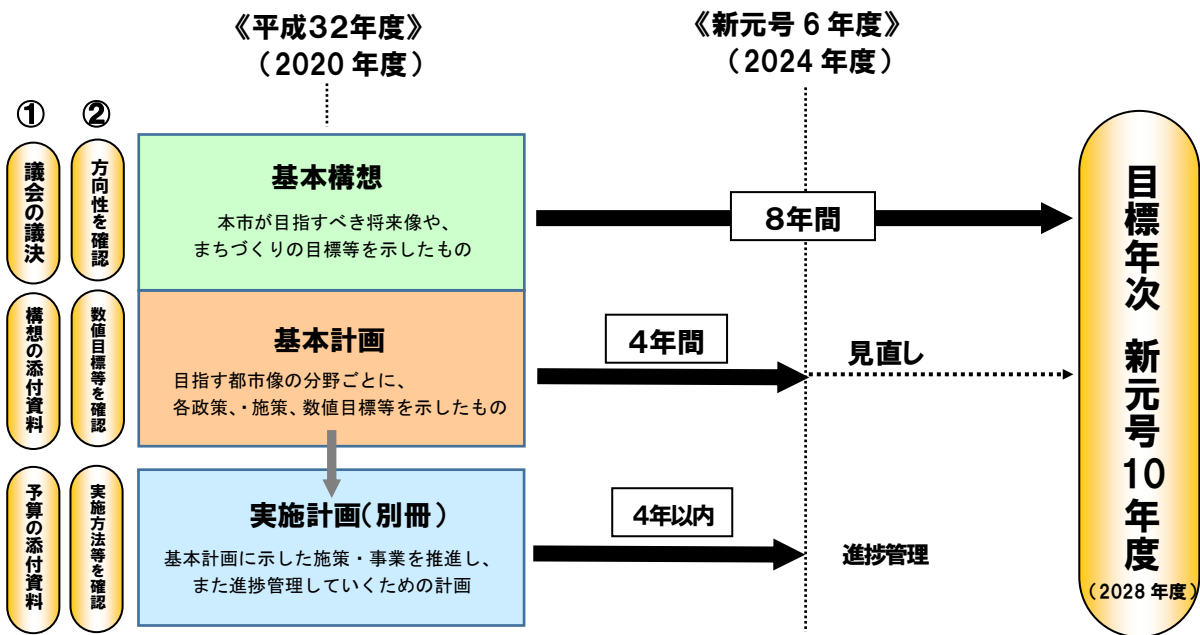


6 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成され、基本計画に基づき「実施計画」が策定されます。

計画期間については、基本構想を平成32年度から新元号9年度(2027年度)までの8年間、基本計画を平成32年度から新元号5年度(2023年度)までの4年間とします。

なお、実施計画は基本計画の期間内において、4年以内の期間をもって策定し、社会情勢、財政事情等の変化を見ながら、1年を経過するごとに検討を加え、見直しを行います。



第2章

総合計画策定の背景

1 総合計画の位置付け

[総合計画とは]

総合計画とは、行政運営を行うにあたっての指針で、本市が策定するすべての計画の上位に位置し、事業を実施する場合の基本的な根拠となり、また、市民が活力を維持し、かつ健やかに暮らしていくための行政と市民の役割に関して必要となる基本的な考え方を示したもので、佐世保市総合計画条例に基づき策定される計画です。

[総合計画の歴史的背景]

これまでは、地方自治法の規定により、自治体に基本構想の策定が義務付けられていました。しかし、平成23年の地方分権改革によりこの規定は廃止され、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。これは、基本構想を策定するかどうかは、各自治体の判断に委ねられることとなったことを意味します。

そして、本市としては、市としての将来ビジョン（目指す姿）や行政経営の基本的な考え方を示しながら各種まちづくりの展開を図っていくことは重要であり、今後とも総合計画の策定は必要であると判断し、平成27年3月に佐世保市総合計画条例を策定しました。

今回、佐世保市総合計画条例に基づき、初めての総合計画を策定するにあたって、総合計画の存在意義、地方分権改革の主眼等を改めて確認し、総合計画策定の背景について整理します。

① 地方自治の成り立ち

大日本帝国憲法には、地方自治に関する規定はありませんでしたが、戦後、日本国憲法において、「地方自治」の条項が設けられ、地方自治は憲法によって保障されました。

自治とは、みずからの自由な意思にもとづいて行為を行うことです。そして、地方自治とは、地方公共団体の自治をいうのですから、

①地方公共団体を構成している住民の自由な意思にもとづいて、その団体の意思が決定される。

②地方公共団体の意思決定が、他からの干渉なしに自由に行われる。

③地方公共団体の行為は、みずから自由に決定した意思にもとづいて行われる。

ということが出来ます。

憲法における地方自治の規定は、地方自治が中央政府への権力の集中を妨げるという自由主義的な側面と、「地方自治は民主主義の学校である」という民主主義的な側面とに着目したものと考えられています。戦後の地方自治は、民主主義を実現する有力かつ重要な手段として取り扱われ、その役割を担ってきました。

② 地方分権改革

地域における行政の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする地方分権が、平成5年からスタートします。これは、国・地方の機能分担等の見直しを始めとして、国・地方の関係等の改革を進め、地方分権の推進を図るものです。

平成23年8月に施行された改正地方自治法における基本構想義務付けの廃止は、このような地方分権改革の流れにありました。

国の議論の中でも、「基礎自治体優先」「明快、簡素・効率」「自由と責任、自立と連帯」などを地方分権の基本原則として掲げ、その一項目として「個別法令による地方自治体に対する事務の義務付けについて、撤廃・緩和するよう見直し」する方針が定められ、条例制定権の拡大が求められています。

つまり、改正地方自治法において基本構想の策定義務が廃止になった意義は、自治体に総合計画が不要となったという意味ではなく、地方自らが、その権限と責任において、独自の方向性を見出すための改正であったと捉えなければなりません。

[本市における総合計画]

今回、平成23年の地方自治法改正後初めて、本市が独自に総合計画を策定することとなりました。市町村は「住民に最も身近な行政」であり、これらが策定する総合計画は「住民に最も身近な計画」であるということが出来ます。

地方自治は、構成する住民の自由な意思にもとづき、自らの権限と責任でなされるものです。本市独自の事業を、市民と行政がともに考え、ともに行動することで、本市が「魅力ある地方」に生まれ変わっていくことができると考えます。

2 佐世保市の姿

【地勢・位置】

本市は、九州の北西端、長崎県の北部に位置する都市です。市中心部から長崎市までは約 80 k m、福岡市まで約 100 k m、東京まで約 1,000 k m、中国上海市まで約 800 k m の位置にあります。

総面積は県全体の約 10% にあたる 426.06 k m² (平成 30 年 9 月 1 日現在) を有しています。市内では烏帽子岳 (568m) や将冠岳 (443m)、牧の岳 (301m)、国見山 (777m) 等の山系が連なり、臨海部ではリアス海岸が形成され、各所に半島や岬が見られます。このリアス海岸と大小の島々が織り成す複雑な自然景観は、西海国立公園「九十九島」として称賛されています。

気象条件は、対馬暖流の影響を受け、年平均気温 17.3 度 (平成 27 年)、年平均降水量約 2,143mm (平成 27 年) と温暖な気候です。

【本市のあゆみ】

本市に人々が暮らすようになったのは、今から 3 万年以上も昔のことです。それ以来の佐世保のあゆみは、泉福寺洞窟や福井洞窟といった洞穴遺跡の発掘調査や、奈良時代に国が作った肥前國風土記等の古文書の記述から窺い知ることができます。佐世保地方で最も古い地名として、この付近での交通の要衝であった早岐は、既に肥前國風土記に「速来」として現れています。

平安時代の終わり頃から、長崎県北部や佐賀県唐津地方に「松浦党」と呼ばれる武士集団が現れ、地域ごとに土地を支配していました。この武士団「松浦党」の中心的存在だった宗家松浦氏は、相浦を根拠とし、分家である平戸松浦氏と激しい攻防を繰り広げました。また、有田・伊万里など内陸からの道と、北松浦と東彼杵を結ぶ海岸沿いの道の交差点に位置する早岐では、自然と「市」が開かれるようになりました。この市には、五島、平戸方面からは魚類、乾物等を積んだ船が押し寄せ、遠く佐賀、福岡の陸地からは茶、陶器等を持った人々が集まり、盛んに海陸物産の交換が行われました。この「早岐茶市」は連綿として今日まで続けられており、毎年 5 月には多くの買い物客で賑わっています。

江戸時代の初めからは新田開発が行われるようになりました。最初は早岐新田や宮崎新田、相浦では川下新田などを藩が直接行っていましたが、その後、個人も行うようになりました。その代表的なものが、相浦川河口に広がる干潟の干拓として開発された大潟新田です。

新田開発と並行して行われた街道整備として、平戸から佐世保や早岐を通り、東彼杵で長崎街道につながる「平戸往還」があります。参勤交代などでこの往還を利用するため、街道筋である江迎には藩主が休息や宿泊する本陣が置かれました。いまでも往時を偲ばせる本陣の形態をそのまま保存していることから、県内でも他に類がない貴重なものとして、県指定の文化財となっています。

近代における地方都市としての発展の歴史は、市制施行からの本市のあゆみで見ることができます。明治初期までは人口約 4,000 人の半農半漁の村でしたが、その後、明治 19 年に旧海軍の鎮守府と軍港の設置が決定されてから急速に発展し、明治 35 年に村から一挙に市になりました。なお、平成 28 年には中核市へ移行、平成 30 年には西九州北部地域等で形成される「西九州させば広域都市圏」の連携中枢都市宣言を行い、平成 31 年には連携市町とともに「西九州させば広域都市圏」を形成しました。

人口は昭和 35 年の約 262,000 人をピークに、その後は 250,000 人前後で推移しています。戦後は平和産業港湾都市として、造船や炭鉱を柱にした発展を経て、現在は造船等の製造業とともに県北地域の商業・観光業・サービス業の中心都市となっています。

【本市のあゆみ（年表）】

年	人口(人)	世帯数	佐世保市に関わる主な出来事	日本に関わる主な出来事
明治 35 年	45,766	7,694	市制施行	
〃	50,968	8,386		
明治 37 年				日露戦争の勃発
明治 39 年			市内に初めて電灯が灯る	
明治 40 年	76,012	13,789	水道の給水が開始	
大正元年	88,453	13,155	市内にガス供給事業が開始	
大正 3 年				第一次世界大戦の勃発
大正 5 年	106,676	17,206		
大正 7 年			佐世保軽便鉄道株式会社の設立	第一次世界大戦の終結
大正 9 年	87,022	16,545	市立実費診療所の設置 (総合病院の前身)	国際連盟の発足 第1回国勢調査の実施
大正 12 年				関東大震災が起こる
大正 14 年	95,385	18,038		
昭和 2 年			市営自動車事業の開始 佐世、日宇の両村が佐世保市に編入	
昭和 4 年				ニューヨークで株価の大暴落 「世界恐慌」の発端へ
昭和 5 年	133,174	23,650		
昭和 10 年	173,283	30,457		
昭和 13 年			北松浦郡相浦町が佐世保市に編入	
昭和 14 年				第二次世界大戦の勃発
昭和 15 年	205,989	42,693		
昭和 17 年			早岐町、大野町、中里村、皆瀬村が佐世保市に編入	
昭和 20 年			国有鉄道、松浦線の全線開通 空襲により市街の大半が焼失 佐世保鎮守府解体、市の人口が半減	広島、長崎に原爆投下 終戦
昭和 22 年	175,233	44,497		
昭和 23 年			佐世保港が貿易港に指定 佐世保市保健所の設置	
昭和 25 年	194,453	47,580		朝鮮戦争の勃発
昭和 27 年			佐世保が米海軍基地に指定 佐世保市教育委員会の発足	
昭和 28 年			海上警備隊(現在の海上自衛隊) 佐世保地方総監部の設置	テレビ放送の開始
昭和 29 年			柚木、黒島の両村が佐世保市に編入	
昭和 30 年	258,221	55,753	西海国立公園指定の告示 佐世保駅前広場の完成 東彼杵郡折尾瀬、崎針尾、江上の3村が佐世保市に編入 西海橋の開通 相浦陸上自衛隊駐屯部隊の設置	
昭和 31 年				日本が国際連合に加盟
昭和 33 年			東彼杵郡宮村が佐世保市に編入	
昭和 35 年	262,484	60,087		
昭和 36 年			佐世保市亜熱帯動植物園のオープン	
昭和 39 年			米原子力潜水艦「シードラゴン」が本邦初寄港地として佐世保港に入港	東京オリンピックの開催
昭和 40 年	247,069	61,948		
昭和 41 年			四ヶ町商店街のアーケード完成	
昭和 43 年			米原子力空母「エンタープライズ」が初めて佐世保港に入港	

年	人口(人)	世帯数	佐世保市に関わる主な出来事	日本に関わる主な出来事
昭和45年	247,898	68,232		大阪万博の開催
昭和46年			佐世保地域広域市町村圏としての指定を受ける	
昭和47年			佐世保市立総合病院の発足	
昭和48年				第1次オイルショック
昭和49年			市庁舎の竣工	
昭和50年	250,729	72,466		
昭和53年			三川内焼が国の伝統的工芸品に指定	
昭和54年				第2次オイルショック
昭和55年	251,187	77,676		
昭和57年				長崎大水害が起こる
昭和58年			体育文化館の落成 博物館島瀬美術センターの落成	
昭和60年	250,633	79,972		バブル経済へ突入
昭和63年			第3セクターとして松浦鉄道(MR)発足 西九州自動車道武雄佐世保道路 (佐世保大塔～波佐見有田間)開通	
平成2年	244,677	82,224	佐世保市立総合病院が新築、移転	
平成3年				湾岸戦争の開戦 バブル経済の崩壊
平成4年			ハウステンボスの誕生	
平成6年			西海パールシーリゾートのオープン	
平成7年	244,909	87,860		阪神淡路大震災が起こる
平成10年			西九州自動車道佐世保道路 (佐世保みなと～佐世保大塔間)開通 西海パールラインの開通	長野冬季オリンピックの開催
平成12年	240,838	90,105		
平成13年			アルカスSASEBOのオープン JR・MR佐世保駅高架化における全面 供用開始	ニューヨーク同時多発テロ
平成14年			市制施行100周年	ワールドカップ日韓大会開催
平成17年	248,041	96,048	吉井町、世知原町との合併	愛知万博の開催
平成18年			小佐々町、宇久町との合併	
平成20年				リーマンショック
平成21年			中央保健福祉センター(愛称:すこやか プラザ)の供用開始	
平成22年	261,101	104,583	江迎町、鹿町町との合併 西九州自動車道佐々佐世保道路・佐 世保道路(相浦中里～佐世保みなと 間)開通	
平成23年			西九州自動車道佐々佐世保道路 (佐々～相浦中里間)開通	東日本大震災が起こる
平成27年	255,439	105,011		
平成28年			中核市へ移行 「鎮守府」と「三川内焼」が日本遺産に 認定	
平成30年			九十九島湾が「世界で最も美しい湾ク ラブ」に加盟認定 「黒島の集落」が世界文化遺産に登録 「西九州させぼ広域都市圏」の連携中 枢都市宣言	

※人口及び世帯数は、明治35年から大正5年までは佐世保市の調査、大正9年以降は国勢調査によるもの。

3 これまでの主な取組

平成20年度から平成31年度まで（第6次計画期間内）における本市の主な取組(事業)

分野	主な取組み
しごと（経済）	<ul style="list-style-type: none"> ●第10回全国和牛能力共進会の開催(平成24年度) ●国土交通省から「海風の国」佐世保・小値賀観光圏の認定(平成25年度) ●佐世保工業団地「ウェストテクノ佐世保」の造成工事が竣工(平成25年度) ●「長崎県・佐世保市 IR 推進協議会」を県と共同で設置(平成25年度) ●佐世保相浦工業団地整備開始(平成29年度～) ●九十九島湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定(平成30年度)
ひと（人財）	<ul style="list-style-type: none"> ●行政組織「子ども未来部」新設（平成20年度） ●「子ども未来基金」創設（平成22年度） ●「佐世保市総合教育センター」がオープン(平成22年度) ●佐世保公園内に大型遊具を配置した「きららパーク」の開設(平成23年度) ●「東部子育て支援センター(市立早岐保育所)」の移転・供用開始(平成24年度) ●「針尾送信所」が国重要文化財に指定(平成24年度) ●「学校給食センター」本格稼働に伴う完全給食実施(平成25年度) ●「東部スポーツ広場体育館」の供用開始(平成26年度) ●「子ども発達センター」の常磐町への移転・供用開始(平成26年度) ●「長崎がんばらんば国体・長崎がんばらんば大会」の開催(平成26年度) ●「三川内焼」「鎮守府」の日本遺産認定(平成28年度) ●「幼児まどか教室」開設（平成29年度） ●母子保健の相談窓口「ままんちさせぼ」開設（平成29年度） ●「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録(平成30年度)
まち（都市基盤）	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ処理券を廃止し、指定ごみ袋購入補助券方式を導入(平成20年度) ●西九州自動車道佐々佐世保道路・佐世保道路（佐々～佐世保みなと）開通（平成21年度～平成23年度） ●栄・常盤地区市街地再開発（平成21年度～平成26年度） ●西部下水処理場供用開始（平成22年度） ●三浦地区みなとまちづくり計画における開発事業「させぼ五番街」開業(平成25年度) ●佐世保港「三浦岸壁」の供用開始(平成26年度) ●（新）山の田浄水場供用開始（平成27年度） ●「佐世保港国際ターミナルビル(愛称:葉港テラス)」の開設(平成27年度) ●佐世保港が国際旅客船拠点形成港湾に指定(平成29年度) ●三浦岸壁の延伸工事完了、16万トンの大型客船が寄港可能に（平成30年度） ●バス運行体制一体化による市営バス廃止(平成30年度)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">くらし (市民生活)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市政懇談会開始(平成20年度) ● 中央保健福祉センター(愛称:すこやかプラザ)の供用開始(平成21年度) ● 佐世保市立総合病院内に「救命救急センター」の開設(平成24年度) ● 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例の制定(平成24年度) ● 旧市域の防災行政無線運用開始(平成24年度) ● 戸籍、住民票等のコンビニエンスストアでの交付サービス開始(平成27年度) ● 「佐世保市東消防署」の新庁舎竣工(平成27年度) ● 「佐世保市立総合病院」の地方独立行政法人化(平成28年度) ● 地区自治協議会が全27地区で設立(平成25～29年度) ● 佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例の制定(平成29年度) ● 佐世保市犯罪被害者等支援条例の制定(平成29年度) ● 相浦地区複合施設「あいあいプラザ」の供用開始(平成30年度)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">そ の 他 市 政 全 般</p>	<p>【 市政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 韓国坡州市と国際親善都市締結(平成20年度) ● 江迎町、鹿町町との合併(平成21年度) ● 中国瀋陽市と友好交流都市締結(平成23年度) ● 「徳育推進のまちづくり」宣言(平成24年度) ● 新「佐世保市民憲章」を制定(平成25年度) ● 韓国釜山広域市西区と国際親善都市締結(平成25年度) ● 韓国坡州市と姉妹都市締結(平成25年度) ● 中核市への移行(平成28年度) ● 連携中枢都市宣言(平成30年度) <p>【 基地政策 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 赤崎貯油所の一部返還(平成20年度) ● 前畑弾薬庫移転・返還日米合同委員会合意(平成22年度) ● LCAC 暫定駐機場の西海市への移転(平成24年度) ● 立神岸壁の一部返還(平成25年度) ● 陸上自衛隊崎辺分屯地(仮称)の開設:自衛隊による崎辺地区の利活用(平成30年度)

4 まちづくりの主な課題

人口減少が見込まれる社会の中で、元気な地域を次の世代につなげていくためには、若者の活躍、子育て環境の改善、新たな雇用づくりと付加価値の向上などの様々な活性化策に取り組む重要性がさらに高まっており、また、地域を担う人材を育成することにより地域コミュニティを活性化させる取組等も重要となってきます。

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すことによって、これからの時代に対応した「くらし」やすいまちをつくるために、分野ごとに主な課題を次のように整理しました。

しごと《経済》

主 な 課 題

- 人口減少による域内の市場規模の縮小（需要減）と併せて、労働力の中心となる15歳以上65歳未満の労働者（生産年齢人口）の急減により労働力が減少（供給減）することで、地域経済の縮小が予想されます。特に、若年層の流出は、将来的に地域経済の活力が減退する要因となります。
- 小売業、宿泊業、飲食サービス業等の産業は、大都市圏と比較すると生産性（付加価値）が低い傾向にあります。また、小売業やサービス業の市場規模は、一般的に周辺人口と比例するため、地方においては縮小が予想されます。
- 製造業や建設業等の産業は、これまで本市の地域経済を牽引してきた重要な産業ですが、団塊世代の大量退職により人材確保が困難な状況にあることに加え、経済のグローバル化によって従来のビジネスモデルが変化し、地場企業の競争力が低下しています。
- 農林水産業等においては、特に担い手不足や高齢化が問題となっており、佐世保市政策推進センターの推計によると、10年後の担い手は、農業で約70%、漁業で約78%に減少するとされ、資源という観点から見ても、耕作放棄地の拡大、乱獲による水産資源の枯渇が懸念されています。

ひと《人財》

主な課題

- 少子化の問題や核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。
- グローバル化・少子高齢化の影響や AI・IT の進化等に伴い、社会の大幅な変化が予想される中、新しい時代に対応できる資質や能力を育成が不十分です。
また、急激に国際化・多様化する社会においては、既存の価値観に捉われずに様々な問題解決ができる人材が不足しています。
- 少子高齢化や価値観の多様化、SNS 普及等、社会情勢の変化に伴い、支え合いや他者を思いやる意識の希薄化が進んでいます。

まち《都市基盤》

主な課題

- 人口減少社会の進展が予想されるまちづくりの問題として、居住区域内の人口密度の低下による、小売店、病院等の生活関連サービスの縮小・撤退が予想され、生活圏の維持が困難になることが懸念されています。
また、世帯数の減少や新築需要によって、空き家も一貫して増加傾向にあり、人口密度が低くなることで自動車利用への依存度が高まり、公共交通事業の採算が悪化、特に周辺地域において移動手段の確保が不十分な状況です。
- 災害発生時の被害を最小限に食い止めるための、想定被害箇所の把握やその対策が十分でない状況にあります。
- 公共インフラの多くは老朽化が進んでおり、人口減少が進み、激甚化する気象災害にも対応することが求められる中、既存インフラを計画的かつ戦略的に維持・更新しなければ、市民一人あたりの負担額は飛躍的に増大することになります。

くらし《市民生活》

主な課題

- 社会情勢の変化や人々の価値観の多様化等に伴って、地域と行政との関係性も変化を余儀なくされ、地域で活躍する担い手の減少も相まって、地域コミュニティの活力低下が懸念されています。しかし、行政においては予算、人員ともに減少傾向であり、平時・非常時における公的な領域への対応が不十分な状況です。
- 18歳から34歳の未婚者のうち、「いずれ結婚するつもり」とアンケートに答えた人は、男性85.7%、女性89.3%を占めていますが、初婚年齢や生涯未婚率は上昇し続けており、出生率低下の要因となっています。（第15回出生動向基本調査：国立社会保障・人口問題研究所：2015年）
- 保健の分野については、日常生活が制限されることなく生活できる期間を意味する健康寿命が重要なキーワードとなりますが、個人の自己管理面によるところが大きいため、行政の行う健康増進の取り組みだけでは不十分な状況です。また、広域化する感染症への対応は、市単独での取り組みでは困難な状況になってきています。
- 医療や福祉においては、今後増大する高齢者の医療費や、減少が予想される医療機関・医療及び介護従事者等の問題に対しては、これまでの社会保障の枠組みでは対応困難なものもあると考えられます。

行政経営《マネジメント》

主な課題

- 人口減少社会下においては、これまでの価値基準で既存事業を継続することが、必ずしも最良とは言えない状況にあります。そのため、何を目的として施策を実施するのかという整理ができていません。
また、事業効果を最大限に発揮するための、社会・経済状況等の詳細な動向把握が十分ではない状況です。
- 行政資源（ヒト・カネ）の減少する状況化で、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するための、職員の質や事務処理の仕組みといった基礎的な力が不足しています。また、市民と行政の円滑なコミュニケーションが十分とは言えない状況です。
- 税収の増加が見込めず、医療や介護といった社会保障費の増加が予想される中、国と地方の役割分担と税配分の見直しによる地方税財源の充実により、自らの判断と責任による地域の実情に沿った自立した行政展開が十分とは言えない状況です。

第7次佐世保市総合計画

基本構想（中間素案）

第1章

基本理念

本市のまちづくりは、常にひと(市民)が中心です。

また、すべての市民が健康で、幸せを実感しながら暮らせる社会を構築し、これを持続していくことが前提となります。

しかし、今後訪れる人口減少社会は、これまで世の中が経験したことがないもので、労働者をはじめ様々な担い手が不足することで、社会全体の生産力、消費や社会的負担に大きな影響があると想定されます。

これをまちづくりに置き換えると、広く社会参加を促し担い手を確保すること、また、負担増に対応するため大胆で先進的な取り組みを展開していく必要があると言えますが、このために必要とされる考え方(理念)は「共生」社会を前提とし、「多様性」という強みをいかして「創造」「挑戦」することではないかと考えられます。

そこで、第7次佐世保市総合計画の推進にあたっては、市民全体(市民・事業者等・行政)で佐世保の価値を高め、シビック(市民の、都市の)プライド(誇り)をもって、市内外にこれを力強く発信し、人口減少社会においても持続可能で幸福な社会の実現を目指していくこととします。

そして、その心構えとして、以下の4つを基本理念とします。

変革、発展を推し進め、活力溢れるまちづくりに「挑戦」します。

常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを「創造」します。

様々な文化、価値観を互いに尊重し認め合う「多様性」のあるまちをつくります。

郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う「共生」の精神を持つまちづくりを行います。

第2章

将来像

佐世保市の将来のイメージ

検討中

各分野において目指す都市像

人口減少局面において、本市が目指すべき都市像をわかりやすく提示するため、一定の共通認識が必要な政策ごとのまとめとし、具体性のある都市像として表しております。

活力ある産業の育成により、国際競争を勝ち抜くことを表す都市像

学力、体力、豊かな心、共感力等の育成に重きを置いて取り組むことを表す都市像



人口減少・高齢化社会に対応するため、都市圏の中心市として、将来を見据えた計画的なまちづくりを目指す都市像

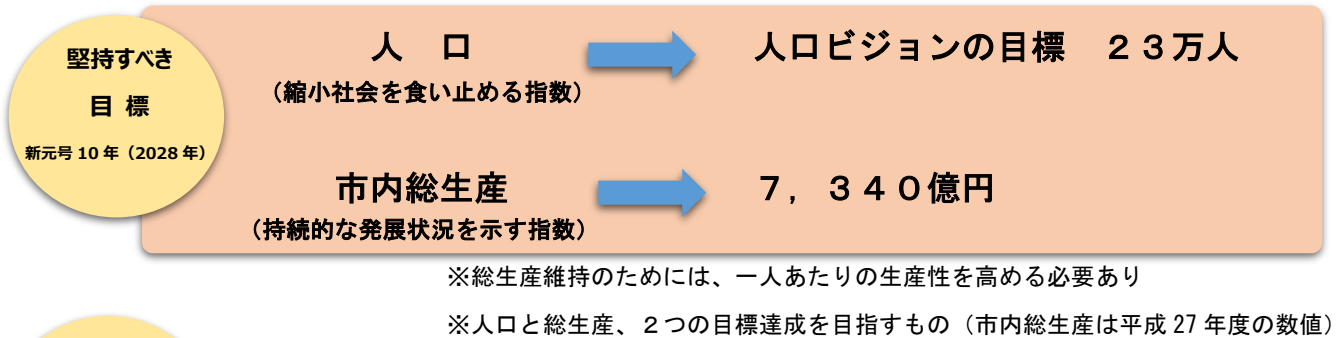
政策横断的の一体性が重要で、従前とは異なる発想で地域づくりを行うことを表す都市像

目標とすべき社会の状態

現在、日本全体が人口減少社会に突入し、深刻な問題となっています。少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小、労働力の不足、医療・介護費の増大など社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊、税収減による行政サービスの低下など、今後、様々な社会的な課題に直面することになります。また、わたしたちの生活や経済を支えている道路、上下水道、廃棄物処理施設、港湾等の社会インフラの維持・更新に係るコストが増加し、このままでは本市の経済・社会水準の維持を図ることは困難となります。

このことを踏まえ、縮小する社会へ対応していくとともに、限られた労働力でより多くの付加価値を生み出し、市民一人あたりの総生産を高めることで、持続的な発展を目指す必要があると考えられます。

そこで、本計画においては、目標とすべき社会の状態として、次のような「堅持すべき目標」及び「社会の状態の好転を目指すターゲット」を掲げました。



社会の状態の好転を目指すターゲット

人口規模のみならず、生活の質の維持・向上に必要となる要素にも着目。
社会の状態のうち、どの部分を良くするのか具体的なターゲットを明示します。

しごと

- 市内総生産（1次・2次・3次）を維持します
- 就職率を維持します

ひと

- 合計特殊出生率を向上させます
- 子ども女性比を向上させます
- 市民1人あたりの生涯学習に関わった回数を増やします

まち

- 都市部（都市核、地域核、生活核等）における人口密度を維持します
- 水道の安定供給日数を向上させます
- 生活排水処理率（公共下水道）を高めます
- 道路による都市間速達性を向上させます
- 土木施設の老朽化に伴う事故死亡者数及び水害・土砂災害による死亡者数をゼロとします
- 温室効果ガスを削減します
- 佐世保港を利用する船舶の総トン数を増やします

くらし

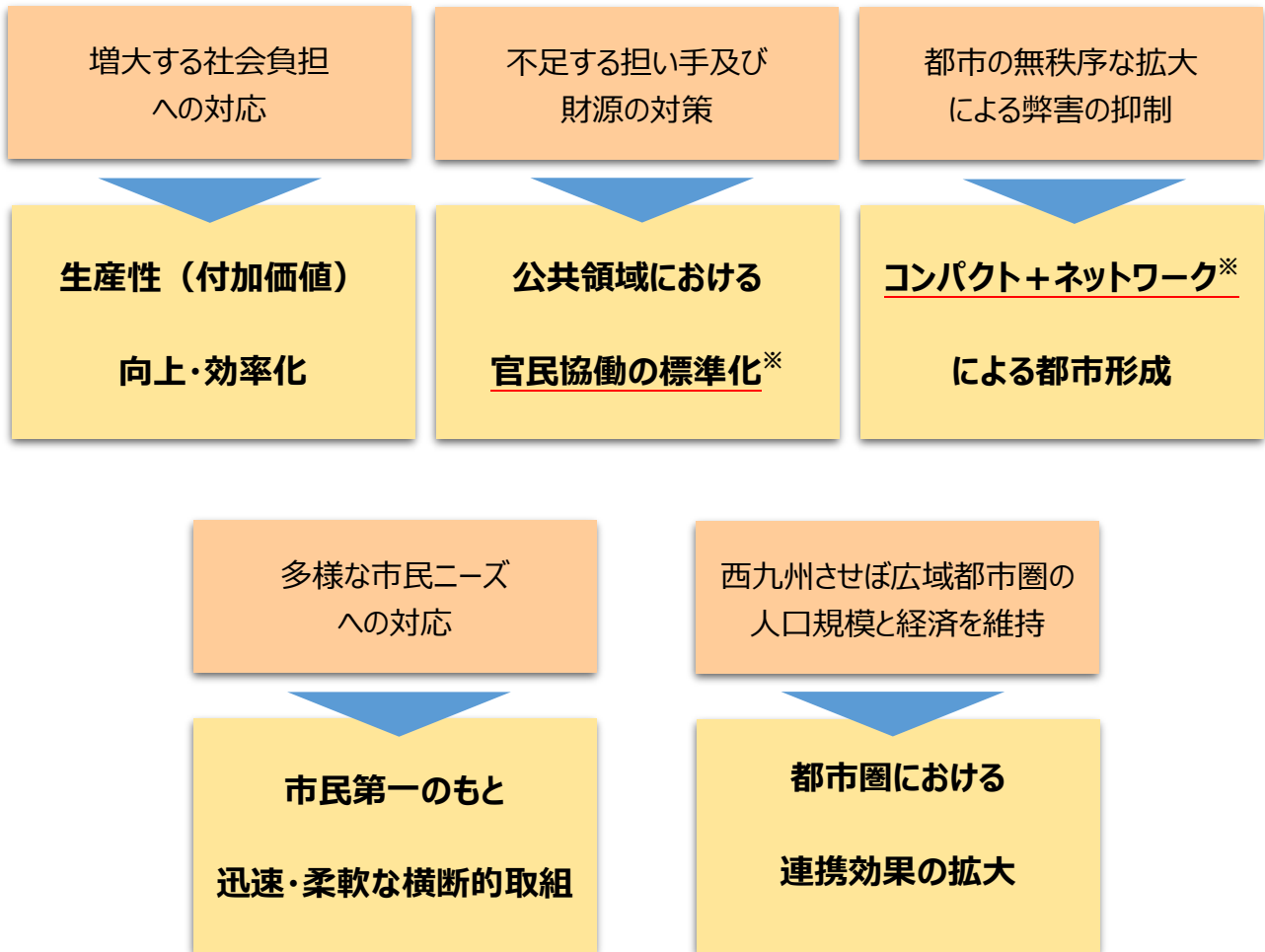
- 暮らしの安全・安心を高めます
- 平均寿命に対する健康自立度を高めます
- 建物火災1件あたりの焼損床面積を減少させます
- 心肺停止患者の1カ月後の生存率を高めます
- 災害死傷者数をゼロとします

第3章

基本目標

共通概念

まちづくりの方向性を示すにあたって、政策・施策全体の方向に影響を与える考え方です。



※官民協働の標準化…社会状態の向上という目的のため、官民が定期的な情報交換等により、相互の動向を把握した上で、経済活動や行政事務を行う「官民協働」を一般的な考え方とするもの。

※コンパクト+ネットワーク…行政や医療・介護、福祉、商業、金融等生活に必要な各種サービスが効率的に提供できるよう、これらの機能を一定の地域に誘導することで「拠点」をつくり、交通や情報ネットワークによって「拠点」同士を結び「つながり」をつくること。

まちづくりの方向性

共通概念を踏まえた上で、本市の将来を見据え、特出して取り組む方向性を分野ごとに提示します。

しごと《経済》

目指すべき方向性

観光・産業振興

国際規模の観光振興

統合型リゾートの誘致、世界遺産、日本遺産、九十九島（世界で最も美しい湾クラブ加盟）など多様な地域資源の活用により、国際的な観光都市を目指します。

付加価値の向上

品質向上等によるブランド化やプロモーション【販促活動】による差別化を図るとともに、I o T【モノのインターネット】等の活用、スマート工場化等の生産基盤の整備などによる省力化をとおして労働生産性を高めます。経営の多角化や海外輸出等の収益性を高める取組などを促進し、付加価値の向上を図ります。

技術力の向上・継承

生産性向上のため、技術力・競争力を強化する取組に注力します。

また、ものづくり企業における技能継承とスキルアップ【技能向上】、経営力強化のための研修会等を通じて人材育成を支援します。

企業体の活性化

事業所の経営改善や事業継承を図るとともに、世代交代を含む新陳代謝の促進を支援します。

新たなビジネスモデルの創出

ロボット、I o T【モノのインターネット】、A I【人工知能】などの新たなイノベーション【技術革新】やアウトソーシング【外注化】などを通して新たなビジネスモデルを創出できるよう積極的に支援するとともに、I o T・I T分野などにおいて先駆的に取り組む創業者や企業の誘致に向けた取組を進めます。

魅力ある商業集積の形成

多様化する消費者ニーズに対応できる魅力ある個店の集積形成を目指し、域内需要の確保と、観光需要、E C【インターネット上の商取引】など域外需要の取り込みに対する支援を強化します。

労働力の確保

若者の定着と、高齢者、女性など多様な人材が活躍できる環境の形成を主眼としつつ、企業と求職者のニーズを的確にとらえ、マッチングを図ることで、多様な人材の地元への定着を促進、地場企業の採用力を向上させます。特に第一次産業においては新たな労働力として、経営の法人化・団体化、就業者の新規参入を進めます。

資源の維持

地域の共同活動に係る支援により多面的機能を有する農山村の地域資源を維持・継承します。また、水産センターの機能強化による収益性の高い種苗の開発と生産性を高める漁場環境の改善に努めます。

多様な就労場の創出

製造業やオフィス系企業等の誘致による多様な就労の場と大規模な雇用を確保します。

ひと《人財》

目指すべき方向性

出産・子育て

ライフデザイン構築支援

妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を通じ、ライフデザイン【生活設計】構築のための支援を展開します。

多様で質の高い子育て支援

子育て支援に係る地域のニーズや国の動向等に対応した多様で質の高い事業展開を図るとともに、地域全体で出産・子育ての希望をかなえられるようサポートする環境づくりの実現を目指します。

教育

学力及び体力の向上

客観的データの活用・分析をもとに指導改善と学習環境の整備に努めます。

豊かな心を育む

地域（＝学校・地域・家庭）が一体となって協力し合い、生命尊重、思いやり、正義感や公正さ、感動する心等、豊かな人間性と社会性を育むための教育を行います。

新たな教育のニーズ

グローバル【世界規模の】社会に対応するため、地域特性を活かした英語教育、またICT【情報通信技術】への早期順応等を図り、必要なアイデンティティ【自己同一性】の確立をめざすとともに、郷土愛を醸成する取組みを推進します。

生涯学習環境の充実

生涯学習の情報の機会・場が提供され、市民自らが学び続けられる環境の充実を図ります。

まち《都市基盤》

目指すべき方向性

都市形成

持続可能な都市の形成

都市機能や居住地域を誘導しながら、核となる拠点を形成し、拠点間を交通網で効率的につなぎ、コンパクトでネットワーク化された都市を目指します。

災害に強いまちづくり

危険箇所や避難場所を事前に把握・周知するとともに、住民の生命を守るための危険度に応じた効果的な対策を進めます。

公共インフラ

都市基盤の整備推進

本市の最重点課題に位置付けられた、必要不可欠な公共インフラに関しては、引き続き早期整備を目指します。

優先度の明確化

公共インフラについては市民生活や経済活動を支えるという観点に基づき、優先度を明確にしたうえで、整備・維持するものを選択します。

くらし《市民生活》

目指すべき方向性

地域コミュニティ

住民主体の地域づくり

住み慣れた地域で誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会の形成に向け、地域における防災力向上のための支援など、自らの手による地域づくり意識を醸成します。

担い手の育成

将来的な公共領域の担い手として期待される、地区自治協議会の運営充実に向けた支援に取り組みます。

地域体制の補完

様々な社会貢献活動を行うNPO【市民活動団体等】を支援し、地域コミュニティの機能を補完する仕組みづくりを行います。

移住の促進

県外からの移住ならびに若者の定住を促進することで、地域の活性化を図ります。

動機付けの仕組みづくり

結婚を促すために商業ベースとの活動と連携や、動機が高まる仕組みづくりを検討します。

保健

健康寿命の延伸

市民の主体的な健康づくりの推進に向け、民間と連携して情報発信や機会提供を充実させるとともに、健康づくりに取り組むインセンティブ【動機付け】を導入し地域活性化を目指します。

広域的な危機管理体制

健康危機管理機能は県との役割分担を整理し、県等の関係機関と連携し、広域的な危機管理体制の強化に取り組みます。

医療・福祉

包括的取組による地域福祉

地域共生社会実現に向け、住民等と連携した地域福祉活動の充実を図ることで、地域福祉を推進するとともに、地域包括ケアシステムを実践します。

ICTの活用

医療分野と介護分野の効率的な連携や、担い手不足解消のため、ICTの活用を積極的に検討します。

医師の確保

地域医療体制の維持に向け、県との役割分担の下、医師確保対策に取り組みます。

行政経営《マネジメント》

目指すべき方向性

行財政運営

客観的成果の分析から導かれる選択と集中

行政評価は実績の分析を前提として、事業選択に必要な評価を行うツールとすることで、選択と集中を促進するとともに歳出効率化を図ります。

市民の視点に立った効率的で効果的な行政運営の推進

人事評価制度や職員研修の充実・強化による人材育成、戦略的広報・広聴の取り組みの充実、A I【人工知能】等の先進技術を含めたI C T【情報通信技術】の積極的な利活用によって、社会情勢を踏まえ市民ニーズに柔軟に対応しながら市民の視点に立った効率的で効果的な行政運営を推進します。

持続可能な財政運営

地方交付税が示す行政規模や他都市との比較、市民負担とサービス水準の調整等により適正な行財政規模に是正するとともに、公共施設等の長寿命化、集約・複合化を進めることにより行政コストの縮減に努めます。

さらに、資産の有効な利活用や新たに行う重要な政策分野について法定外目的税を導入するなど財源の確保に努め、健全な財政運営を行うことで行政サービスの安定的な提供を行います。

政策と組織の一体化

政策と組織を一体化させることで、部局長のマネジメント力を発揮しやすい環境を整備します。

基地との共存共生

本市の基本姿勢である「基地との共存共生」に基づき、市全体で基地所在に係る負担軽減や地域経済の活性化に取り組むとともに、今後とも「新返還6項目」など佐世保港のすみ分けに資する施策の実現に向け、引き続き国に要請していきます。

**第7次佐世保市総合計画
基本計画(中間素案)**

序章

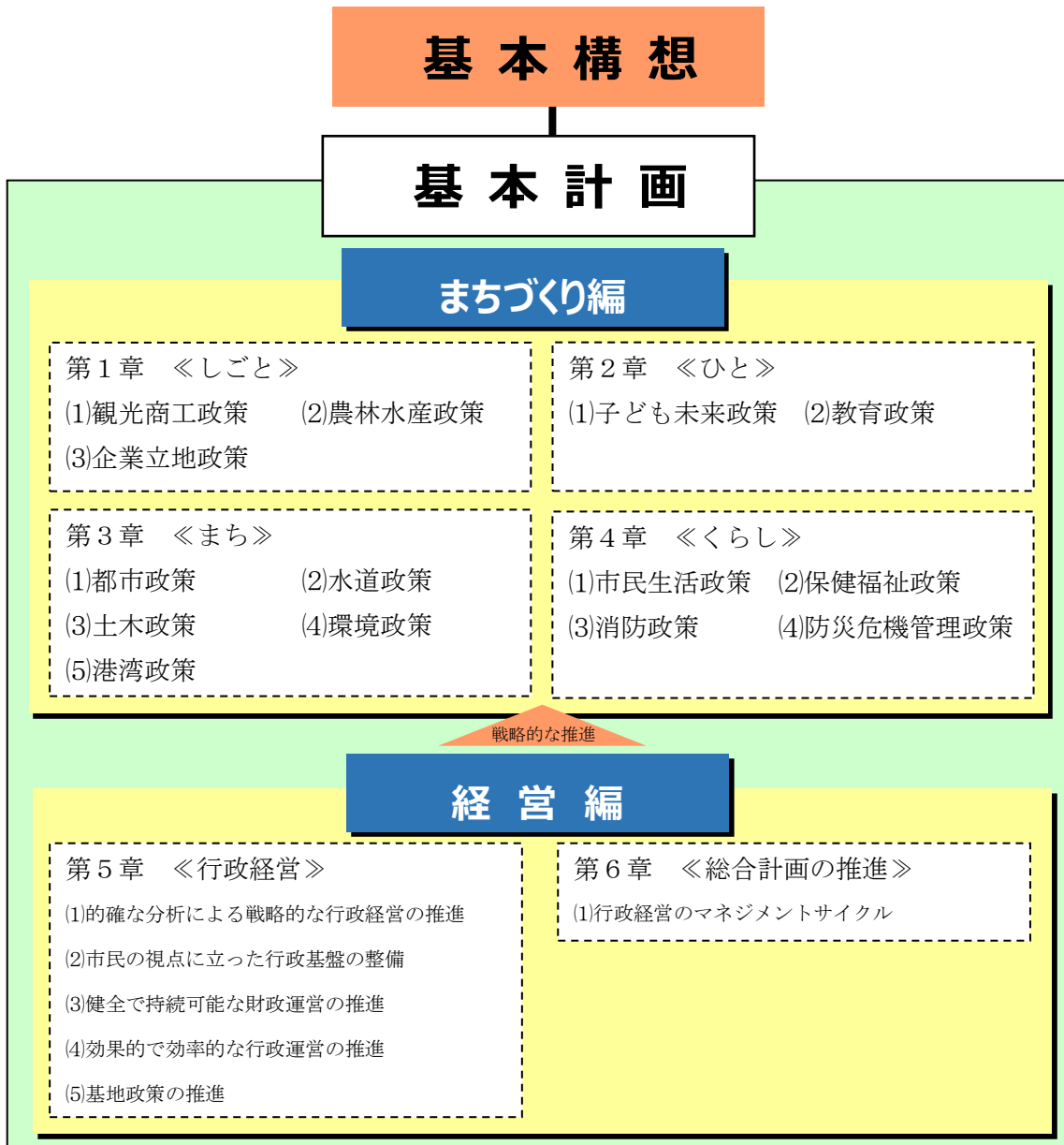
基本計画の概要

1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げた本市の将来像（各分野において目指す都市像や目標とすべき社会の状態）を実現するため、政策・施策・事業の内容や目標等を示すものです。

2 基本計画の構成

基本計画は、「まちづくりの取組」からなる『まちづくり編』と、「行政経営の取組」と「総合計画の推進にあたって」からなる『経営編』をもって構成します。



3 基本計画の政策・施策体系

基本構想では、「しごと」「ひと」「まち」「くらし」の4つの分野において、本市が目指すべき都市像を設けました。

基本計画では、これらの都市像を実現するための政策、施策、事業等を主な内容として策定されています。

- | | | |
|------|---|---|
| 「政策」 | … | 目指すべき社会状態に変化させるための方針（基本構想に掲げる4つの都市像を実現するために、望まれる姿や課題、今後の方向性を示すもの） |
| 「施策」 | … | 目指すべき社会状態に変化させるために行う行政活動（政策を実現するための基本的な目的・目標） |
| 「事業」 | … | 施策を実現するために行う個別の取組・方向性 |

**政策・施策体系図
を挿入予定**

まちづくり編

目指す都市像ごとに、各政策・施策の内容を記載しています。



第1章

しごと

都市像

1

活力あふれる国際都市

観光商工政策

- 施策 1 : 観光の振興
- 施策 2 : 地場企業の振興
- 施策 3 : ふるさと納税制度の推進
- 施策 4 : 競輪事業収益の確保

農林水産政策

- 施策 1 農林業の振興
- 施策 2 水産業の振興

企業立地政策

- 施策 1 企業立地の推進

政策名

観光商工政策

- 施策 1：観光の振興
- 施策 2：地場企業の振興
- 施策 3：ふるさと納税制度の推進
- 施策 4：競輪事業収益の確保

望まれる姿

人や財が流入・交流する活力ある産業のまち

部局の使命

将来にわたって活力ある地域社会を支える地場産業を支援し、地域資源を活かした産業づくりと交流人口の拡大を進め、活力と賑わいにあふれるまちづくりの実現を目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
市内総生産（第 2 次・第 3 次産業）	718,483 百万円 (平成 27 年度)	→

問題点の整理

- 日本人観光客は、人口の減少とレジャーの多様化等に伴い、今後大幅に減少することが見込まれています。
- 市内企業の持続的かつ安定的な経営が、少子高齢化、人口減少の進行に伴う人手不足と国内市場の縮小等により、困難になりつつあります。また、総じて市内企業の保有する設備は、老朽化しており、生産効率が低くなっています。
- 商店街における商品販売額は、商圈人口の減少やネット通販など消費行動の多様化等に伴い、加速度的に減少することが見込まれます。特に地域商店街は、売り上げ減少等に伴い事業の承継が困難となり、空き店舗が増加しています。

- 「させば産品（伝統的工芸品を含む）」は、総じて認知度が高いとは言えず、販売額が伸び悩んでいます。
- 市内中小企業は、福利厚生等を含めた雇用環境の整備の遅れや、多様な働き方への対応が要因の一つとなり、新規学卒者をはじめとした生産年齢人口の市外流出が続いており、今後、人手不足が更に加速することが見込まれています。
- 多くの自治体がふるさと納税に対する返礼品として、観光・物産商品を贈っており、自治体間の競争が激化しています。
- ナイター競輪、ミッドナイト競輪の開催等により、車券売上及び事業収益は堅調に推移しているものの、Gグレードの車券売上は全国的に減少傾向にあります。

問題解決の方向性

- 観光客の実態に係るデータの収集と分析を行い、関係機関との連携した地域資源のさらなる磨き上げと情報発信、誘致活動を展開することで、国内外から本市を訪れる観光客数と観光消費額の増加につなげます。
- 業種を問わず、ITやAIなどの利活用をはじめ、生産効率の高い設備の導入に向けた取組、人材育成や事業承継などの経営課題の解決に向けた取組を支援します。また、起業化や新分野進出、事業拡大など、ニーズに即した随時効果的な支援を行うとともに、IoTやIT分野などにおいて先駆的に取り組む創業者や企業の誘致に向けた取組を進めます。
- 魅力ある個店の創出等を促進することで、魅力ある商業集積の形成を図るとともに、観光需要やECなどの域外需要の取込を促進します。
- 特産品の認知度向上に向けた情報発信と販路拡大の支援に取り組むとともに、魅力ある新たな「させば産品」の創出やブランド力の向上に向けた取組を支援し、販売促進に取り組みます。
- 市内事業者の働き方改革への取組と多様な働き方への対応を促進します。
- ふるさと納税制度を活用し、インターネットやカタログ等でのPRを行うことで、購買力の高い都市圏における認知度向上を図り、本市特産品等の販売額向上につなげていきます。
- 適正・安全な競輪の開催により車券売上と収益の確保に努め、一般会計への安定的な繰出しを行います。

施策 1: 観光の振興

[施策の目的]

国内外の多くの観光客が本市の魅力を感じ、観光消費により地域経済が活性化することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
観光消費額	124,185 百万円	検討中			

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●本市の観光の魅力を感じ、市内外に発信するとともに、観光客に対しては、おもてなしの心で接しています。

[施策の方向性]

●地域資源の活用による観光消費の拡大

本市を代表する観光地である西海国立公園で、世界で最も美しい湾クラブに加盟した九十九島とハウステンボスに加え、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」と「三川内焼」をはじめとした本市の魅力ある地域資源の更なる磨き上げと情報発信、誘致活動に関係機関と連携して行うことで、国内外からの交流人口の増加を図り、観光消費額の拡大に繋がります。

●国内外から選ばれる観光地づくり

水族館や動植物園など本市観光施設の整備や、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを進めるとともに、「九十九島」と「海風の国」のブランド化を進めることで、首都圏を始めとした全国から選ばれる観光地を目指します。

また、海外からの観光需要を本市に取り込むため、各国の旅行ニーズに応じた観光情報の発信を、長崎県内や北部九州、海外の関係機関と連携し実施することで、訪日観光客の増を図ります。

●オール佐世保の受入体制

官民一体となったオール佐世保の受入体制のもと、クルーズ船客を含む観光客をおもてなしの心で受入れます。

[民間の役割]

●日本版DMOである公益財団法人佐世保観光コンベンション協会は、本市の観光資源・地

域資源の磨き上げを行うとともに、ブランド観光地域づくりを推進します。

また、ビッグデータ等を活用した誘致戦略に基づき、効果的な情報発信と観光客誘致を行います。

●ハウステンボス株式会社やさせぼパール・シー株式会社など民間観光関連事業者は、施設の魅力アップとサービス向上などによる顧客満足度の向上を図ることで、佐世保観光の魅力向上とリピーター獲得に繋がります。

●多くの観光客が訪れるイベントや、地域の行事や祭りなどの実施団体は、市民主導で自立したイベントとして創り育て、交流人口の増加に繋がります。

●宇久町観光協会やNPO法人黒島観光協会などの地域団体は、公益財団法人佐世保観光コンベンション協会などと連携し、世界文化遺産など地域資源を活用した観光地域づくりに努め、離島エリアや各地域への誘客に取り組みます。

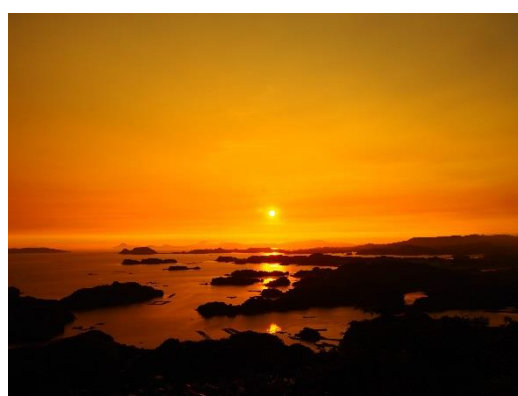
[西九州させぼ広域都市圏における主な取組]

●共通するコンセプトを持った自治体の観光情報を共有し、共同のマーケティングプロモーションを実施するため、科学的なアプローチと専門人材投入による現状分析を行い、ターゲットを明確にしたインバウンドセールスを行います。

●日本版DMOである公益財団法人佐世保観光コンベンション協会の基盤整備と機能を強化し、圏域内への周遊観光を促進します。



九十九島の昼景



九十九島の夕景

施策 2: 地場企業の振興

[施策の目的]

地場企業の経営基盤の安定と強化が進むとともに、市民が安定して働くことができる環境を整えることで、地域経済が活性化することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
利益を上げた企業の割合	43.6%	44.4%	45.2%	46.0%	46.8%

(目標値-現状値) ÷ 期間 = (50-43.6) ÷ 8 = 0.8%/年で設定。

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 企業が生み出す製品や、地場産品に愛着と誇りを持ち、地産地消と地域内循環に配慮しています。
- 地元で働く意思を持ち、自己の能力向上に努めています。

[施策の方向性]

●経営基盤の強化・企業経営の安定

経済情勢を踏まえて中小企業の資金ニーズに対応した制度融資を行うとともに、少子高齢化の進行や雇用形態の多様化など、中小企業を取り巻く経営環境の変化により事業承継などの新たに生じた課題解決に向けた取組や、企業における人材のスキルアップや技術・技能の承継に向けた取組への支援を行うことで、企業の新陳代謝を図るとともに、経営基盤の強化を促進し、経営の安定を図ります。

●生産性向上と新たな付加価値の創出

企業の生産効率向上や新たな事業展開に向けた取組や、市場ニーズを踏まえた新製品開発や新たな販路開拓への取組への支援を行うことで、企業の生産性向上と新たな付加価値の創出を促進します。

●新規創業・新分野進出等支援

創業や新分野への進出への支援や、IT・AIの活用に向けた取組等への支援を行うため、大学や高専などの高等教育機関との連携を進めるとともに、産業支援センターの充実を図り、企業の事業拡大と競争力強化を図ります。

●魅力ある商業集積の形成

商工会議所や民間まちづくり組織と連携し、魅力ある個店を創出・集積させることで地域の価値を引き上げ、さらなる商業者の流入を促し、魅力ある商業集積を形成します。また、観光需要、インターネット販売等による域外需要の取込を視野に入れた取組を推進します。

●「させば産品」の販売促進

「させば産品」（伝統的工芸品を含む）の認知度向上に向けた情報発信、魅力ある商品の開発やブランド確立のための取組と販路拡大を進めることで、「させば産品」の販売促進を図ります。

●多様な働き方への対応支援

若者の定着と、女性、高齢者、外国人など、多様な人材の活躍の場の整備促進と市内事業者の働き方改革への取組を支援することで、労働環境の変化への対応を図ります。

[民間の役割]

●地場銀行や県保証協会など金融機関等は、本市制度融資への協力や各社独自の金融の取組により地場企業の資金調達等の円滑化を図り、企業経営の安定化と経営基盤の強化に加え、地域経済の活性化を支援することが望まれます。

●佐世保商工会議所や佐世保市北部商工会、宇久町商工会など専門的知見を持つ産業支援機関は、中小企業の抱える経営課題解決や経営基盤強化に向けた支援や競争力強化への支援等を行うことにより経営の安定と企業活動の活性化に努めます。

●大学や高専など高等教育機関は、各機関が有する専門的知見をもとに連携し、市と一体となって創業や企業におけるIT・AIの活用や、学生によるイベント開催、調査業務など市内産業の全体的な活性化に向けた支援に努めることが望まれます。

●一般社団法人佐世保物産振興協会は、「させば産品」のPRと販路拡大に取り組みます。

●商店街組織等やまち元気協議会は、買い物環境の整備やイベントを行うことで商業の活性化を推進することが望まれます。

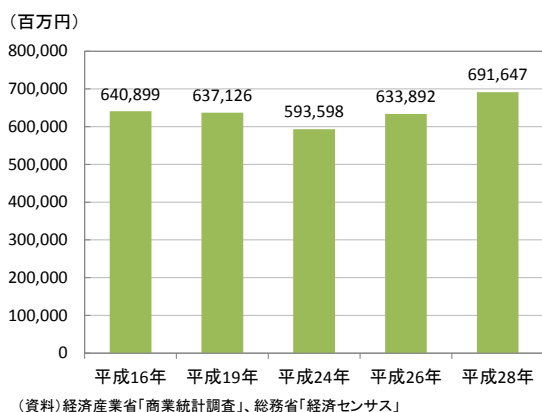
●民間のまちづくり組織は、エリアマネジメントをはじめとしたまちづくりの手法を研究・実践することで、まちなかの活性化を推進することが望まれます。

●市内事業者は企業の維持・拡大に努めるとともに、働き方改革や多様な人材の雇用への取組に努めることが望まれます。

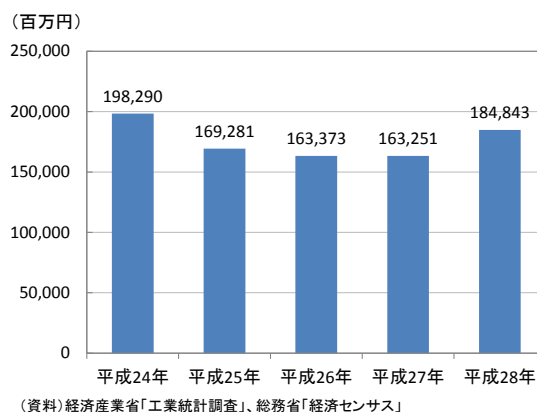
●公益財団法人佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンターは、市内中小企業等の福利厚生増進を支援します。

[西九州させぼ広域都市圏における主な取組]

- 佐世保市産業支援センターの広域利用を促進し、関係市町と連携して創業者や地場企業等の支援を行います。
- 圏域内の道の駅が連携し、情報発信など共同事業を実施することで、道の駅の認知度向上と観光客をはじめとする来訪者の増加を図ります。
- 圏域内の連携市町と共同物産展等を開催し、特産品の認知度向上と販売額向上を支援します。



商業販売額の推移



製造品出荷額等の推移

施策 3:ふるさと納税制度の推進

[施策の目的]

本市特産品の認知度と販売額の向上を目指し、ふるさと納税による寄附額増加を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
ふるさと納税制度による寄附額	18.9 億円	22 億円	23 億円	24 億円	25 億円

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 本市のふるさと納税や地場産品について、市外の親せきや友人等にPRをしています。

[施策の方向性]

●本市特産品等の認知度及び販売額向上

本市の旬の特産品等の情報発信など、本市の特産品等のPRを積極的に行うことで、ふるさと納税による寄附額の増加及び本市特産品の販売額向上につなげていきます。

また、他自治体との競合が激化しているなか、魅力的な返礼品開発を行うとともに、ウェブ上での商品の魅せ方などについての事業者セミナーを開催するなど、返礼品の競争力の強化を図ります。

- 寄附金は、寄附者の意向を基に活用し、地域の活性化につなげるとともに、寄附金の使い道についても公表していきます。

[民間の役割]

- 一般社団法人佐世保物産振興協会や公益財団法人佐世保観光コンベンション協会等は、返礼品の発送管理等を適正・迅速に行い寄附者の満足度向上に努めます。

- 返礼品を提供する事業者は、適正・迅速に寄附者へ返礼品を送付するとともに、寄附者に選ばれる商品開発等に努めるとともに、培ったノウハウを自社のマーケティング活動に活かすことが望まれます。

施策 4: 競輪事業収益の確保

[施策の目的]

競輪事業から一般会計へ安定的に繰出するため、競輪収益を確保することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
競輪事業の事業収益額	525,840 千円	340,000 千円	340,000 千円	240,000 千円	240,000 千円

(前年度繰越金は含まない)

[施策の方向性]

●事業収益の向上

競輪事業の運営について包括委託を行い、受託事業者と連携し競輪開催業務の適正・確実かつ効率的な運営を行うとともに、ハード・ソフトの両面におけるお客様満足度向上を図り、事業収益を向上させ一般会計への安定的な繰出しに努めます。

[民間の役割]

- 公益財団法人 J K A は、市と連携し安全・公正な競走を実施します。
- 競輪選手会は、日々の訓練により選手個々の競技力向上を図るとともに、場内場外での様々なイベントについて積極的に企画・参加し、競輪競技の認知度向上と競輪ファンの拡大に取り組みます。



佐世保競輪場

政策名

農林水産政策

施策 1：農林業の振興

施策 2：水産業の振興

望まれる姿

魅力ある「産品」と元気な農林水産業のまち

部局の使命

地域の特色を生かした「産品」と、元気な「担い手」の育成による、農林水産業の活性化を目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
市内総生産（第 1 次産業）	12,601 百万円 ^{※1}	→

※1 平成27年度長崎県の市町民経済計算

問題点の整理

- 農村部では、都市部より高齢化や人口減少が進行していることから、農業の担い手が不足しており、生産基盤の整備や一定規模の産地形成が困難になっています。
- 漁村部では、都市部より高齢化や人口減少が進行していることから、漁業の担い手が不足しており、漁場環境の維持や一定規模の操業が困難になっています。

問題解決の方向性

- 生産基盤の整備、産品の生産性と品質向上による産地の強化など、農業所得の向上を図り、「儲かる農業」の仕組みを確立することで、新規就農者など担い手の確保につなげます。
- 生産基盤、漁場環境の整備、水産資源の維持、操業の効率化などによって漁業所得の向上を図り、「儲かる水産業」の仕組みを確立することで、新規就業者など担い手の確保につなげます。

施策 1: 農林業の振興

[施策の目的]

儲かる仕組みをつくり、ひとを呼び込む農林業の実現を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
新規就農者数	10 人 ^{※2}	10 人	10 人	10 人	10 人
認定農業者 1 人あたりの生産額 ^{※3}	2,026 万円	2,058 万円	2,091 万円	2,124 万円	2,158 万円
農山村の持つ地域資源の維持・継承面積 ^{※4}	1,518ha	1,510ha	1,510ha	1,510ha	1,510ha

※2 平成 25～29 年度平均値

※3 認定農業者の生産額(作物毎の(生産面積×基準単収)合計額)／認定農業者数

※4 多面的機能支払交付金事業対象面積

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地域が生み出す農林畜産物を推奨します。

[施策の方向性]

●新規就農者の確保

U J I ターン人材などを活用し、就農支援策を講じることで新規就農者の確保を図ります。さらに、働きやすい環境づくりと経営の法人化を推進し、次代の農業担い手の育成・確保を図ります。

●生産性と品質の向上による農業者の所得向上

経営資源の集約、I o T などを活用した生産基盤の整備による効率化を図り、生産性の向上を推進します。あわせて、地域の特性に適合した品種の導入や高付加価値なブランド製品の生産を推進し、各製品の品質向上に加え、国内外での販路拡大に取り組むことで農業者の所得向上を図ります。

また、安定した流通のために卸売市場(青果・花き・食肉)の活性化を図るとともに、農作物の被害防止等を図るための有害鳥獣対策に取り組めます。

●農山村の持つ多面的機能を有する地域資源の適切な維持・継承

地域農業の共同活動組織や森林活動団体との連携により、持続可能な営農を支える、ため池などの農業基盤の整備及び、森林施業など多様な取り組み活動を推進します。

また、集落営農組織や農作業受託組織など、地域農業を支える団体の設立を推進します。

[民間の役割]

- J Aは、行政と情報を共有し、新規就農者の掘り起しを積極的に行います。
また、営農指導の充実による品質の向上と経営規模の維持・拡大を推進し、加えて多様な販売チャネルを開拓することにより、組合員の所得向上に努めます。
- 土地改良区は、農業・農村の有する地域資源の適切な管理と農業担い手への農地集積を図ります。
- 森林組合は、森林所有者及び本市と連携を図りながら、適切な森林整備に努めます。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

- 国内外での農産物販路拡大のための、情報発信拠点（サイト・動画）の設置と、消費者・バイヤー向けイベントを開催します。



施策 2: 水産業の振興

[施策の目的]

儲かる仕組みをつくり、ひとを呼び込む水産業の実現を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
新規就業者数	11 人 ^{※5}	11 人	11 人	11 人	11 人
漁業者 ^{※6} 1 人あたりの 漁獲高	993 万円	1,013 万円	1,034 万円	1,055 万円	1,077 万円

※5 平成 25～29 年度平均値

※6 漁協組合員(法人経営体を含む)

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地域が生み出す水産物を推奨します。

[施策の方向性]

●新規就業者の確保

U J I ターン人材などを活用し、就業支援策を講じることで新規就業者の確保を図ります。さらに、働きやすい環境づくりと経営の法人化を推進し、次代の漁業担い手の育成・確保を図ります。

●生産性の向上による漁業者の所得向上

漁港などの生産環境の充実、I o Tなどを活用した新規設備導入による操業の効率化に加え、国内外での販路拡大に取り組むことで、漁業者の所得向上を図ります。さらに、漁業経営の多角化、産地加工並びに、新種苗導入による養殖漁業の推進等により漁業経営の安定を図ります。

また、安定した流通のために水産市場の活性化を図るとともに、消費者意識に高まりのある「食の安全・安心」に対応するため、高度衛生管理の実現に向け取り組みます。

●水産資源の維持及びそれを育む漁場環境の適切な保全

放流技術や、付加価値の高い種苗の研究・開発と、放流種苗の生産拡大のため、水産センターの機能強化・充実に取り組み、水産資源の維持増大を図ります。また、地域漁業活動組織との連携による、藻場や干潟など、漁場環境の回復を図ります。

[民間の役割]

- 漁協は、行政と協力し藻場や干潟の回復の取り組みを積極的に行うとともに、漁場の資源

管理や、新種苗の導入による養殖漁業などの取り組みを推進します。

また、経営指導を推進し、加えて多様な販売チャネルを開拓することにより、組合員の所得向上に努めます。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

- 国内外での水産物販路拡大のための、情報発信拠点（サイト・動画）の設置と、消費者・バイヤー向けイベントを開催します。
- 水産センターを活用し、栽培漁業の推進による水産資源の維持・確保のため、関係市町への「余剰種苗の提供」から「計画生産」に移行し、種苗供給の安定化を目指します。
- 新規就漁者等への研修（着業後の技術支援等）や、若年漁業従事者等の交流（親睦、情報交換）、新規就漁者等への情報提供（中古漁船情報等）を行います。
- 各市町が実施している栽培漁業（種苗放流）及び漁場環境調査等を共同して実施することで、接続する漁場全体の生産環境改善および漁業者の所得向上を図ります。



政策名

企業立地政策

施策 1：企業立地の推進

望まれる姿

雇用を生み出す魅力と活力のあるまち

部局の使命

製造業及びオフィス系企業など魅力ある雇用を生み出す企業立地を実現させ、市外への人口（特に若年層）流出抑制及びU J I ターンによる流入増加を図ることを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
就職率※	45.0%	→

就職率＝佐世保公共職業安定所管内における求職者に対する就職件数の割合

問題点の整理

●本市の生産年齢人口は、一定の規模を推移しながらも緩やかに減少していますが、特に、20 歳から 24 歳の年代において転出超過の状況が顕著に見受けられます。

また、本市の有効求人倍率は 1.54 倍※と高い水準で推移しているものの、事務系求職者に限定すると 0.54 倍※と低い状態です。

※有効求人倍率：平成 30 年 11 月時点

問題解決の方向性

●製造業の受け皿となる佐世保相浦工業団地へ新卒者を含めた若者の採用や UJI ターンによる採用など、本市地方創生の推進に大きく寄与するような製造業の企業立地を早期に実現します。

また、オフィス系企業についても、既存企業の事業拡張を含めた誘致活動を行い、事務系求職者の雇用の場を創出します。

施策 1: 企業立地の推進

[施策の目的]

新たな企業が立地し、立地企業がさらなる投資を行うことで、魅力ある雇用環境が創出・拡大されることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
立地企業の 新規雇用計画人数	2,451 人	3,150 人	3,350 人	3,550 人	3,600 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 仕事への関心と働く意欲を持っています。

[施策の方向性]

● 多様な就労の場の確保

魅力ある企業の立地実現のため、県・長崎県産業振興財団との連携を密にし、対象業種の「選択と集中」による効率的な企業誘致活動を展開していきます。

また、立地が期待されるオフィス系企業の受け皿については、民間が行うオフィスビル整備について支援を行うことで確保していきます。

さらに、立地企業の操業（採用）支援などアフターフォローを充実させ、立地企業のさらなる投資に繋げていきます。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

- 圏域内で人材確保策などの連携を図り、企業誘致を推進していきます。



都市像

2

育み、学び、認め合う「人財」育成都市

子ども未来政策

施策1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

施策2 地域での子どもと子育ての支援

施策3 幼児教育・保育の充実

教育政策

施策1：学校教育の充実

施策2：豊かな心を育むまちづくり

施策3：生涯学習・生涯スポーツの充実

政策名

子ども未来政策

施策1：母子保健の推進と安心な育児環境の充実

施策2：地域での子どもと子育ての支援

施策3：幼児教育・保育の充実

望まれる姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

部局の使命

子どもが一個の人格として尊重され、最善の利益を享受しながら、健やかに成長できることを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成29年度)	目指す方向
合計特殊出生率 ※15から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値	1.71 H20～H24 調査分 ※最新はH31.2公表予定	↑
子ども女性比 ※0から4歳人口(男女計)を15から49歳女性人口で除した値	0.22942 ※H30.1.1時点	↑

問題点の整理

●子どもや子育て家庭を支えてきた地域社会における子育て機能の低下を受け、妊娠、出産、子育て等の面で市民ニーズが多様化しており、特に多くの市民が子育てに係る経済的負担を感じています。また、児童虐待について、市民の意識の高まりなどから、虐待に係る相談や通告等が増加する傾向にあります。

●身近な地域に相談できる相手がおらず、助け合う機会も少なくなっていることから、子育て家庭が孤立し、その負担感が増大しています。また、子どもの放課後における生活をめぐっては、核家族化の進展や女性の社会進出等の変化に伴い、その過ごし方が多様化し、居場所について、ニーズの高まりとともに、質の確保も求められています。

●保育所の待機児童について、平成17年度から年度当初には発生していないものの、年度途中において解消するまでには至っていない状況にあります。また、ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・保育へのニーズもきめ細やかなものに変化しています。一方、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の確保が重視される傾向にあります。

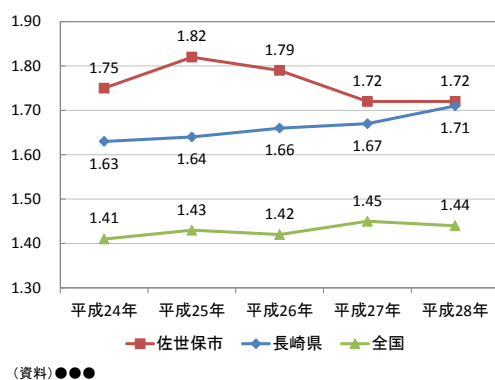
問題解決の方向性

●安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待の未然防止等の観点から、育児不安の軽減に資する様々な取組みを推進します。

また、市民の利便性等を考慮した各制度の適切な運用を通じ、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

●地域における子育て支援の充実を図るとともに、子どもと子育てに関して、地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

●幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。



合計特殊出生率の推移



佐世保公園 きららパーク

施策 1: 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

[施策の目的]

保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
乳幼児健康診査受診率	94.9%	96%	96%	96%	96%
乳幼児福祉医療費 支給資格の認定率	98.3%	100%	100%	100%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●母子の健康管理や育児不安の軽減等に資する各種支援について、日頃から情報の収集に努めるとともに、必要に応じた適切な利活用を図りながら、子どもの健やかな成長を支えています。

[施策の方向性]

●妊娠・出産等に関する知識の普及

幼児期から思春期における健康教育や啓発活動等を通じ、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図ります。

●母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

地域で孤立することなく、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育て世代包括支援センター(ままんちさせぼ)を中心に、子どもや子育てに関する様々な相談に対応します。

また、関係機関と連携・協力しながら、子どもや保護者の状況を把握し、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、必要時の個別ケース会議の開催を通じて、子育て家庭が抱える様々な問題への対応を協議し包括的な支援を実施することにより、児童虐待の未然防止を図るなど育児不安の軽減に資する様々な取組を行います。

●子どもの療育と発達支援

障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援にあたり、子ども発達センターを中心に、保健・福祉・医療・保育・教育分野等における関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等の訪問による施設支援等を行います。

●経済的支援の充実

子育て家庭の経済的支援の充実のため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費について適

切に制度を運用するとともに、周知・広報の強化による制度に関する認知度の向上を図ります。

また、子育てワンストップサービスの活用等を通じ、各制度の事務手続きの簡素化・効率化を進めるとともに、市民にとって利便性の高い支援を行います。

[民間の役割]

●産科や小児科などの医療機関や助産師会、民生児童委員、地域の子育て支援の関係団体等は相互に連携することで、妊娠期から切れ目のない包括的なサポート体制で支援を行います。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

●子ども発達センターが中心となり、療育関係者による各種学習会等の開催を通じ、能力やスキルの向上を図りながら、圏域における療育環境の改善につなげます。



「佐世保市子育て応援」ロゴマーク

施策 2: 地域での子どもと子育ての支援

[施策の目的]

子育て家庭が、地域で支えられながら楽しく子育てできるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
地域子ども・子育て支援事業の平均利用回数	40.9 回	47 回	48 回	49 回	50 回

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●身近にいる子どもに関心を持ってふれ合い、地域の親睦を深めながら子どもを育てる活動を進めています。

[施策の方向性]

●地域における子育て支援の充実

地域における子どもと子育ての支援を進めるため、保育所等に通っていない乳幼児とその保護者が相互に交流等を行う地域子育て支援センター、子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンター等の事業を推進します。

また、子育て講演会の開催等を通じ、地域で子どもや子育てを支えようとする市民意識の醸成を図ります。

●地域における子どもの健全育成

放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。

また、天候の影響を受けることなく子どもと保護者が楽しく遊べる「屋内遊び場」を官民連携のもとで名切地区の公園内に整備し、運営することにより、子ども・子育てを通じ人が集い、繋がり合う場の創出を図ります。

[民間の役割]

●町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、NPO法人などは、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、子育てに係る地域コミュニティの輪を広げるよう努めます。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

●ファミリーサポートセンター事業に係る会員養成講座やスキルアップ研修会等について、

圏域内の自治体間で相互に受講できる環境を整備し、会員の資質向上を図るとともに、講習会の開催を通じ、事業の立ち上げに資する必要なサポートを行います。



施策 3: 幼児教育・保育の充実

[施策の目的]

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
保育所待機児童数 (10月1日現在)	21 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼児教育・保育の量の確保率 (幼児教育・保育の見込み量 に対する入所者数の割合)	99.8%	100%	100%	100%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

● 幼児教育・保育に係る各種サービスについて、日頃から情報の収集を行うとともに、子育てと仕事の両立など、状況に応じて適切な利活用を図っています。

[施策の方向性]

● 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮しながら、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。

また、幼児教育センターを中枢として、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、幼稚園教諭・保育士に対する各種研修・講座の開催等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

● 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭の増加や多様な就労形態など幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に応じて、延長保育、一時預かり、病児保育等に係る市民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サービスを展開します。

[民間の役割]

● 幼児教育・保育を行う施設等は、需要に対する供給量の確保や幅広いニーズに対応するなど、利用する市民の立場を考慮したきめ細やかな支援を行います。

特に、幼児教育・保育における質の向上のための取組については積極的に推進します。

[西九州させぼ広域都市圏における主な取組]

●圏域における病児・病後児保育施設について、各自治体の居住者が相互に利用できる環境を整備することにより、利用者のニーズに配慮したサービスの提供を図ります。

●幼児教育センターが中心となり、教職員向けの研修や市民向けの講演会等について、圏域内の自治体間で連携して開催することにより、圏域における乳幼児教育・保育のさらなる質の向上につなげます。

政策名

教育政策

- 施策1：学校教育の充実
- 施策2：豊かな心を育むまちづくり
- 施策3：生涯学習・生涯スポーツの充実

望まれる姿

学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができるまち

部局の使命

学校教育や生涯学習環境の場において、子ども達を含む市民が生涯を通じて自らが学び、文化、スポーツ等に親しむことができる環境の充実を図ることにより、生きがいに満ちた暮らしを実現します。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
市民 1 人あたりの生涯学習に関わった回数	8.5 回/人	8.9 回/人

(生涯学習事業への参加、生涯学習拠点及び拠点スポーツ施設の利用者数/佐世保市人口)

問題点の整理

- これからの時代を生きる力、次代を切り開く力の育成に向けた教育の質の向上、また、教育と社会の連携強化による個人と社会の不断の成長が課題です。
- 核家族化や少子高齢化等の社会情勢の変化により、子どもを取り巻く環境が変化して、他者への関心の低下や子どもを健やかに育む地域の連携や支援等が希薄化（弱体化）しています。
- 生涯学習の場や機会に関する情報提供が十分でないことから、生涯学習への市民意識の高まりや学習成果の活用が活性化されていない状況にあります。
また、スポーツ施設及びスポーツ活動のサポートが十分に対応できていません。

問題解決の方向性

- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有し、学校・家庭・地域が一体となった教育の充実を推進します。

●学校・家庭・地域が連携し社会全体で、豊かな心や人間性と社会性を育む地域の教育力を高め、青少年の健全育成活動や体験学習活動等を推進します。

●市のホームページや公民館や図書館、少年科学館等の施設において、積極的に生涯学習の情報や市民ニーズ・地域課題の解決に応じた学習機会や場の提供に努め、また地域の関係団体との連携を図ることで学習活動の啓発、学習機会や情報の提供に努め、市民の自己実現や地域の問題を解決していく契機となる生涯学習に寄与していきます。

市民がスポーツ（する人、観る人、支える人）に親しめる環境づくりを推進します。

施策 1: 学校教育の充実

[施策の目的]

児童・生徒が、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を身につけ、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き抜くことができるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育の充実を図ることが目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
全国学力調査結果 (全国に対する本市の達成率)	95.2	98.2	99.2	100.2	101.2
体力・運動能力調査結果 (全国に対する本市の達成率)	98	99.1	99.4	99.7	100
全国学習状況調査児童生徒質問紙結果 (「人の役に立つ人間になりたいと思いますか。」に対する肯定値)	100	100.9	101.2	101.5	101.8

[施策の方向性]

●確かな学力及び体力の向上

各学校の創意工夫や地域特性を生かした学校経営ビジョンに基づく、特色ある学校づくりを推進するとともに、客観的データに基づいた授業改善に努め、児童・生徒の学力及び体力の向上を図ります。また、研究・研修事業の充実を図り、教職員の資質を向上させることにより、児童・生徒の学力の向上及び生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成につなげます。

●豊かな心を育む教育の充実

全教育活動を通じて行う道徳教育の充実と、家庭や地域との連携を重視した心の教育を推進することにより、生命尊重、思いやり、郷土愛をはじめとする道徳性の涵養を図り、児童・生徒の豊かな人間性と社会性の育成に努めます。

●新しい時代に求められる資質・能力の育成

新学習指導要領に基づいた教育実践を徹底するとともに、社会の現状や 2030 年以降の変化（技術革新、グローバル化の進展、雇用環境の変化等）に対応した教育及び環境整備・ICT 利活用のための基盤の整備等に努めることにより、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き抜く力を育みます。

●時代のニーズに合った新しい学校の創造

学習環境を維持するための適切な学校規模、持続可能な学校施設の更新、学校と地区自治協議会との関わりといった輻輳する課題を、総合的、複合的に検討し、今の時代に合った新しい学校へと再編していきます。

施策 2: 豊かな心を育むまちづくり

[施策の目的]

学校・地域・家庭が一体となって、市民一人ひとりが社会に対して主体性を持ち、思いやりのある活動（行動）ができる意識の醸成を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
放課後子ども教室に携わった大人の人数	11,445 人	11,500 人	11,500 人	11,500 人	11,500 人
健全育成事業への参加者数	18,523 人	20,250 人	20,500 人	20,750 人	21,000 人

[施策の方向性]

●学校・地域・家庭・行政の連携促進

子どもたちを地域で見守り心豊かに育むため、学校・家庭・地域が連携・協力し、安全で豊かな放課後の時間を実現するための放課後子どもプランの充実に努めるとともに、青少年育成関係者への研修や支援等を行うことにより、子どもたちを健やかに育む地域の教育力の向上を図ります。

●青少年の健全育成

青少年健全育成を行う団体への支援を通じて、地域での啓発活動や環境浄化活動に携わる市民の関心を醸成するとともに、青少年を取り巻く環境に目を配りながら、非行・犯罪の未然防止のための補導（愛のひと声）を地道に行うと共に、事件・事故に巻き込まれないための見守りを実施していきます。

また、「心豊かな人」「明るく住みよいまち」を創造していくために、佐世保徳育推進会議との協働により青少年をはじめとした市民全体への啓発事業に取り組み、思いやりの心や規範意識等の醸成といった徳育の推進を図っていきます。

[民間の役割]

●地域住民等の放課後子ども教室の運営委員会等への幅広い参画を得て、地域の特性に応じた活動展開により、子どもたちに多様な見守りや学習、体験・交流の機会と場を提供することが望まれます。

●佐世保市青少年育成連盟等には、青少年育成への関心を喚起する啓発活動の実施や青少年育成に関わる団体や関係者を対象とした講演・研修の実施により、実態に即した青少年の健全育成活動を行っていきます。

●佐世保徳育推進会議は、フォーラムの開催や広報紙の発行、徳育推進カレンダーの作成・配布等の本市の徳育啓発のための取り組みを行います。

施策 3:生涯学習・生涯スポーツの充実

[施策の目的]

地域のつながりや豊かな郷土を作るために、多くの市民が生きがいをもって生涯学習（スポーツ含む）に取り組むことができる環境を充実させることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
生涯学習事業への参加者数	94,653 人	107,300 人	109,300 人	111,300 人	113,300 人
生涯学習拠点施設の利用者数	1,517,258 人	1,503,100 人	1,505,100 人	1,507,100 人	1,509,100 人
拠点スポーツ施設の利用者数	518,871 人	522,000 人	523,000 人	524,000 人	525,000 人

[施策の方向性]

●生涯学習の環境整備

市民が自らの意思で生涯にわたり学び続けることのできる学習の「場」（公立公民館、市立図書館、少年科学館等）や「情報」（主催講座や講演会、体験活動、地域の社会教育活動等）の提供や周知を図ります。

●生涯学習の充実

生涯学習の拠点の充実と、市民の関心の高い講座や地域の問題解決のための講座など、多様な講座の実施により、受講者の自己実現を支援するとともに、地域の課題解決に主体的に取り組む人材の育成を図ります。

また、本市の特性と資源を活かしグローバル人材の育成と都市アイデンティティの確立のため、「英語で話せる街させば」プロジェクトを構成する諸事業を展開します。

●歴史文化の保存・活用・継承

郷土の歴史・文化を今に伝える文化遺産（有形・無形文化財、伝統文化等）を市民共有の財産として適切に保存し、後世へ継承していくため、文化財の調査・整備、伝統文化の顕彰・支援等を推進し、生涯学習などへの活用を図ります。また、郷土の文化遺産に対する市民の関心を喚起し、保護意識の醸成を図るため、ホームページでの情報発信や市民向け講座等学習機会の提供を図ります。

●生涯スポーツの充実

市民が日ごろからスポーツ（する・みる・ささえる）に触れる機会を充実させるために、

施設管理者や公益財団法人佐世保市体育協会と連携して、スポーツ団体、大会情報及び、スポーツボランティア等の情報について積極的な情報発信を行います。

[民間の役割]

●市民が自ら学んだことを披露・発表することで学習の成果の周知と生涯学習の啓発を図るとともに、自らの住む地域の特性や問題等への関心を喚起することに繋がることを望まれます。

●自ら学習を行う市民が集い、サークルが創設され、生涯学習活動が一層活性化することが望まれます。

●指定管理者及び公益財団法人佐世保市体育協会は、市民がスポーツに触れる機会を充実させるため、広く情報を発信するなど、スポーツに関する情報の提供を推進します。

都市像

3

西九州を牽引する創造都市

都市政策

- 施策1 居住誘導の推進
- 施策2 地域の特性に応じた都市機能の向上
- 施策3 市営住宅の計画的な整備
- 施策4 都市部における都市公園の機能の充実

水道政策

- 施策1 水の安定供給の推進
- 施策2 公共下水道の普及推進と安定処理

土木政策

- 施策1 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実
- 施策2 命を守る斜面地・浸水対策の推進

環境政策

施策1 環境保全活動の推進

施策2 ごみの減量化と適正処理の推進

港湾政策

施策1 交流・物流を支えるみなとづくり

政策名

都市政策

- 施策 1：居住誘導の推進
- 施策 2：地域の特性に応じた都市機能の向上
- 施策 3：市営住宅の計画的な整備
- 施策 4：都市部における都市公園の機能の充実

望まれる姿

人口減少・少子高齢化社会において都市機能を維持できるまち
～コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の実現～

部局の使命

人口減少、少子高齢化社会においては、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などが重要であり、その実現のための都市政策の推進を目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
都市部（都市核、地域核、生活核等）における人口密度	44 人/ha	→ (40 人/ha [※])

※40 人/ha…国土交通省策定の都市計画運用指針によるもの

問題点の整理

●都市機能や居住区域の拡がりを許容するまちづくりを続けていくと、人口密度が低く拡散した都市となってしまう、少ない人口で多くの公共施設の維持管理などの費用を負担することになり、サービス効率の低下が懸念されます。

●近年、人口減少・少子高齢化など社会情勢が大きく変化しており、斜面地等の既成住宅地においては、防災面や住環境面など様々な課題を抱えています。

また、中心市街地においては、一定の都市機能の集積は図られているものの、戦後、建築された建物の耐震性や老朽化、細分化された土地の有効活用などの課題が顕在化してきております。

●昭和 30 年代から高度成長期に建設された多数の市営住宅が、老朽化による更新時期を

迎えています。

●都市公園を安全で快適な憩いの場として市民へ提供することが重要であります。公園施設の老朽化や公園数の増加等により、都市公園における適切な維持管理が難しい状況であります。

問題解決の方向性

●コンパクトでまとまった市街地のなかで効率よく都市活動を営むために、都市部において適正に居住誘導を図ります。

●各々の拠点(核)において、地域の実情を踏まえた上で、将来のまちの姿を見据えながら、近年の社会情勢の変化やまちづくりにおける各地域の特性に応じて、都市機能の向上を図ります。

●人口の減少等の公営住宅需要を適切に見通した市営住宅長寿命化計画により、建替えによる集約や計画的な修繕を推進します。

●都市公園において、利用者に安全で快適に利用していただくために、施設再編や長寿命化計画による改修などを行い、機能充実を図ります。

施策 1: 居住誘導の推進

[施策の目的]

佐世保市都市計画マスタープラン※等のまちづくり計画により、適正に都市部への居住誘導を図ることを目的としています。

※佐世保市都市計画マスタープラン…都市計画法に基づき、土地利用や道路、公園などの都市計画に関する基本的な方針を示すもの。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
都市部（都市核、地域核、生活核等）における建築件数割合	84%	84%	85%	85%	86%

※都市部における新築件数÷全区域における新築件数×100（%）

都市部へ居住を誘導するかを示すものであり、戸建て・共同住宅・長屋住宅を対象としている。

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 居住誘導に対する意識を持ち、各種の活動に参加しています。

[施策の方向性]

●持続可能なまちを目指した居住誘導の推進

都市の現状と課題をふまえ、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続できるように、あわせて防災上安全な区域を考慮した居住誘導区域等を設定します。また、そのエリアへ居住の誘導や医療、福祉、公共施設などの都市機能誘導の推進を図り、将来においても市民が安心して快適に生活できるような、まちづくりを目指します。



連携する政策・施策（コンパクト・プラス・ネットワークに向けた施策）

- コンパクトなまちづくりへの対応は…

< 都市政策 >

施策 1 居住誘導の推進 ⇒ ●持続可能なまちを目指した居住誘導の推進

施策 2 地域の特性に応じた都市機能の向上 ⇒ ●都市機能の向上

●拠点間をつなぐネットワークは…

< 土木政策 >

施策 1 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

- ⇒ ●広域道路ネットワークの強化
- 地域と連携した生活道路ネットワークの強化

< 行政経営 >

経営 1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進

- ⇒ ●乗合バスの維持
- 交通不便地区対策の推進
- 離島航路の維持及び利便性向上

●安全・安心な居住環境の維持

老朽化による倒壊、屋根瓦などの飛散による被害防止のための老朽危険家屋の適正管理や、大規模地震の発生可能性を勘案した建築物の耐震化について、普及啓発や必要に応じて助言や指導を行いながら、安全で安心な居住環境の維持を目指します。

●空き家の適正管理の促進、活用

空き家は良好な居住環境を阻害している一因となっているため、所有者が第一義的には責任を持って管理すべきものであるとした上で、所有者、民間団体、行政が連携を図りながら、空き家の発生抑制や活用を促すための周知啓発に努め、適切に管理されていない空き家等については、必要に応じ助言や指導を行います。

また、居住誘導を進めるために、効率的に空き家の活用や改修等を支援していきます。

●景観形成の推進

佐世保らしい美しく魅力ある景観づくりのため、景観計画や景観条例、屋外広告物条例の運用をとおして、建築物や屋外広告物等の景観誘導を図ります。特に本市の景観上重要な地域については、その特性に応じた重点景観計画を策定し、地域住民との協働による景観資源の保全、活用を推進します。また、景観講座や景観賞等の啓発活動を継続し、景観に対する市民の意識醸成を図ることで、まちの魅力の発見、創造を促し、まちの活性化による居住誘導を図ります。

●国土調査法※に基づく地籍の明確化

地籍（土地の地番、地目、境界、面積、所有者）を明確化することで、土地に係る行政活動や経済活動に寄与し、居住誘導を促進します。

※国土調査法…国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として制定された法律。

施策 2: 地域の特性に応じた都市機能の向上

[施策の目的]

まちづくりにおける各地域の特性に応じて、都市機能の向上を図ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
まちづくり実施地区 における世帯数	5,600 世帯	5,300 世帯	5,200 世帯	5,100 世帯	5,000 世帯

※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測プログラム」(バージョン 1.3) を用いた計算結果を加工して算出

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地域の特性に応じた地域主体のまちづくり活動に参加しています。

[施策の方向性]

●都市機能の向上

斜面密集地においては、防災性の向上や老朽家屋の建替え促進につなげるため、まちづくり協議会との協働により、地域に求められる道路等の都市基盤の整備を進めます。

また、都市核・地域核など市民生活の拠点地域においては、各々の特性や役割に応じた都市機能を誘導すると共に、地元のまちづくり活動への支援により都市機能の向上を図ります。



連携する政策・施策 (コンパクト・プラス・ネットワークに向けた施策)

- コンパクトなまちづくりへの対応は…

< 都市政策 >

施策 1 居住誘導の推進 ⇒ ●持続可能なまちを目指した居住誘導の推進

施策 2 地域の特性に応じた都市機能の向上 ⇒ ●都市機能の向上

●拠点間をつなぐネットワークは…

< 土木政策 >

施策 1 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

- ⇒ ●広域道路ネットワークの強化
- 地域と連携した生活道路ネットワークの強化

< 行政経営 >

経営 1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進

- ⇒ ●乗合バスの維持
- 交通不便地区対策の推進
- 離島航路の維持及び利便性向上

施策 3:市営住宅の計画的な整備

[施策の目的]

市営住宅の需要を見通し、適切な整備及び管理を行うことにより、居住環境の向上を図ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
建替計画に係る住宅の集約率	95%	96%	96%	97%	97%

※2040年の目標管理戸数÷各年度の管理戸数×100(%)

[施策の方向性]

●市営住宅長寿命化計画に基づく整備及び修繕

市営住宅の老朽化や人口減少による住宅の需要を鑑みて、旧市内は計画修繕による維持管理を中心に、北部地域は生活核等に近い場所への建替えによる集約を目指します。



大黒 2 番館

施策 4: 都市部における都市公園の機能の充実

[施策の目的]

都市部における公園を安全で快適な憩いの空間として提供することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
都市部（都市核、地域核、生活核等）における公園整備率（%）	0%	12.7%	19.1%	30.0%	42.7%

※長寿命化計画に基づく実施率（%）

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●公園を憩いと交流の場として利用するとともに、清掃や巡視・点検など日常的な公園の愛護活動に参加しています。

[施策の方向性]

●都市公園の機能の充実

都市公園は、運動やレクリエーション、憩いの場としての役割のほか、催しや子育て環境の向上、災害時の避難場所など、公園の特性に応じた様々な用途を果たす場所であることから、公園施設の安全性確保と機能保全、予算の平準化を図るために維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づく改修や施設再編などを行い、都市部における都市公園の機能の充実に努めます。

●都市公園の利用の促進

四季折々の花木やイベント、施設紹介など魅力ある情報を、市ホームページなどを活用して情報発信し、都市公園の利用促進を図ります。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

●名切地区において、中心市街地の賑わいの創出や、多様な世帯の交流を育む憩いの空間を提供し、また、自然環境や起伏を活かした子どもも大人も楽しめる公園整備を行います。

●俵ヶ浦半島において、九十九島等の自然景観を眺望できる観光公園として整備を行います。

政策名

水道政策

施策1：水の安定供給の推進

施策2：公共下水道の普及推進と安定処理

望まれる姿

上下水道を通じて快適に生活できるまち

部局の使命

公営企業として経済性を発揮しつつ、清浄にして豊富低廉な水の供給および下水道の整備を通じて、公衆衛生の向上と生活環境の改善、都市の健全な発達に寄与することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
水の安定供給日数	364 日	↑
生活排水処理率（公共下水道）	52.8%	↑

※水の安定供給日数

- ・・・ 濁水及び事故その他の要因に伴う断減水（影響世帯数 100 戸以上）の発生件数が 0 件の日数

※生活排水処理率（公共下水道）

- ・・・ 佐世保市民のうち生活排水処理（公共下水道・合併浄化槽等）において、公共下水道により処理を行っている人口の割合

問題点の整理

●水を安定して供給するために必要な水源が慢性的に不足しており、本市の最重要課題の一つとなっています。

また、水道施設は戦前または終戦直後の軍港水道時代に造られたものが多いことと、起伏が激しい地形に起因して他都市よりも多くの施設を有していることから、それらが今後更新時期を迎えることで、水道事業にかかる施設の更新需要は増大する見込みとなっています。

●公衆衛生の向上や都市の健全な発達を図るために、公共下水道の整備を推進しているものの、普及が遅れている状況です。

また、下水道施設は整備着手から約70年が経過しており、今後段階的な老朽化の進行が予見されます。

問題解決の方向性

●水源不足の早期解消を目指すとともに、今後増大する更新需要に対し健全な経営を持続させるため、施設のライフサイクルコストの低減やリスク管理を行いながら費用の平準化を図り、水道施設の計画的な更新及び再構築を行います。

●未普及地域の公共下水道の整備を推進するとともに、施設の状態を長期的に予測しながら重要度及び健全度を踏まえた下水道施設の計画的な維持管理等を行います。

施策 1: 水の安定供給の推進

[施策の目的]

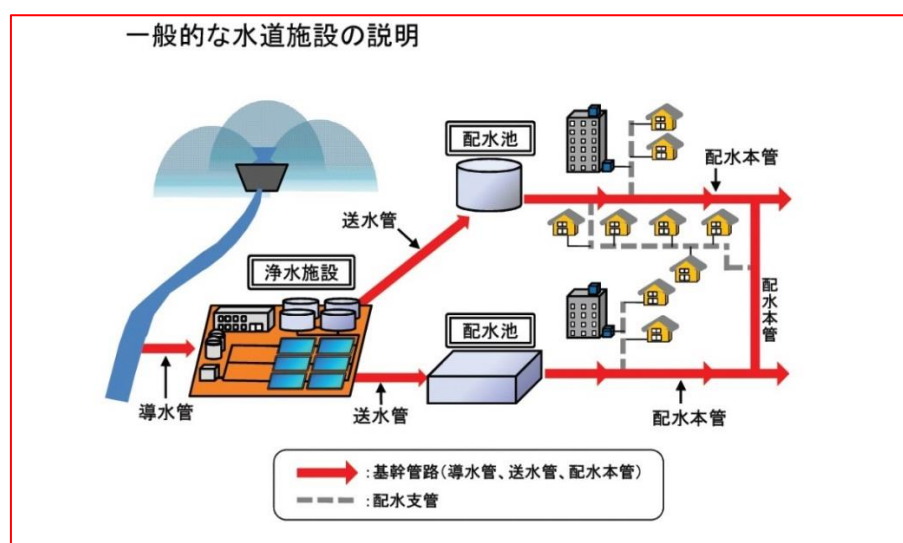
安全安心な水を安定して供給することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
主要な水道管の 事故発生割合 (基幹管路の事故割合)	2.1 件	2 件以下	2 件以下	2 件以下	2 件以下

※基幹管路の事故割合

- ・・・基幹管路（導水管・送水管・配水本管）100 kmあたりの年間事故件数の割合
目標値（2 件以下）は過去 3 年間の平均値。



出典: 厚生労働省

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 宅地内の水道管および水道機器を適切に管理しています。

[施策の方向性]

●石木ダムの建設促進

水源不足の抜本的解決策として、県及び川棚町とともに石木ダムの早期完成に向けて最大限の努力をします。



石木ダム完成イメージ図

●水道施設の整備及び水質の確保

水道施設については、優先度に基づき計画的に更新や再構築及び維持管理を行うとともに、適切な水質管理を行います。

●危機管理体制の充実

事故等のリスクに迅速かつ的確に対応できるよう、災害応急体制や危機管理体制を適宜見直すとともに、これに合わせた危機管理マニュアルを整備して、危機対応力の向上を図ります。



連携する政策・施策（防災・減災に向けた施策）

●災害の総合的な対応は…

< 防災危機管理政策 >

施策 1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

- ⇒ ●総合的な防災・危機管理体制の確立
- 地域における防災体制の強化
- 市民への防災情報の発信
- 大規模災害発生時の対応

●災害のための訓練や発生した場合の救助活動は…

< 消防政策 >

施策 1 消防体制の充実強化 ⇒ ●自然災害による被害の軽減

●災害発生時の上下水道は…

< 水道政策 >

施策 1 水の安定供給の推進 ⇒ ●危機管理体制の充実

施策 2 公共下水道の普及推進と安定処理 ⇒ ●危機管理体制の充実

●災害のための備蓄は…

< 市民生活政策 >

施策2 安全安心施策の推進 ⇒ ●災害時用備蓄品の確保

●災害危険箇所の情報提供や対策の実施は…

< 土木政策 >

施策2 命を守る斜面地・浸水対策の推進

⇒ ●災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施

●住民に対する危険箇所情報の提供

施策 2: 公共下水道の普及推進と安定処理

[施策の目的]

快適な暮らしができるよう公共下水道の普及を推進し、安定した下水処理を継続することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
佐世保市全体の人口 に対して公共下水道 が整備された区域に 住む人口の割合	57.6%	61.9%	63.2%	64.4%	65.7%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 住んでいる区域の下水道整備が完了した際には、早期に下水道に接続しています。

[施策の方向性]

●公共下水道の普及推進

将来の都市像を見据えながら、公共下水道の早期整備を推進します。また、公共下水道の整備が完了した区域については、接続促進に努めます。

●下水の安定処理

施設の健全度等を客観的に把握・評価したうえで長期的な施設の状況を予測し、計画的な維持管理等を行うとともに、処理水の適切な水質管理を行います。

●危機管理体制の充実

事故等のリスクに迅速かつ的確に対応できるよう、災害応急体制や危機管理体制を適宜見直すとともに、危機管理マニュアルを整備して、危機対応力の向上を図ります。



連携する政策・施策（防災・減災に向けた施策）

- 災害の総合的な対応は…

< 防災危機管理政策 >

施策 1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

- ⇒ ●総合的な防災・危機管理体制の確立
- 地域における防災体制の強化
- 市民への防災情報の発信
- 大規模災害発生時の対応

●災害のための訓練や発生した場合の救助活動は…

< 消防政策 >

施策 1 火災や自然災害対策の推進 ⇒ ●自然災害による被害の軽減

●災害発生時の上下水道は…

< 水道政策 >

施策 1 水の安定供給の推進 ⇒ ●危機管理体制の充実

施策 2 公共下水道の普及推進と安定処理 ⇒ ●危機管理体制の充実

●災害のための備蓄は…

< 市民生活政策 >

施策 2 安全安心施策の推進 ⇒ ●災害時用備蓄品の確保

●災害危険箇所の情報提供や対策の実施は…

< 土木政策 >

施策 2 命を守る斜面地・浸水対策の推進

⇒ ●災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施

●住民に対する危険箇所情報の提供

政策名

土木政策

施策1：暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

施策2：命を守る斜面地・浸水対策の推進

望まれる姿

安全で便利な社会インフラの整備と維持により安心して快適に暮らせるまち

部局の使命

拠点間を連絡する道路ネットワークをはじめ、市民の日常生活や地域経済活動を支える道路ネットワークを充実させることにより、西九州させば広域都市圏の中核として活力あるまちづくりを推進し、快適に暮らせる街をつくることを目的としています。

また、激甚化・頻発化する気象災害などから市民の生命を守るための安全な社会インフラの整備や災害の危険箇所を周知することで、安全で安心なまちをつくることを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
道路による都市間速達性の確保率	計測中	↗
土木施設の老朽化に伴う事故死亡者数ゼロ	0	→
水害・土砂災害による死亡者数ゼロ	0	→

問題点の整理

●本市においては、「国際旅客船拠点形成港湾」指定に伴う佐世保港の整備により、多くのクルーズ船の寄港を目指しており、クルーズ観光客の観光バス等の増加が見込まれる中、九十九島の「世界で最も美しい湾クラブ」加盟認定や「黒島の集落」を含む世界文化遺産、「鎮守府」と「三川内焼」の2つの日本遺産などの観光資源の活用、さらには特定複合観光施設（IR）の導入を目指していることなど、特に本市の観光産業を取り巻く環境は大きな変化が見込まれ、今後、交通需要が拡大すると考えられます。

また、国防体制の強化を図るための防衛施設の新たな整備や、新たな企業立地に伴う交通需要の変化も考えられます。

併せて、依然残されている主要渋滞箇所など、道路の問題が市民の日常生活に影響を及ぼしています。

今後、高度経済成長期以降に整備された数多くの道路施設の老朽化が一斉に進み、施設機能を維持するための必要経費が高まっていく一方で、対応するための予算には限りがあります。

●近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の報告書にも示されているように、今後も極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高く、これまで想定していなかった災害が発生する恐れが高まっています。

問題解決の方向性

●国道・県道を中心とした広域道路ネットワークの構築による移動円滑化を図り、利便性向上と経済活動の活性化を支えます。また、市道の改良・修繕・維持については、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）のバランスが取れた施策の推進を図り、計画的かつ効果的に進めます。

●急傾斜地や河川などの災害危険箇所については、危険度に応じた計画的かつ効果的な対策を進めるとともに、住民が危険を認知するためのハザードマップを作成、配布し、活用を促しながら、災害から住民の生命を守る安全な環境を作ります。

施策 1:暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

[施策の目的]

広域的な移動や市民の日常生活を支える道路ネットワークの強化により移動円滑化を図ること、また、安全で快適な道路環境を維持することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
道路整備プログラムに基づき課題が解決された箇所数	(累計)	22 箇所	33 箇所	41 箇所	48 箇所
健全性診断区分Ⅳ（最も悪い「緊急措置段階」）の道路施設ゼロ	5 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

地区自治協議会を通じて道路に関する地域課題の解決手法や優先度に関する整理、用地などの整備環境の整理を行政と協力して進めています。また、道路の異常についての情報を行政に伝えることや美化・清掃活動を通じて道路を大切に使っています。

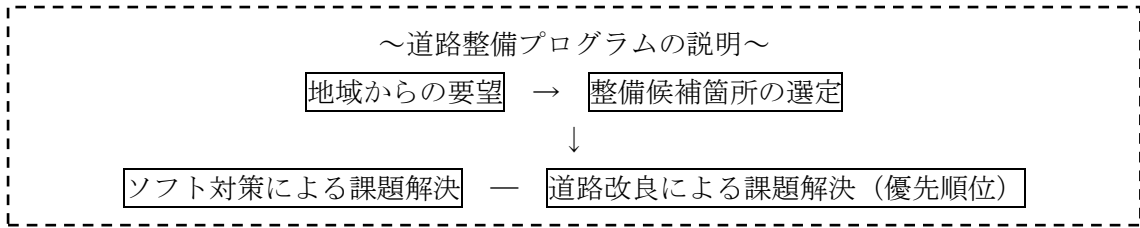
[施策の方向性]

●広域道路ネットワークの強化

本市および連携中枢都市圏である周辺地域を含め、経済活性化や市民の日常生活の利便性向上、救急活動及び災害時の避難などのための広域道路ネットワークの強化に向け、国や県と連携しながら移動時間を短縮し、安全に通行するために必要な道路整備（西九州自動車道の整備促進や地域高規格道路「東彼杵道路」の計画段階評価着手、クルーズ拠点形成にかかる道路整備など）を計画的かつ効率的に進めます。

●地域と連携した生活道路ネットワークの強化

多様化・高度化・多量化する生活道路へのニーズに対し、財政的な制約や老朽化対策が必要な既存施設の増加とのバランスを図る必要があるため、要望に順次対応する従来の方法ではなく、地域からのニーズに効率的に応えるべく改良する箇所を選択し、計画的な道路整備を行う5年間の道路整備計画（道路整備プログラム）を策定しています。この道路整備プログラムに基づき、課題（優先度）の整理や用地関係などの整備環境の整理を地区自治協議会と協働しながら行い、計画的かつ効果的な対策を進めます。



連携する政策・施策（コンパクト・プラス・ネットワークに向けた施策）

●コンパクトなまちづくりへの対応は…

< 都市政策 >

施策 1 居住誘導の推進 ⇒ ●持続可能なまちを目指した居住誘導の推進

施策 2 地域の特性に応じた都市機能の向上 ⇒ ●都市機能の向上

●拠点間をつなぐネットワークは…

< 土木政策 >

施策 1 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

⇒ ●広域道路ネットワークの強化

●地域と連携した生活道路ネットワークの強化

< 行政経営 >

経営 1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進

⇒ ●乗合バスの維持

●交通不便地区対策の推進

●離島航路の維持及び利便性向上

●安全で快適な道路環境の維持

老朽化する道路施設（橋梁・トンネル）を適切に維持管理し安全な施設運用を図るため、計画的な点検（施設及び付属物の変状・異常を発見しその程度を把握する）、診断（点検や調査結果により把握した変状・異常の程度を判定区分※に応じて分類する）、措置（施設の機能や耐久性を回復させるために補修等の対策や監視、通行規制などを行う）、記録（点検・調査結果、健全性の診断結果、措置又は措置後の確認結果などについて適時記録する）といったメンテナンスサイクルの着実な実施を行います。

※判定区分については以下のとおり

I：健全な状態

II：予防保全段階で、措置を講ずることが望ましい状態

III：早期措置段階で、5年以内に早期の措置を講ずることが望ましい状態

IV：緊急措置段階で、通行止めや緊急に措置を講ずるべき状態

市管理の施設において、橋梁については健全性診断区分IVの段階が1施設あり、トンネルについては平成30年度までに閉鎖又は補修工事を完了しているためIV段階の施設はありませんが、今後のメンテナンスサイクルの着実な実施によりIV段階の施設がない状態を保ち、安全な施設運用を行います。

●道路空間の適切な管理と柔軟な運用

快適な道路空間の維持・創出のため、道路の適切な管理をしっかりと進めるとともに、地域による草刈除草や道路空間の美化を進めるボランティアサポートを通して地域の協力による道路環境の維持・向上を進めます。

また、近年、道路沿線の賑わいづくりや価値向上につなげるため、道路空間の民間利活用を進めるなどの柔軟な運用が全国的に進められていることを受け、主体となる市民とともにその可能性を研究しながら柔軟な運用を進めます。

[西九州させぼ広域都市圏における主な取組]

●圏域全体との連携を可能とする交通ネットワークの強化を図っていきます。

施策 2: 命を守る斜面地・浸水対策の推進

[施策の目的]

局地化・集中化・激甚化する降雨災害に対し、危険度に応じた計画的かつ効果的な対策を実施し、災害から住民の生命を守ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
急傾斜地崩壊対策事業により保全される人家戸数	4,129 戸	4,431 戸	4,762 戸	5,170 戸	5,636 戸

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●危険箇所の把握などを通して日頃から防災意識を高め、万が一の際には迅速に避難できるようにしています。

[施策の方向性]

●災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施

急傾斜地や河川などにおける災害危険箇所については、箇所の現状や周辺の土地利用の状況などを考慮し、施設整備による防災・減災対策に取り組みます。

急傾斜地については、地元要望のうち採択基準を満たし関係者の合意形成が整った場合に、急傾斜地の崩壊を防止するためコンクリート構造物等などによる保護を行い、実施の際は、被災履歴や被害想定人家戸数、斜面の高さなど危険箇所の危険度に応じた計画的かつ効果的な対策を実施します。

また、河川については、地元要望や現地調査に基づき、緊急性の高い箇所から計画的な対策を実施します。

●住民に対する危険箇所情報の提供

近年では、雨の降り方が局地化・激甚化している現状を踏まえ、施設の能力を上回ることも想定しソフト対策による防災・減災への取り組みの強化が求められており、特に、河川については、浸水想定区域の指定に係る対象降雨が拡充されるなど、気象災害への対策の強化が急務となっています。

このことを受け、急傾斜地や河川について、気象災害に対する災害危険箇所や災害予報等の伝達方法、避難場所等を示すハザードマップを整備し、危険箇所の把握と可視化を図り、市民に情報提供を行うことで避難誘導體制の充実を図ります。



連携する政策・施策（防災・減災に向けた施策）

●災害の総合的な対応は…

< 防災危機管理政策 >

施策1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

- ⇒ ●総合的な防災・危機管理体制の確立
- 地域における防災体制の強化
 - 市民への防災情報の発信
 - 大規模災害発生時の対応

●災害のための訓練や発生した場合の救助活動は…

< 消防政策 >

施策1 火災や自然災害対策の推進 ⇒ ●自然災害による被害の軽減

●災害発生時の上下水道は…

< 水道政策 >

施策1 水の安定供給の推進 ⇒ ●危機管理体制の充実

施策2 公共下水道の普及推進と安定処理 ⇒ ●危機管理体制の充実

●災害のための備蓄は…

< 市民生活政策 >

施策2 安全安心施策の推進 ⇒ ●災害時用備蓄品の確保

●災害危険箇所の情報提供や対策の実施は…

< 土木政策 >

施策2 命を守る斜面地・浸水対策の推進

- ⇒ ●災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施
- 住民に対する危険箇所情報の提供

●既存施設の老朽化対策

既存の急傾斜施設や河川施設について、その機能が適正に発揮されるよう、適切な点検・修繕といった既存施設の老朽化対策により、防災・減災に取り組みます。

政策名

環境政策

施策1：環境保全活動の推進

施策2：ごみの減量化と適正処理の推進

望まれる姿

自然と快適な生活が共存するまち

部局の使命

廃棄物の適正処理による生活環境保全と公衆衛生の確保を図るとともに、環境によい行動を自ら選び取り組む「環境市民」を育成することで、持続可能な循環型のまちづくりを行うことを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成29年度)	目指す方向
温室効果ガス削減率（2013年度比）	▲8.8%	↓

問題点の整理

●本市の温室効果ガス排出量は、家庭や自家用車からの排出割合が全国より高い傾向にあり、家庭での省エネ行動の浸透が十分ではありません。

また、大気、水質等の環境基準は概ね達成しているものの、公害苦情は一定件数発生しており、下水道や浄化槽の普及率は全国や長崎県の平均を下回っています。

これら経済活動や家庭生活などの影響により、自然環境の悪化が懸念されます。

●家庭系・事業系ともにごみの量は、全般的に減少傾向にあるものの、減少率は鈍化しています。

また、ごみの排出状況としては、適切な分別やリサイクルが完全には行われておらず、不適正排出及び不適正処理が散見されます。

問題解決の方向性

●市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしを実践するとともに、環境保全の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的・積極的に環境に配慮した行動をとることができる「環境市民」を育てるため、佐世保市環境基本計画の重点プロジェクトとして位置づけている「させぼエコプラザ」を拠点とした情報発信と環境教育のプロジェクト「SASEBO “e” PROJECT」を推進します。

また、環境汚染を防止するため、大気、水質、事業場等の監視指導や下水道未整備地域での浄化槽設置の普及に努めます。

●ごみの減量のため、市民や事業者に対して、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の周知・徹底を図るとともに、適正排出及び適正処理に関する周知・指導を行います。

また、ごみ処理を安定的に行うため、運転計画により施設運営を引き続き行い、適正かつ効率的な運転に努めます。

※SASEBO“e”PROJECT

市民・市民団体・事業者の積極的な参加や協働を促し、エコライフ推進のための情報発信や市民活動の支援、地域や学校での環境教育の推進に重点的に取り組むもの。

※4R

- ・リフューズ(Refuse)……ごみになるものを断る
- ・リデュース(reduce)……ごみになるものを減らす
- ・リユース(Reuse)……ものをそのまま再利用する
- ・リサイクル(Recycle)……原材料に戻して再生利用する

施策 1: 環境保全活動の推進

[施策の目的]

市民や事業者による環境に配慮した行動の実践を通して、良好な環境を保全することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
一世帯当たり年間電力消費量 (kWh)	5,778 kWh	5,553 kWh	5,529 kWh	5,505 kWh	5,481 kWh
環境基準達成率 大気 (NO ₂ 、SO ₂) 水質 (BOD、COD)	100%	100%	100%	100%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●自然と共存して発展する持続可能な社会の重要性を認識し、それぞれの立場に応じて、環境に配慮した行動や環境保全活動への参加を自発的、積極的に実践しています。

[施策の方向性]

●環境教育・環境学習の推進

温暖化防止、省エネ、ごみ減量、希少野生生物保護などの各種環境問題に対して、市民や事業者が理解を深め、具体的な環境行動を実践する「環境市民」を育成するため、「させばエコプラザ」を拠点として環境教育や環境学習を推進します。

●地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの削減目標を達成するため、地球温暖化防止活動推進センターや近隣市町と連携して啓発活動を推進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。

また、市の事務事業から排出される温室効果ガスを率先して削減するため、環境マネジメントシステムによる効果的な温暖化対策を実践します。

●自然環境の保全

良好な自然環境を維持保全するため、市民団体や九十九島ビジターセンターなどと連携して、希少野生動植物の生息状況等の把握や保護対策を推進するとともに、自然観察会等のイベントを通して、自然とのふれ合いの場の創出や自然環境保全意識の向上を図ります。

●環境負荷の低減

市内の大気や公共用水域等の常時監視、事業者への監視指導を進めるとともに、市民負担

軽減策の実施による下水道未整備地域への浄化槽の設置促進や監視指導による維持管理の適正化を図り、大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境負荷の低減に努めます。

[民間の役割]

●町内会等住民自治組織や環境保全活動を行う NPO 等市民団体は、市や各種団体が行う環境学習や環境イベントに協力し、市民の環境意識の醸成に取り組むことが望まれます。

●事業者は、大気汚染、水質汚濁、騒音等の排出抑制や自然環境への配慮など、環境保全対策に主体的に取り組むとともに、省エネ設備機器や環境マネジメントシステムを導入し、温室効果ガスの排出抑制、省エネの推進、ごみの減量を推進することが望まれます。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

●環境保全活動の推進において、圏域内自治体が連携しながら環境啓発イベントや啓発広報等の事業実施に向け検討していきます。

※NO₂ 工場や事業所のボイラ(重油、都市ガス等)、自動車のエンジン(ガソリンや軽油等)などで発生した一酸化窒素が大気中で酸化されて生成されるもので、酸性雨や光化学キジダントなど、大気汚染の原因物質になるといわれている。

※SO₂ 石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄(S)が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になるといわれている。

※BOD 生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)。水の汚濁の状況を、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解されるときに必要な酸素の量で表したものである。環境基準では、河川の汚濁指標とされ、数値が高いほど、汚濁が著しいことを示している。

※COD 化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)。水の汚濁の状況を、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で分解するときに消費される酸素の量で表したものである。環境基準では、海域及び湖沼の汚濁の指標とされ、数値が高いほど、汚濁が著しいことを示している。



海域での水質検査



させばエコプラザ開所式

施策 2:ごみの減量化と適正処理の促進

[施策の目的]

日常生活や事業活動を通じて発生する廃棄物の減量化や適正処理及び安定した処理を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
ごみの一人1日あたりの排出量	986g	986g	985g	985g	985g

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●ごみの排出を抑制するため、商品を購入する際は、ごみになるものを断り、ごみを減らしています。ごみの排出の際は、再利用や再生利用に必要な排出基準に従い分別しています。

[施策の方向性]

●ごみ減量リサイクルの推進

市域のごみ処理について基本的な事項を定めた「ごみ処理基本計画」に基づき、循環型のまちづくりの推進を図ります。特に家庭系ごみの2段階有料化制度については、市民の意見を踏まえて、より理解を得られる制度にするための検証を行います。

●ごみの適正処理の推進

ごみの不法投棄をはじめとする不適正処理を未然に防止するため、説明会の開催やインターネット等を使った、積極的な情報提供を行います。

さらに、事業者に対しては、収集運搬許可業者を含め、産業廃棄物と一般廃棄物の区分や適正な処理方法について、周知徹底と指導を行います。

●ごみの適正排出に関する啓発指導

家庭から排出された不適正ごみについては、排出エリアごとに重点的な指導啓発を行います。また、事業系ごみの減量化推進のため、展開検査や事業者への訪問指導を強化していきます。

●効率的で安定した一般廃棄物の収集・運搬

家庭から排出される「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「資源物」については、ステーション方式による収集を行い、粗大ごみについては、戸別有料方式により収集を行うことで、効率的で安定したごみの収集・運搬に努めます。

また、事業系ごみ及びし尿等については、許可制度を通じて、安定的かつ確実な収集・

運搬に努めます。

●効率的で安定した一般廃棄物処理

継続的に安定した一般廃棄物の処理を行うため、各処理施設の運営においては、適正・安全かつ効率的な運転に努めます。



ごみ収集の状況



資源集団回収のための市民への説明会

政策名

港湾政策

施策1：人流と物流を支えるみなとづくり

望まれる姿

佐世保港を中心に人と物が交流する活力あるまち

部局の使命

佐世保港において、環境の保全に配慮しつつ、計画的な整備、適正な管理及び利用促進を行うことで、港湾の適正な利用と保全、本市の発展に資することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成29年度)	目指す方向
佐世保港を利用する船舶の総トン数	10,896千トン	↑

問題点の整理

- アジアのクルーズ市場の拡大を受け、三浦地区に加え、浦頭地区においてクルーズ客船の受入れが可能となる施設整備が完了していますが、一層のクルーズ客船の寄港拡大を図らなければなりません。
- 利用企業の動向や貨物航路の休止などの影響を受け、近年、取扱貨物量は減少傾向にあります。また、国際定期航路開設に向けた輸出入貨物の動向調査を行いました。が、貨物需要が少ない状況です。
- 港湾施設の老朽化が進み、緊急的な大規模補修を要するケースが生じるなど、維持管理にかかるコストが増大しています。また、国内においては、近年、大規模な自然災害が多発化しており、防災・減災に対する社会的意識が高まっています。

問題解決の方向性

- 国際旅客船拠点形成港湾として、連携クルーズ船社をはじめとする寄港可能なクルーズ船社に対して、継続的なクルーズ客船の誘致活動を行い、三浦地区及び浦頭地区における国際クルーズ拠点の利用促進を図ります。
- 港湾施設の利用状況を把握するとともに、物流活性化の前提となる背後圏域における貨物需要や物流動向を注視し、ニーズに応じた施設の利用調整、支援等を行います。
- 中長期的な視点に立った計画的かつ効率的な施設の維持管理に取り組むとともに、臨海部における防災・減災へ向けた取り組みを進めます。

施策 1: 人流と物流を支えるみなとづくり

[施策の目的]

人流や物流の活性化によるみなとの振興を図るため、本市経済の基盤となる港湾施設の確保並びに利用促進を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
クルーズ客船による乗 降人員数	205, 269 人	1, 326, 000 人	1, 446, 000 人	1, 566, 000 人	1, 686, 000 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●憩いや交流の場として、ルールを守りながらみなとを利用しています。また、市民参加型のイベント等を通じ、賑わいを創出しています。

●港湾関係事業者においては、人流や物流の拠点として、みなとを積極的に利用しています。また、民間施設の立地等を通じ、賑わいの創出に協力しています。

[施策の方向性]

●港湾施設の利用促進によるみなとの振興

市民が憩い、多くの来訪者で賑わう港湾空間を形成するため、民間活力を導入した宿泊施設の誘致など、公有財産の有効活用に取り組みます。

人流においては、近年のクルーズ客船の寄港に伴う国内外の乗船者（クルーを含む）の交流人口の増加を促すためポートセールスを実施します。

物流においては、新規立地企業や既存企業の物流動向について、民間団体や関係部局と連携しながら注視するとともに、貨物需要に応じて、港湾施設の利用調整、支援等を行います。

●経済活動の基盤となる社会資本の整備

本市経済を担う人流と物流の活性化を図るため、利用者からの要請や社会情勢に対応した計画的な港湾施設の整備に取り組みます。

特に、鯨瀬ふ頭においては、継続的に航路運航を維持するため、また、利用者の安全性確保と利便性向上を図るため、港湾施設の再編事業に取り組みます。

●安全安心な港湾施設の計画的な維持管理

港湾施設の定期的な点検を実施し、老朽化状況や利用状況を勘案しながら、計画的かつ効率的な補修を行うことで、港湾利用者に対して、安全安心な港湾施設の利用を提供します。また、予防保全的な補修を行い、維持管理コストを抑制しつつ、施設の延命化を図ります。

近年頻発する自然災害から人命や財産を防護するため、既設護岸の改良など、ハード・ソフト両面から対策を行い、安全安心な港湾環境を整備します。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

●官民が連携し、ゲートウェイ機能を有した国際クルーズ拠点形成による観光都市機能の強化を図り、観光客の増加、地域経済の活性化を目指します。

●佐世保港の強みを生かしたポートセールスを実施することにより、その効果が広域圏内に広がり、地域経済の活性化が図られます。

第4章

くらし

都市像

4

地域が社会を築く安心都市

市民生活政策

- 施策1 地域コミュニティ活性化の推進
- 施策2 安全安心施策の推進
- 施策3 人権尊重と男女共同参画社会の推進

保健福祉政策

- 施策1：健康づくりの推進
- 施策2：質の高い地域医療体制の充実
- 施策3：高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり
- 施策4：障がい者の自立と社会参加の環境づくり
- 施策5：健康を守る安全な生活環境づくり
- 施策6：国民健康保険事業の適切な実施
- 施策7：生活保護の適正な実施と自立促進
- 施策8：福祉サービスの適正化の推進

消防政策

施策1 火災や自然災害対策の推進

施策2 救急・救助の高度化

施策3 火災予防対策の推進

防災危機管理政策

施策1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

政策名

市民生活政策

- 施策 1：地域コミュニティ活性化の推進
- 施策 2：安全安心施策の推進
- 施策 3：人権尊重と男女共同参画社会の推進

望まれる姿

安全安心な暮らしを支えるまち

部局の使命

身近な絆の象徴である地域コミュニティの活性化や、人を大切にし支え合う仕組みづくりを進めるとともに、交通事故や消費者被害に遭わない環境整備の充実により、誰もがいつでも安全・安心で快適に暮らせる市民生活が実現することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
安全・安心な暮らしの状況を確認できる件数	1,945 件	↓

(※)この指標は、刑法犯罪認知件数と交通事故件数を足したもので表しています。

問題点の整理

- 地域コミュニティの中心として活躍している住民自治組織（町内会等や地区自治協議会）の活動への参加・参画者の減少により住民相互のつながりが希薄化し、複雑で広域化、多様化する地域課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。特に若い世代の急速な人口減少などにより既存の地域コミュニティの維持も困難となることが予測されます。
- 高齢者の交通事故が高い割合を占めています。また、消費者を取り巻く環境が国際化・高度情報化していることに伴い多様化、複雑化するなか、消費者被害も巧妙化、深刻化してきています。
- 他者の人権や多様性への理解不足から、偏見や差別、暴力など人権問題が発生しています。また、社会通念やしきたり、職場、地域活動など社会全体で、性別に基づく固定的な役割分担意識が依然として残っています。

問題解決の方向性

- 市民等、住民自治組織、事業者、行政など関係するすべての主体が力を合わせて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すために施行した「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」及び「佐世保市地域コミュニティ推進計画」により、地域コミュニティの活性化を継続的かつ計画的に推進します。また、若い世代の結婚希望を地域社会全体で支えていく仕組みづくりを推進します。
- 警察等関係機関との連携の下、防犯意識の啓発や自主防犯活動への支援、交通弱者である高齢者や幼児に重点を置いた交通安全教室の拡充等による安全意識の高揚により、安全で安心して暮らせる環境づくりを図ります。また、消費者被害の未然防止のため、消費生活に対する意識啓発を推進していきます。
- 佐世保市人権教育・啓発基本計画により、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、尊重しあう社会をめざし啓発に取り組みます。また、「佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例」及び「佐世保市男女共同参画計画」による事業の実施により各分野における女性活躍を推進し、仕事と家庭の調和のとれた男女共同参画社会の実現を目指します。

施策 1: 地域コミュニティの活性化の推進

[施策の目的]

地域コミュニティの活性化を継続的かつ計画的に推進し、市民等がお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
町内会加入率	83.9%	84%	84%	84%	84%
地区自治協議会の活動への参加者数	201,626 人	204,000 人	206,000 人	208,000 人	210,000 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●市民は、住民自治組織が安全安心な生活を送るために重要な役割を担っていることを意識しながら、自らが居住する地域の町内会等へ積極的に加入し、その活動へ主体的に参加・参画しています。

[施策の方向性]

●町内会の活性化

身近な地域の自治を支えている町内会等が、元気に活動を継続できる環境整備や町内会への加入促進を支援します。また、町内会が単独で実施するより、広い範囲で取り組むほうが効率的で、効果も期待できる活動は、地区自治協議会が担うなど、それぞれの役割分担を明確化することで、お互いに協力できるような体制づくりを推進します。



連携する政策・施策（地域包括ケアシステムの推進に向けた施策）

●地域に暮らす高齢者への介護は…

< 保健福祉政策 >

施策 3 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

- ⇒ ●介護予防等の促進
●地域における生活支援サービスの充実

●地域に暮らす障がい者への支援は…

< 保健福祉政策 >

施策 4 障がい者の自立と社会参加の環境づくり

- ⇒ ●障がい者の視点に立った総合的な支援
●社会的障壁の除去

●地区自治協議会の運営・活動の充実

地域づくりに行政と一緒に取り組むパートナーとして、地域の活性化や課題解決に向けた活動に取り組むことが期待される、地区自治協議会の運営や活動の充実に向けて支援します。また、公立公民館が地域づくりのための拠点施設として更に活用できるように、機能の充実を図ります。

●地域に暮らす高齢者・障がい者への医療は…

< 保健福祉政策 >

施策 2 質の高い地域医療体制の充実

⇒ ●良質で適切な医療・介護の提供

●地域に暮らす高齢者・障がい者への身近な支援は…

< 市民生活政策 >

施策 1 地域コミュニティの活性化の推進 ⇒ ●町内会の活性化

●地区自治協議会の運営・活動の充実

●地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化

地域のつながりや住民自治組織が担う役割の重要性を理解してもらうため、継続的な情報発信や意識啓発に取り組みます。

また、地域活動を支える人材の育成、地域コミュニティの機能を補完する組織として期待されるNPO（市民活動団体等）の支援などを通して、地域の基盤を強化し、その活性化に努めていきます。

●若い世代の結婚支援

結婚したいと考える若い世代の希望を実現できるよう、結婚を多くの市民とともに社会全体でサポートする取り組みを進めます。

また、民間活動との連携や結婚を促し動機が高まる仕組みづくりを検討します。

[民間の役割]

●住民自治組織は、地域コミュニティの中心的な担い手として、誰もが参加しやすい開かれた組織を目指し主体的な活動を行うとともに、市民の町内会等への加入促進や、活動への参加・参画及び交流の促進に取り組みます。また、自らの活動に関する情報を積極的に市民等に提供するものとします

●事業者も地域社会の大切な一員であり、住民自治組織の活動への参加や協力を努めるとともに、各事業所に勤務する従業員に対し居住する地域の町内会への加入の促進や地域活動への参加・参画に配慮するものとします。

●地区自治協議会は、町内会の支援等地域コミュニティの維持、再構築又は形成に関するこ

とや、地域課題の解決、地域の活性化に取り組むものとします。

[西九州させぼ広域都市圏における主な取組]

●婚活マッチングシステムの構築によるお見合い支援や、婚活イベント情報の共有化と情報発信、婚活セミナー等の合同開催を行います。

施策 2:安全安心施策の推進

[施策の目的]

誰もが安全で安心した日常生活を送れるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
刑法犯罪認知件数 (凶悪犯罪を除く)	977 件	947 件	937 件	927 件	917 件
交通事故発生件数	968 件	809 件	784 件	758 件	732 件
消費生活相談・市民相談処理率	99.6%	100%	100%	100%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●市民一人ひとりが防犯、交通安全意識の高揚と、消費行動に関する適切な知識を深め、「自らの安全は、自らで守る」という意識を持ち、行動しています。

[施策の方向性]

●警察等との連携による安全施策の推進

警察等関係機関、ボランティア団体等との連携・協力体制の強化を図るとともに、防犯協会や暴力追放運動推進協議会の活動に対する支援を行うことにより、市民の防犯意識啓発を図ります。

また、保護司会や更生保護女性会との連携やその活動への支援の強化を図り、再犯の防止に取り組みます。

●交通安全意識の啓発

高齢者や幼児を対象にした交通安全教室や、地域の要望に応じた出前講座の開催、警察や交通安全協会等と協力した交通安全運動の実施により、広く市民に対して交通安全意識の啓発を図ります。

●安全な消費生活のための環境づくり

消費生活に関する様々な相談業務に対応していきます。また、架空請求振り込め詐欺や悪質商法等への対処法について、広報・啓発に努めるとともに、消費生活出前講座等の開催を通じ、広く市民に対して消費生活に関する適切な情報を提供し、日常生活における意識付け実践の促進を図ります。

●災害時用備蓄品の確保

災害発生に対応するため、被災者の救援に必要な災害用備蓄品の確保を図ります。



連携する政策・施策（防災・減災に向けた施策）

●災害の総合的な対応は…

< 防災危機管理政策 >

施策 1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

- ⇒ ●総合的な防災・危機管理体制の確立
- 地域における防災体制の強化
- 市民への防災情報の発信
- 大規模災害発生時の対応

●災害のための訓練や発生した場合の救助活動は…

< 消防政策 >

施策 1 火災や自然災害対策の推進 ⇒ ●自然災害による被害の軽減

●災害発生時の上下水道は…

< 水道政策 >

施策 1 水の安定供給の推進 ⇒ ●危機管理体制の充実

施策 2 公共下水道の普及推進と安定処理 ⇒ ●危機管理体制の充実

●災害のための備蓄は…

< 市民生活政策 >

施策 2 安全安心施策の推進 ⇒ ●災害時用備蓄品の確保

●災害危険箇所の情報提供や対策の実施は…

< 土木政策 >

施策 2 命を守る斜面地・浸水対策の推進

- ⇒ ●災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施
- 住民に対する危険箇所情報の提供

●犯罪被害者等に対応する支援

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進、並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする「佐世保市犯罪被害者等支援条例」の基本理念に基づき、犯罪被害者等に対する支援に取り組みます。

[民間の役割]

- 各地区の交通安全協会、交通安全母の会、交通少年団等の交通安全組織は、相互に連携す

るとともに、佐世保市や警察等と連携し、充実した組織活動を行います。

●防犯ボランティア団体等は、「自分たちの安全は自分たちで守る」という意識を高め佐世保市や警察等と連携し、自主的な防犯活動に取り組むとともに、再犯防止においては、更生保護の支援や環境づくりの推進に努めます。

施策 3: 人権尊重と男女共同参画社会の推進

[施策の目的]

市民が全ての人の人権を尊重し、多様性を認め偏見や差別、暴力などがなく、性別にかかわらずだれもが活躍できる社会をつくることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
人権相談件数	329 件	330 件	320 件	310 件	300 件

※現状値は直近 5 年の平均

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●市民一人ひとりが人権尊重や男女共同参画についての理解を深め、自らが人権尊重・男女共同参画社会を形成する一員として、適切に行動しています。

[施策の方向性]

●人権への理解を深める啓発

同和問題をはじめとして女性・高齢者・子ども・障がい者・性的少数者・外国人などあらゆる人権について市民が正しく理解するため、人権擁護委員協議会や人権啓発推進協議会など関係団体等と連携して人権について理解を深める講演会等の実施や企業・地域への出前講座などを実施します。

●男女共同参画社会の推進

男女共同参画推進センター「スピカ」を拠点として男女共同参画に関するセミナーや講演会を行います。また、女性相談等によるDV等被害者の支援やさせば女性活躍推進協議会と連携して女性が活躍できる環境の整備を推進します。さらに性別にかかわらず労働者の仕事と生活の調和の実現に向けての両立支援や地域における女性活躍の機会拡大を推進します。

[民間の役割]

●事業所は、全ての人の人権に配慮し、性別にかかわらず労働者が活躍できる環境の整備に努めることが望まれます。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

●本市の男女共同参画推進センターを拠点とし、講演会やセミナー等の企画や、各市町での出前講座の開催、各市町主催の講演会の情報提供等、男女共同参画の意識啓発を推進します。

政策名

保健福祉政策

- 施策 1：健康づくりの推進
- 施策 2：質の高い地域医療体制の充実
- 施策 3：高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり
- 施策 4：障がい者の自立と社会参加の環境づくり
- 施策 5：健康を守る安全な生活環境づくり
- 施策 6：国民健康保険事業の適切な実施
- 施策 7：生活保護の適正な実施と自立促進
- 施策 8：福祉サービスの適正化の推進

望まれる姿

誰もが、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまち

部局の使命

健康を支える環境や地域医療の体制など、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できる体制をつくり、誰もが共に支えあっていくつになっても健やかに安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
平均寿命に対する健康自立度 ^(※)	97.38%	↑

(※)健康自立度とは、介護状態となる前の健康（自立）な状態の期間の度合いを言い、この指標は、佐世保市の男女それぞれの平均自立期間／平均寿命の率を加重平均したもので表します。

問題点の整理

●健康づくりには、市民一人ひとりが日常生活の中で健康に留意した生活を送ることが重要になりますが、健康づくりに取り組む市民の割合は 60.5%（佐世保市まちづくり市民アンケート調査結果）と低い状況にあります。

●超高齢社会を迎え、今後も医療や介護サービスを受けながら生活する高齢者が増加することから、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、急性期から回復期、慢性期、在宅までを含めた一体的な医療提供体制の整備が十分とは言えない状況です。

●単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加していく中、高齢者が安心して生活を送るための支援はますます必要となりますが、人間関係の希薄化などにより、現状では地域で支え合う体制が十分に整っているとは言えない状態です。

また、介護給付費の増大や介護人材の不足が深刻な問題となっており、介護保険制度の持続可能性に不安があります。

●障がい者に必要なサービスを提供していく中で、障がいの程度の重度化・高齢化等を見据え、地域で安心して暮らしていけるような様々な支援の仕組みが十分とは言えない状況です。

●食品流通の発達、市民の行動範囲の広域化に伴って、全国的に広域食中毒の事案が発生する傾向にあり、未然に防ぐための対策が十分とは言えない状況です。

●将来的に医療費の増大が予想され、自らの生活の質に影響を及ぼす脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎臓病（CKD）のリスクとなる高血圧の被保険者が多くなっています。

●生活に困窮する方に対し必要な生活保護を実施した上で、いかに生活保護からの自立を助長できるかの支援や取り組みが十分とは言えない状況です。

●介護保険サービス事業者等が運営基準違反や給付費の不正請求等を行う事例が発生しています。

問題解決の方向性

●市民の主體的な健康づくりの推進に向け、民間と連携して情報発信や機会提供を充実させるとともに、地域活性化を目指します。

●「長崎県医療計画」により、医療機能の分化・連携を推進し、良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制の構築を図ります。

また、医療・介護関係者の連携を進め、地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

●地域において介護予防や高齢者の生活支援に取り組む団体を支援し、地域で互いに支え合う体制づくりを推進することで、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを目指します。

現状と将来の高齢者のニーズを十分に把握し、適切なサービスにつなぐとともに、介護人材の確保に努めます。

●障がい者を含むすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を図ります。

●国の広域連携協議会（広域的な食中毒事案に対処する機関）に参加し、国、都道府県等と

の連携を強化することで、食品の安全性確保を推進します。

●国民健康保険については、必要な保険給付を行うとともに、保険税の徴収や保健事業を実施し、高血圧対策に主眼を置いた生活習慣病等の重症化予防、医療費適正化対策等に取り組みます。

後期高齢者医療については、運営主体である広域連合との連携の下、申請受付や保険料の徴収等を行います。

●生活に困窮する方への相談窓口を広く設けるとともに、ハローワークとの連携により対象者に応じた就労支援を行い、就労・自立に向けた支援の継続を図ります。

●法令や条例等の基準に基づき、社会福祉法人及び介護保険・障害福祉サービス事業者に対し、指導監査を実施して、事業の運営の適正化を図ります。

施策 1: 健康づくりの推進

[施策の目的]

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命を延伸することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
平均自立期間 ^(※) (男)	78.94 年	79.69 年	79.94 年	80.19 年	80.44 年
(女)	83.68 年	83.87 年	83.94 年	84.00 年	84.06 年

(※)平均自立期間とは、日常生活動作が自立している期間の平均で、介護保険の要介護度の要介護 2~5 を不健康（要介護）な状態とし、それ以外を健康（自立）な状態として算定したものです。厚生労働省が国民生活基礎調査に基づき算出する健康寿命とは算出方法が異なります。

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●健康づくりに対する意識を高く持ち、自らが進んで様々な健康づくりに努めています。

[施策の方向性]

●官民連携による健康づくりの推進

関係機関や民間事業者等と協力・連携して、食・運動・測定などの各分野で健康づくりに関する各種機会を提供するとともに、健康づくりに取り組むきっかけとして「健康ポイント」などのインセンティブを導入し、市民の主体的な健康づくりを推進します。

●がん検診の充実

がん検診の重要性など正しい知識等を普及・啓発するとともに、未受診者への受診勧奨等を行い、受診率向上を図り、がんの早期発見に努めます。

●感染症等の予防対策の推進

感染症等に対する正しい知識等を普及・啓発し、感染症等の発生予防・蔓延防止に努めるとともに、発生時に迅速かつ適切に対応するため、県等の関係機関と連携し、健康危機管理体制の強化に努めます。

[民間の役割]

●民間企業等は、「健康経営」の重要性を理解し、各種健（検）診の受診勧奨や生活習慣の改善等に取り組み、従業員の健康づくりを積極的に推進することが望まれます。

「平均自立期間」

(単位：年)

※出典：長崎県健康増進計画「健康ながさき21（第2次）」
中間見直し版（平成30年3月 発行）

H22	男性	女性
全国	78.17	83.16
長崎県	77.55	83.23
佐世保市	77.53	83.15

H27	男性	女性
全国	79.24	83.71
長崎県	78.98	83.79
佐世保市	79.33	84.24

H22 からみた H27 の伸びの比較	男性	女性
全国	+1.07	+0.55
長崎県	+1.43	+0.56
佐世保市	+1.80	+1.09

施策 2: 質の高い地域医療体制の充実

[施策の目的]

市民が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、質の高い地域医療体制を充実させることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
救急搬送における受入病院決定までの問い合わせ回数が 4 回以内で決定した率	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%
人口 10 万対あたりの在宅療養支援医療機関数 (病・診)	17.5 施設	21.0 施設	22.1 施設	23.3 施設	24.4 施設
医療施設等の立ち入り検査における検査項目の適合率	97.2%	100%	100%	100%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地域医療体制について理解し、適切な医療機関・医療サービスを選択しています。

[施策の方向性]

●適切な救急医療体制の維持

地域の医療機関とともに、初期、二次、三次救急医療体制の機能分担を推進し、適切な救急医療体制を維持します。

●良質で適切な医療・介護の提供

医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくため、医療・介護等の各関係団体等と連携して、患者・利用者等の情報共有の方法について、I C T の活用も視野に入れた検討を行い、患者・利用者等の状況に応じた、良質で適切な医療・介護サービスを、効果的かつ効率的に提供する体制を構築します。



連携する政策・施策（地域包括ケアシステムの推進に向けた施策）

●地域に暮らす高齢者への介護は…

< 保健福祉政策 >

施策 3 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

- ⇒ ●介護予防等の促進
- 地域における生活支援サービスの充実

●地域に暮らす障がい者への支援は…

< 保健福祉政策 >

施策 4 障がい者の自立と社会参加の環境づくり

- ⇒ ●障がい者の視点に立った総合的な支援
- 社会的障壁の除去

●地域に暮らす高齢者・障がい者への医療は…

< 保健福祉政策 >

施策 2 質の高い地域医療体制の充実

- ⇒ ●良質で適切な医療・介護の提供

●地域に暮らす高齢者・障がい者への身近な支援は…

< 市民生活政策 >

施策 1 地域コミュニティの活性化の推進 ⇒ ●町内会の活性化

- 地区自治協議会の運営・活動の充実

●地域医療を守るための取組み

地域医療を守るための取組みとして、中心的役割を担う医師の確保について、県との役割分担の下、取り組んでいきます。

また、医療を受ける住民が、地域医療へ関心を持ち、地域医療を支える協力者としての役割を担ってもらえるよう、医師会等と協力し、“救急車の適切な利用”や“救急医療機関の適切な受診”など「上手な医療のかかり方」についての普及啓発に努めます。

●適正な医療提供体制の確保

医療施設等に対し定期的に立ち入り検査を実施し、関係法令の遵守及び適切な管理状況の確認、必要に応じた改善指導等を行うことで、適正な医療提供体制の確保に努めます。

また、患者やその家族が安心して医療を受けることができるよう、医療安全支援センターにおいて医療相談に対応します。

[民間の役割]

- 医療提供施設は、良質で適切な医療を提供するとともに、それぞれの有する医療機能に応

じた、病病連携・病診連携を推進し、患者に対する切れ目のない医療の提供に取り組みます。

●医師会を中心とした在宅医療・介護連携の取り組みを推進する各種団体は、更にその取り組みを進め、地域包括ケアシステムの推進に取り組むことが望まれます。

[西九州させぼ広域都市圏における主な取組]

●圏域内の医療体制についての地域課題を抽出し検討を行い、市民への普及啓発も併せた地域医療体制を守るための取組みを行います。

●圏域内の多職種が連携し、患者・利用者情報共有シートの共通化や、研修会等を開催することにより、在宅医療・介護を必要とする人及びその家族と、サービスを提供する医療・介護従事者を、圏域全体でサポートする体制づくりに取り組みます。

施策 3: 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

[施策の目的]

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送れるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
要介護者以外の割合 (※)	86.3%	86.3%	86.3%	86.3%	86.3%

(※) 要介護者には、要支援認定者を含んでいません。

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 日常生活の中で、高齢者が自ら進んで介護予防や生きがいに励んでいます。
- すべての市民が、家庭や地域活動を通じて高齢者の日常生活を支援し、お互いに支え合う地域づくりに努めています。

[施策の方向性]

● 介護予防等の促進

介護予防に資する運動や住民集いの場といった地域住民が主体となって取り組む介護予防活動を民間関係者と連携して促進し、高齢者が要介護状態等となることの予防を図ります。

● 地域における生活支援サービスの充実

介護事業所が提供するサービスに加え、地域住民やボランティア団体等の多様な主体が提供する生活支援サービスを充実し、高齢者が認知症や要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムによる地域づくりにつなげます。



連携する政策・施策（地域包括ケアシステムの推進に向けた施策）

- 地域に暮らす高齢者への介護は…

< 保健福祉政策 >

施策 3 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

- ⇒ ● 介護予防等の促進
- 地域における生活支援サービスの充実

●地域に暮らす障がい者への支援は…

< 保健福祉政策 >

施策 4 障がい者の自立と社会参加の環境づくり

- ⇒ ●障がい者の視点に立った総合的な支援
- 社会的障壁の除去

●地域に暮らす高齢者・障がい者への医療は…

< 保健福祉政策 >

施策 2 質の高い地域医療体制の充実

- ⇒ ●良質で適切な医療・介護の提供

●地域に暮らす高齢者・障がい者への身近な支援は…

< 市民生活政策 >

施策 1 地域コミュニティの活性化の推進 ⇒ ●町内会の活性化

- 地区自治協議会の運営・活動の充実

●介護保険制度の適正な運営

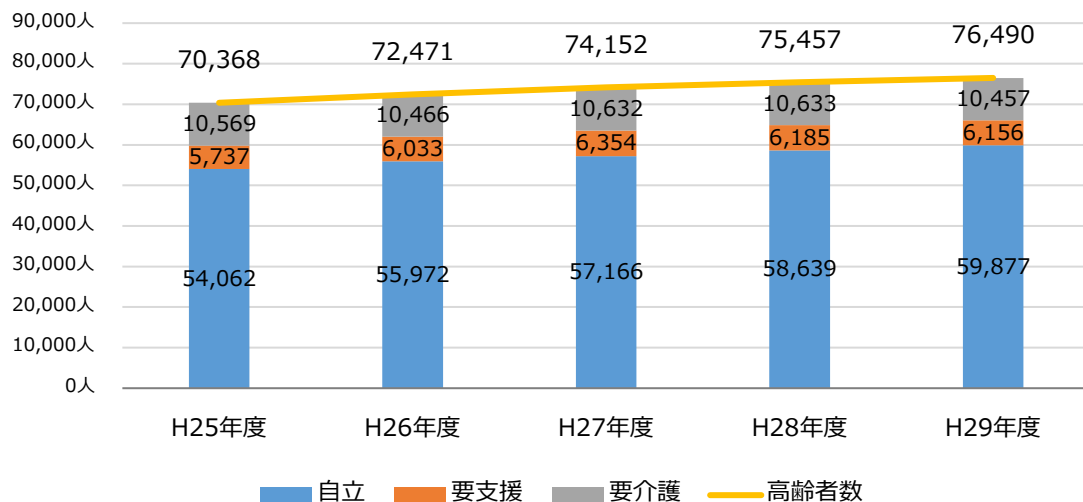
介護が必要となった方の状態にあった適切なサービス提供ができるよう、現状と将来の需要を勘案した施設整備を行うとともに、介護保険制度の適正な運営に努めます。

また、介護事業所や介護従事者等の現状とニーズを十分に把握するとともに、効果的な研修の方法などを検証し、介護人材の確保と資質の向上に努めます。

[民間の役割]

●介護事業者、住民によるボランティア、NPO、民間企業は、高齢者の介護予防と日常生活の支援に参加し、高齢者を地域で支える体制づくりに取り組むことが望まれます。

高齢者数と要介護認定者数の推移



施策 4: 障がい者の自立と社会参加の環境づくり

[施策の目的]

障がい者が地域で社会参加しながら、自立した生活を送れるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
入所施設などから地域生活に移行した障がい者の数	7 人	10 人	10 人	10 人	10 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●障がいの有無に関わらず、誰もが普通に暮らせる社会を構築するというノーマライゼーションの理念を理解し、障がい者の地域での自立した生活を支えています。

[施策の方向性]

●障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援を行います。

●障がい者の視点に立った総合的な支援

障がい者が必要とするサービスを適切に受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、障がい者の視点に立った総合的な支援を行います。

●障がい特性に配慮した支援

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等それぞれの特性に配慮した支援を行います。

●社会的障壁の除去

関係機関や障がい者団体をはじめとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解のもと、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。



連携する政策・施策（地域包括ケアシステムの推進に向けた施策）

●地域に暮らす高齢者への介護は…

< 保健福祉政策 >

施策 3 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

- ⇒ ●介護予防等の促進
●地域における生活支援サービスの充実

●地域に暮らす障がい者への支援は…

< 保健福祉政策 >

施策 4 障がい者の自立と社会参加の環境づくり

- ⇒ ●障がい者の視点に立った総合的な支援
●社会的障壁の除去

●地域に暮らす高齢者・障がい者への医療は…

< 保健福祉政策 >

施策 2 質の高い地域医療体制の充実

- ⇒ ●良質で適切な医療・介護の提供

●地域に暮らす高齢者・障がい者への身近な支援は…

< 市民生活政策 >

施策 1 地域コミュニティの活性化の推進 ⇒ ●町内会の活性化
●地区自治協議会の運営・活動の充実

[民間の役割]

●障害福祉サービス事業者は、障がい者の障がい特性、能力や適性に応じた介護や訓練等のサービスを提供するほか、民間企業を含む関係団体とともに障がい者を地域で支える体制づくりに取り組むことが望まれます。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

●障がい福祉サービス利用者は、広域の事業所を利用していることから、圏域の事業所の質の充実を図るため、サービス提供事業所や福祉事務所向けの研修会（制度周知・事例研究等）等を実施します。

施策 5: 健康を守る安全な生活環境づくり

[施策の目的]

食中毒など生活衛生に起因する健康被害の発生を、未然に防止することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
重篤な食中毒(※1)発生 件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
生活衛生許可施設等 における健康被害(※2) 発生件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(※1) 死亡食中毒または50人以上の大規模食中毒

(※2) 狂犬病や生活衛生関係施設等で特定された健康被害

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●食品の安全、生活環境の安全、狂犬病の予防など、生活衛生に関する知識を深め、日常生活の中で健康被害を防止する対策を実践しています。

[施策の方向性]

●食品の安全性確保

食品の安全を確保し食中毒等の健康被害を防止するため、国・都道府県等との健康危機管理体制を強化し、事業者自らが行う衛生管理制度HACCP（ハサップ）の推進、および基準不適合の食品等の事業者に対して改善指導を行います。

●生活環境の安全性確保

生活環境に起因する健康被害を防止するため、生活衛生関係施設等に対する監視指導を行います。

●狂犬病の予防・動物愛護

狂犬病の発生を防ぎ、快適な生活環境を維持するため、新たな動物愛護管理施設を拠点として、狂犬病予防接種率の向上、犬猫等の適正飼養など動物愛護について啓発を行います。

[民間の役割]

●佐世保市食品衛生協会をはじめとした生活衛生関係団体には、生活衛生分野の課題を共有し、公衆衛生の向上を図る役割が望まれます。

施策 6: 国民健康保険事業の適切な実施

[施策の目的]

被保険者が、安心して医療を受けることができ、健康を保持・増進することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
特定健診受診者の血圧Ⅱ度以上の割合 (※)	6.4%	5.6%	5.4%	5.2%	5.0%
国民健康保険税収納率	91.70%	91%以上	91%以上	91%以上	91%以上

(※) 血圧Ⅱ度以上(収縮期血圧 160 以上または 拡張期血圧 100 以上)になると、虚血性心疾患、脳血管疾患、人工透析の発症リスクが2～3倍高まります。

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●国民皆保険の基盤となる国民健康保険制度を理解して、納税義務を果たし、自らの健康の保持・増進を図っています。

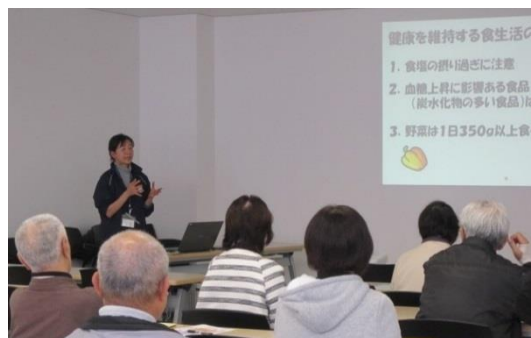
[施策の方向性]

●重症化予防等の取組

本市の国民健康保険被保険者の最重要健康課題である血圧の検査結果が高値である方に対して、保健師等による特定保健指導を実施し生活習慣の改善を支援するとともに、治療を要する被保険者に対し医療機関受診や治療に繋げる生活習慣病重症化予防に取り組むなど、被保険者の健康の保持・増進を支援します。

●保険税収納率向上

納税義務者の納税意識を啓発し、適正な滞納整理を実施しながら、保険税の収納率向上に努めます。



施策 7: 生活保護の適正な実施と自立促進

[施策の目的]

最低限度の生活を保障するため生活保護の適正な実施と生活保護から自立した生活を送れるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
就職・稼働収入増による自立世帯数	115 世帯	110 世帯	110 世帯	110 世帯	110 世帯

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●健康の保持及び増進に努め、収入支出その他生計の状況を適切に把握し、生活の維持及び向上に努めています。

●生活困窮に陥る前に早期の相談を行います。

[施策の方向性]

●生活保護の適正実施

市民が必要に応じ保護の相談を行い、健康で文化的な最低限度の生活支援を受けることができる体制の充実を図ります。

また、生活保護制度の見直しへの対応を行いながら、訪問活動による実態調査、医療・介護費の調査分析及び収入・資産等の各種調査を行い、生活保護の適正実施を図っていきます。

●自立支援の促進

被保護者に対しては、就労・自立に向けた支援を一層推進するため、ケースワーカー及び就労支援相談員による稼働能力活用支援や就労意欲向上の支援により就労・自立に向けた支援を継続します。

生活保護世帯数等の推移

(単位：世帯)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平均
自立世帯数	104	81	94	110	115	100.8
生活保護世帯数	4,215	4,249	4,237	4,218	4,181	4,220.0
うち高齢者世帯数 (割合)	2,011 (47.7%)	2,107 (49.6%)	2,199 (51.9%)	2,294 (54.4%)	2,362 (56.5%)	2,194.6 (52.0%)

施策 8: 福祉サービスの適正化の推進

[施策の目的]

市民が、安心して福祉サービスを利用できることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
指導監査における指摘事項について事業者が改善した割合	100%	100%	100%	100%	100%

[施策の方向性]

●福祉サービスの適正な運営支援

社会福祉法人、介護保険・障害福祉サービス事業者に対して、実地指導や監査等を実施することで、適正な運営を支援します。

[民間の役割]

●社会福祉法人は、関係法令等を遵守して、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ります。

また、介護保険・障害福祉サービス事業者は、関係法令等を遵守し、利用者に対して適切なサービスの提供を行い、保険者等に対して報酬等の適正な請求を行います。

政策名

消防政策

施策 1：火災や自然災害対策の推進

施策 2：救急・救助の高度化

施策 3：火災予防対策の推進

望まれる姿

住む人と訪れる人たちが安全・安心を実感できるまち

部局の使命

火災や自然災害並びに救急・救助に迅速かつ的確に対応するとともに、火災予防対策を推進することで、住む人と佐世保を訪れる人たちが安全・安心を実感できるまちづくりを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
建物火災 1 件あたりの焼損床面積	41.7 m ²	↓
心肺停止患者の 1 カ月後の生存率	14.1%	↑

(※現状値は、過去 5 年間の平均値)

問題点の整理

●大規模な延焼火災や気候変動に伴う広域的な自然災害によって、全国各地で多くの尊い生命が犠牲となり甚大な被害が相次いでいます。

また、地域防災力の中核的な役割を担う消防団員は、少子高齢化や就業形態の変化なども相まって全国的に減少し、地域防災力に与える影響が懸念されています。

●超高齢社会を迎え、急病や怪我などの救急要請が増加するとともに、救急車の適正利用に対する市民の意識が十分とは言えません。

また、都市構造の変化等に伴い、一刻を争う人命の救出・救助が困難な事故も多くなっています。

●火の取り扱いに関する不注意などによる火災が多発して、市民の生命や身体、財産に被害が生じており、また、超高齢社会に伴い高齢者の死者の割合が増加しています。

問題解決の方向性

●消防力の重要な要素となる消防庁舎のほか、消防車両を含む資機材や消防水利を計画的に更新整備し、通信指令システムの機能を最大限に活用するとともに、これらを擁して災害対応にあたる職員の消防技術を強化するなど、「物」と「人」との調和がとれた近代的で実効性の高い消防体制づくりを目指します。

また、消防団においては、消防団員を雇用している事業所の理解と協力を得て加入促進を図るとともに、地域に精通した消防団が地区自治協議会などと実践的な訓練を計画的に行い市民の防災意識を高めることで自助・共助による災害対応力を充実します。

●AEDを使用した救命処置に対する市民の理解を深めるとともに、医療機関と連携した救急医療を更に充実させ、重症度の高い傷病者を一人でも多く救命できる救急体制や救出・救助が困難な事象にも即応できる救助体制の高度化を図ります。

●各地域での防火教室や防火防災訓練、防火クラブなどの団体へ研修を行うことで市民と消防が連携して一体となった火災予防を行い人命や財産を守り、高齢者等の要配慮者における被害を軽減します。

また、多くの人々が利用する商業施設、福祉施設等において、防火管理や法令遵守の指導を強化していくことで火災予防対策を推進します。

施策 1: 火災や自然災害対策の推進

[施策の目的]

市民の生命を火災や自然災害から守ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
消防隊の出動から放水開始までの時間	6.3 分	6.3 分	6.3 分	6.3 分	6.3 分
消防団員数(人口千人当たり)	6.9 人	6.9人以上	6.9人以上	6.9人以上	6.9人以上

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●有事の際にも冷静に 119 番通報が行え、大雨や台風などの自然災害時においても自分の命を守る行動がとれるとともに、市民の共助に向ける意識が深まり、消防団に入団する意欲も高まっています。

[施策の方向性]

●火災による被害の軽減

119 番通報を受け付ける通信指令システムの機能を駆使し、火災の種別や規模に応じた消防隊の選定と出動指令を確実に行うとともに、消防車両や資機材、防火水槽などを活用した効果的な消火活動を展開します。

●自然災害による被害の軽減

風水害対策用の車両や資機材を整備するとともに、人命を最優先とした情報収集のほか、災害広報や避難誘導に即応できる機能を充実強化します。



連携する政策・施策（防災・減災に向けた施策）

●災害の総合的な対応は…

< 防災危機管理政策 >

施策 1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

- ⇒ ●総合的な防災・危機管理体制の確立
- 地域における防災体制の強化
- 市民への防災情報の発信
- 大規模災害発生時の対応

●災害のための訓練や発生した場合の救助活動は…

< 消防政策 >

施策1 火災や自然災害対策の推進 ⇒ ●自然災害による被害の軽減

●災害発生時の上下水道は…

< 水道政策 >

施策1 水の安定供給の推進 ⇒ ●危機管理体制の充実

施策2 公共下水道の普及推進と安定処理 ⇒ ●危機管理体制の充実

●災害のための備蓄は…

< 市民生活政策 >

施策2 安全安心施策の推進 ⇒ ●災害時用備蓄品の確保

●災害危険箇所の情報提供や対策の実施は…

< 土木政策 >

施策2 命を守る斜面地・浸水対策の推進

⇒ ●災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施

●住民に対する危険箇所情報の提供

●消防団の機能強化

消防団員の多くを占める被雇用者が活動しやすい環境づくりに努め、若年層の入団を推進するとともに、消防車両や資機材等を計画的に更新整備し、地域防災力の中核となる組織づくりを目指します。

●組織と人づくり

消防職員や消防団員の能力が最大限に発揮できるよう、組織運営や研修・訓練のあり方に工夫を重ね、各種の災害事象に柔軟に即応できる課題対応能力の向上を図ります。

施策 2: 救急・救助の高度化

[施策の目的]

重症度の高い傷病者を一人でも多く救命するとともに、各種の事故に即応できる高度な体制を整備することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
救急隊の出動から病院到着までの時間	38 分	38 分	38 分	38 分	38 分
救急隊が行う救命処置の適正化率	100%	100%	100%	100%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●市民の救命処置や予防救急、救急車の適正利用に対する理解が深まるとともに、有事の際にも冷静沈着に行動できる心構えが備わっています。

[施策の方向性]

●生存率の向上

救急救命士を計画的に養成するとともに、市民による応急救護や救急隊の高度な救命処置に加え、医師による指導や救急隊員の生涯教育による救急医療体制を確実なものとし、傷病者の生存率の向上を目指します。

●救助技術の高度化

各種の事故から人命を守るため、高度な救助活動を展開できる資機材を整備するとともに、隊員の救助技術の高度化を推進します。

[民間の役割]

●佐世保市医師会、救急指定病院及び救命救急センターは、救急隊が行う救命処置に関する指導や助言、病院実習等による病院前救護体制を消防局と連携して構築し、地域における救急の高度化に取り組みます。

施策 3: 火災予防対策の推進

[施策の目的]

市民が火災予防の理解を深め、火災のない安全なまちづくりを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
出火率(出火件数/人口 1 万人)	3.3 件	3 件以下	3 件以下	3 件以下	3 件以下

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●火災を発生させないために各地域で実施される防火教室等へ参加し、火災予防に関する知識を学び、火災発生時には 1 1 9 番通報や初期消火等を適切に行っています。

[施策の方向性]

●市民に対する火災予防対策の充実

各地域での防火教室や防火防災訓練、防火クラブ・各種団体へ研修を通じて市民と消防が一体となった火災予防対策を行い、また、住宅用火災警報器の設置や維持管理を推進することで、火災の減少や被害の軽減を図り高齢者等の人命を守ります。

●施設に対する立入検査等指導の強化

商業施設や福祉施設、危険物施設等へ立入検査等を行い、法令遵守や防火管理体制の指導を徹底することで事業所における火災予防対策を推進します。

[民間の役割]

●佐世保市婦人防火クラブや佐世保市少年消防クラブ、佐世保市幼年消防クラブは、消防による研修等の活動支援を受けながら各地域に密着した防火防災運動を実施し、広く市民へ火災予防を推進します。

●佐世保地区防災協議会や佐世保市危険物安全協会は、社員の研修や防火活動を消防と協同で実施し、地域における安全安心に取り組みます。

政策名

防災危機管理政策

施策1：災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

望まれる姿

災害に強い安心して暮らせるまち

部局の使命

災害や緊急事態から市民の生命及び財産を守り、また防災関係機関と連携して、被害を最小限に抑える環境・体制を整え、災害や緊急事態に強いまちにすることを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成29年度)	目指す方向
災害死傷者数	0人	→

問題点の整理

●地震や台風、大雨等による災害により、毎年全国各地で多くの人命が失われ、災害による被害を防止又は軽減することが求められる中、本市においては、近年、大きな災害を経験していないことから「自助精神」「共助精神」といった住民の防災意識や地域での防災活動が低調な傾向にあります。

問題解決の方向性

●各種災害から住民の生命、身体、財産を守るために、住民の防災意識の高揚、自助力、共助力の向上を図り、地域における防災体制を強化します。

施策 1: 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

[施策の目的]

災害や緊急事態に迅速・的確に対応し、市民の生命及び財産を守ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
防災訓練実施率	14%	44%	59%	74%	88%

(地域型防災訓練の実施割合＝訓練を実施した地区自治協議会数／地区自治協議会数)

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●避難場所の確認など、自主的な防災対策を行うとともに、災害発生の可能性が高まったときには、自ら判断して避難するなど、「自助」が定着しています。

●地域の防災訓練等の防災活動に自主的に参加し、災害が発生する恐れのある場合又は災害発生時には、近隣住民への避難の呼びかけや要配慮者の避難誘導を行うなど、地域内での「共助」が実践できています。

[施策の方向性]

●総合的な防災・危機管理体制の確立

本市の災害について、その予防、応急対策及び復旧などを定めた「地域防災計画」や、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に備え、迅速、的確な保護措置を定めた「国民保護計画」を時勢の変化等に応じて適正に見直すとともに、これらの計画に基づき、総合防災訓練等の実施を通じて国、県、その他の防災関係機関との連携を強化し、災害や緊急事態発生時に最大限即応できるよう、防災関係機関等との総合的な防災・危機管理体制の確立を図ります。

●地域における防災体制の強化

地域型防災訓練の支援や防災研修会等の実施により、地域住民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の育成強化及び防災リーダーの育成に努めます。

●市民への防災情報の発信

災害が発生する恐れのある場合又は災害発生時には、市民に対して、防災行政無線、テレ

ビのデータ放送、災害情報配信メール等により避難情報等の緊急情報を迅速かつ的確に情報伝達することで、市民の早期の避難や被害の軽減を図ります。

●大規模災害発生時の対応

「地域防災計画」又は「国民保護計画」に基づき、「佐世保市災害対策本部」又は「佐世保市国民保護対策本部」を迅速に設置し、被害情報等の収集、人命の救助、市民への避難の指示や勧告等の伝達、国、県その他の防災関係機関への支援の要請等を行うなど、市民の生命及び身体の保護を最優先とした必要な対応を行います。



連携する政策・施策（防災・減災に向けた施策）

●災害の総合的な対応は…

< 防災危機管理政策 >

施策 1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

- ⇒ ●総合的な防災・危機管理体制の確立
- 地域における防災体制の強化
- 市民への防災情報の発信
- 大規模災害発生時の対応

●災害のための訓練や発生した場合の救助活動は…

< 消防政策 >

施策 1 火災や自然災害対策の推進 ⇒ ●自然災害による被害の軽減

●災害発生時の上下水道は…

< 水道政策 >

施策 1 水の安定供給の推進 ⇒ ●危機管理体制の充実

施策 2 公共下水道の普及推進と安定処理 ⇒ ●危機管理体制の充実

●災害のための備蓄は…

< 市民生活政策 >

施策 2 安全安心施策の推進 ⇒ ●災害時用備蓄品の確保

●災害危険箇所の情報提供や対策の実施は…

< 土木政策 >

施策 2 命を守る斜面地・浸水対策の推進

- ⇒ ●災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施
- 住民に対する危険箇所情報の提供

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

●大規模災害時の応急対応は自治体単独では困難になることから、他自治体と協定締結等により普段から支援体制等を構築し連携を図っていきます。

●自主防災組織の結成促進や組織の活性化、地域住民への防災意識の高揚、職員の防災知識の向上などは各自治体がそれぞれ行うべきことですが、防災リーダー養成講習会等の開催を広域で検討していきます。

経営編

《まちづくり編》における内容を実現する(総合計画を推進する)ための経営について記載しています。



行政経営

行財政運営

- 経営 1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進
- 経営 2 市民の視点に立った行政基盤の整備
- 経営 3 健全で持続可能な財政運営の推進
- 経営 4 効果的で効率的な行政運営の推進
- 経営 5 基地政策の推進

※行政経営とは、行政（政策分野及びマネジメント分野）全体の枠組みの再構築も含め、行政活動による効用の最大化を求める概念

※行政基盤とは、行政全体の基盤とも言える市民との信頼関係や職員、事務システム等

※財政運営とは、財政という枠組みの中で、最適化を求める概念

※行政運営とは行政全体の枠組みの中で、最適化を求める概念

行政経営戦略サイクル

行政経営戦略サイクルの考え方

佐世保市では、ヒト・モノ・カネといった限られた行政資源を有効に活用し、最大限の成果を出すために、「行政経営戦略サイクル」を導入し、展開します。

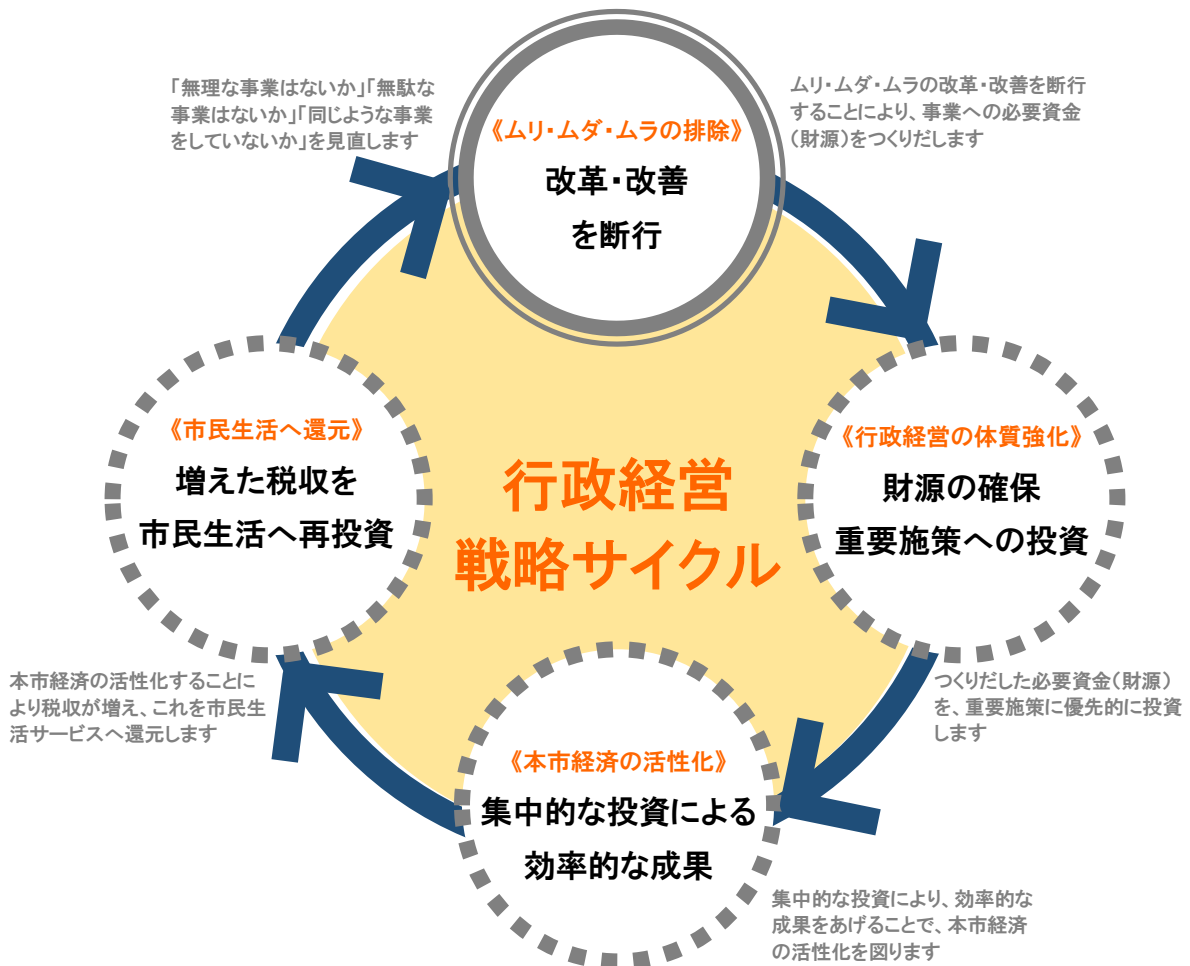
行政経営戦略サイクルが目指すところは、①ムリ・ムダ・ムラの排除、②行政経営の体質強化、③本市経済の活性化の3つです。

具体的には、まず、「無理な事業はないか」「無駄な事業はないか」「同じような事業をしていないか」といった、改革・改善を行います（ムリ・ムダ・ムラの排除）。

この改革・改善により、必要な事業に対する財源を確保することができ、この財源を「重要施策」へ優先的に投資することが可能となります（行政経営の体質強化）。

また、重要施策へ行政資源を集中的に投資することで、分野横断的に行う各重要施策の成果を効率的に出していこうと考えています（本市経済の活性化）。

その結果、増えた税収を、介護や医療保険などの社会保障費や教育・子育て支援等に関する政策へ再投資することにより、市民生活へ還元していきます。



行政経営

経営 1	的確な分析による戦略的な行政経営の推進
経営 2	市民の視点に立った行政基盤の整備
経営 3	健全で持続可能な財政運営の推進
経営 4	効果的で効率的な行政運営の推進
経営 5	基地政策の推進

行政経営の考え方

行政経営は総合計画に掲げる「まちづくり」を達成するため、各政策や組織に対して戦略的に働きかけを行うことにより、行政活動による効用を最大化することを目的としています。

問題点の整理

人口減少社会の到来と少子高齢社会の進行により、収入（税）の増加が難しく、医療や介護等にかかる社会保障費や既存インフラの維持費等の負担の増加が予想されます。

また、本市においては、歴史的な経緯から現に基地が存在し、佐世保港のすみ分けなど特殊な課題等があります。

一方、地方分権の進展に伴い、自治体の多様な役割を担う職員には、住民に身近な存在、地域社会における「全体の奉仕者」として、これまで以上に、住民の信頼を得る職務能力、公務員としての倫理観や責任感などが重視されてきています。

問題解決の方向性

総合計画に掲げる多様性に満ちた共生社会を実現するために、戦略性をもち重点化する事業を選択し、その効果（果実）を市民生活に還元していくという「行政経営戦略サイクル」を推進します。

そのためには、目的と責任の明確化や、客観的な数値による成果の確認により、事業の最適な選択が行われるようにします。その上で、社会の潮流や多様な市民ニーズを的確に把握し、観光や文化、国際関係の構築等、創造的・戦略的な事業展開を企画・実践します。

また、安定的な行政サービス提供のため、持続可能な財政運営を推進すると同時に、施設等運営主体の工夫等、限りある行政資源の効用を最大限に発揮できる取り組みを進めます。

さらに、市民と行政との信頼関係を築いていくために、広報・広聴を確実に実施するとともに、行政の基盤とも言える人材育成やICTを利活用した事務の効率化等を積極的に推進します。

一方、基地が所在するという地域特性と本市の基本姿勢である基地との共存・共生を踏まえ、住民負担の軽減や住民利益の拡大に努めます。

経営 1: 的確な分析による戦略的な行政経営の推進

[目的]

- ①市民第一の視点による行政活動の効用を最大化するため、目的と責任の明確化を図った上で、客観的な数値による成果の確認を行い、事業の最適な選択が行われることを目的としています。
- ②また、社会の潮流や多様な市民ニーズを的確に把握し、文化や国際関係の構築等、戦略的な事業展開の企画・実践を目的としています。

[目標①]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
全施策の成果の達成度	89.0%	100%	100%	100%	100%

[方向性①]

●長期的視点をもった解析による方向性の提示

将来起こりうることを事前に分析・想定できる環境を整え、データに基づく長期的な方向性を提示するとともに、テーマ性を持った政策課題等について、深掘りの研究を行います。

●分野横断的な戦略的プロジェクトの企画立案

本市発展等に寄与する、様々な政策の枠組みに捉われない、分野横断的な事業の企画を積極的に検討するとともに、円滑な施策間の調整を通じて、戦略的な施策の推進を行います。

とりわけ、本市の様々な分野の活性化につながる IR（特定複合観光施設）の誘致や、政府規制改革特区等の研究に、官民あがって積極的に検討・参画できる体制づくりを構築します。

●客観的成果を注視する行政経営

各施策に設定する指標（K P I）の変化を行政活動の目標に対する成果として明確化、これら指標を用いて事業組立や事業内容を評価することで、市民への説明責任の明確化を促すとともに、経営的な視点での行政経営を行います。

●大学等との連携拡充

大学とともに政策課題を積極的に検討すると同時に、大学等が行う地（知）の拠点づくりの取組との連携強化を図ります。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

- 長崎県と連携し導入申請に向けた実施指針の策定や、国などの関係機関に働きかけ、I R 関連法の早期実現と長崎・佐世保のポジションの向上を図ります。

●大学連携の広域展開を図るため、連携市町との定期的な会議開催による情報共有や、九州西部地域大学プラットフォームとの共同研究を実施します。

●新電力会社（第3セクター）を設立し、圏域内の公共施設や民間事業者への電力供給による収益（富）を域内に留めるとともに、収益について、圏域内各市町の課題解決に寄与し、圏域の活性化に繋がる事業の展開に充当します。

●佐世保市が保有するPPPプラットフォーム機能に、案件形成支援機能を付加し、広域（圏域全体）のプラットフォーム組成を図ります。

[目標②]

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (平成29年度)	目標値			
		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
行政を介した移住者数	171人	100人	100人	100人	100人
計画路線の達成率	92.4%	94.3%	94.3%	95.0%	95.0%
主要文化施設の利用者数	606,263人	600,000人	600,000人	600,000人	600,000人
多文化交流ネットワークへの参加者数	1,060人	1,220人	1,268人	1,315人	1,362人

*実施路線数 / 計画路線数 ×100

なお、計画路線数とは、現在運行（航）中のバス・鉄道・航路・乗合タクシー等の路線数に今後対策が必要と想定している交通不便地区の路線数を含めた全ての路線数をいう。

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

●心豊かで文化的な生活を営む主体として、個人の自由意思に基づく様々な文化的な活動を行っています。

●本市での外国の人々との日常生活における様々な交流や、姉妹都市等との交流などを通じて、国際理解や多文化共生に関心を持ち、異文化間の相互理解が進んだ活気ある市民生活を送っています。

[方向性②]

●移住希望者への情報発信や支援の充実

させば移住サポートプラザを中心に、移住希望者に対し、長崎県や西九州させば広域都市圏などの関係機関と連携して、本市の移住環境や支援制度などの情報を発信するとともに、移住の相談や支援、移住後のフォローなどの取り組みにより、本市のみならず広域都市圏における移住・定住を推進します。

●地域の振興

離島や過疎地域を中心に、関係法で定められた条件不利地域の生活利便性の向上を図る事業を実施するとともに、地域おこし協力隊等の新たな人材投入や地域住民の自主的な取り組みへの支援により、地域コミュニティを主役とした地域の振興を推進します。

●乗合バスの維持

本市の公共交通の要と位置付けている乗合バスについては、「地域公共交通再編実施計画」に基づき計画的なバス路線の維持及びバスサービスの向上に向け、運行事業者との積極的な調整を行います。

また、鉄道等との連携など、さらなる利便性向上を図ります。

●交通不便地区対策の推進

交通不便地区対策については、地域、交通事業者、行政の三者で支えることを基本とし、地域の特性に応じた予約制乗合タクシー等の交通手段を活用しながら、不便地区の解消を図り、導入後についても利用者のサービス向上・改善に努めます。

●離島航路の維持及び利便性向上

黒島・高島・宇久地区住民の生活航路については、周辺航路の動向を踏まえ、関係自治体と連携して運航の維持や利便性向上を図ります。



連携する政策・施策（コンパクト・プラス・ネットワークに向けた施策）

●コンパクトなまちづくりへの対応は…

< 都市整備政策 >

施策 1 居住誘導の推進 ⇒ ●持続可能なまちを目指した居住誘導の推進

施策 2 地域の特性に応じた都市機能の向上 ⇒ ●都市機能の向上

●拠点間をつなぐネットワークは…

< 土木政策 >

施策 1 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

⇒ ●広域道路ネットワークの強化

●地域と連携した生活道路ネットワークの強化

< 行政経営 >

経営 1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進

⇒ ●乗合バスの維持

●交通不便地区対策の推進

●離島航路の維持及び利便性向上

●鉄道の維持及び利便性向上

広域的な移動を担う鉄道については、九州新幹線西九州ルートの動向を踏まえ、関係自治体と連携して、JR佐世保線の輸送改善の取り組みや、松浦鉄道の施設整備への支援等により、運行の維持や利便性向上を図ります。

●市民文化に触れる機会の提供と文化的基盤の強化

年齢や性別、国籍などに関わらず、市民一人ひとりが、心豊かで文化的な生活を営むために、公立文化芸術施設の運営や、文化芸術活動の支援、文化情報の発信を通じ、多様な文化芸術に触れる機会を提供します。

それらの取組を通じて、都市アイデンティティの醸成や、都市の持続可能性を高める社会的・経済的価値を創出する人や資源といった文化的基盤を育くみます。また、中心となる文化施設のあり方について検討を深めます。

●市民の多文化交流の推進

姉妹都市等とのパイプを活用しながら市民への国際交流の機会を創出し、市民の文化的、教育的交流の推進を図ります。

また、全国的にも新たな在留資格の創設等による在住外国人の急速な増加が見込まれることから、講座やセミナー等を通して市民の※多文化共生意識を高め、民間国際交流団体やボランティア等と協働しながら、市民と在住外国人との円滑な共生社会を見据えた市民の多文化交流を推進します。

※多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いのちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（多文化共生推進プログラム、総務省、2006.3）

●国際都市間連携の推進

本市の観光・経済交流の発展まで視野に入れた、姉妹都市等を含む海外都市との都市間連携を維持・発展させます。

[民間の役割]

●文化政策における専門性を有する（公財）佐世保地域文化事業財団は、本市の文化行政上のパートナーとして、一定の独立性を保ちながら、文化芸術の鑑賞機会の提供や市民参加型事業を通して、文化芸術活動の担い手の支援を行います。

[西九州させば広域都市圏における主な取組]

●させば移住サポートプラザを事務局として、広域圏サポーター（応援隊）創出の取り組みを進め、移住へ繋げるための圏域の情報発信、サポーターのニーズに応じた個別移住体験ツアーの実施や、首都圏域での共同移住相談会を開催し圏域移住者の増を図ります。

●連携自治体の広報パンフ等展示、イメージ動画の放映、移住相談受付、移住定住イベントの共同実施等を行います。

●佐世保～上五島航路の利便性の高いダイヤ形成や利用促進について、協議調整を行います。

経営 2:市民の視点に立った行政基盤の整備

[目的]

職員研修の充実・強化や人事評価制度の効果的な運用による人材育成、広報・広聴の取り組みの充実、ICT（情報通信技術）の利活用によって、社会情勢を踏まえ市民ニーズに柔軟に対応しながら市民の視点に立った効果的で効率的な行政基盤の構築を推進します。

[目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
市職員の対応への市民満足度	78.4%	79.0%	79.5%	80.0%	80.0%
広報紙に対する満足度	98%	98%	98%	98%	98%
AI 等先進的な ICT により効率化した時間	0 時間	2,000 時間	2,500 時間	2,800 時間	3,000 時間

[方向性]

●改革改善を推進できる人材の育成

職員全員が業務に主体的かつ前向きに取り組んでいくために、職員研修の更なる充実と積極的な自己研鑽の推進、人事評価制度の効果的な運用を図りながら、改革改善を推進できる人材の育成を図ります。

●広報・広聴の取り組みの充実

広報については、広報させばを基本にしながら、本市の魅力を伝えるためテレビ、ラジオ、インターネットなど、さまざまな媒体・ツールを駆使し、市内外にアピール性の高い情報提供・情報発信を行います。

広聴については、市民が市政に声を届けやすく更には効果的に汲みとることができる方法を継続的に研究し実践します。

●ICT の利活用による行政サービスの効率化・利便性向上

AI(人工知能)・RPA 等の先進技術を積極的に活用し、行政事務の効率化を図ります。

また、ICT の利活用により、時間や地理的な制約、身体的な条件等に関係なく、市民の誰もが利用しやすい便利な行政サービスを提供します。

※RPA・・・Robotic Process Automation の略。AI 等の技術を用いて業務効率化・自動処理を行うこと。

[西九州させぼ広域都市圏における主な取組]

- 圏域内市町の職員人事交流を行うことで、それぞれの行政課題の克服に寄与し、実務を通じて人材の育成、業務ノウハウの習得などを行います。

- 圏域内市町によるオープンデータ利活用の促進と情報システムの共同利用に取り組みます。

経営 3: 健全で持続可能な財政運営の推進

[目的]

健全な財政を保ちながら、安定した行政サービスが提供できることを目的としています。

[目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
財源調整 2 基金の残高の標準 財政規模に対する割合	13.6%	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上
市税徴収率	96.84%	96.6%以上	96.6%以上	96.6%以上	96.6%以上
計画対象施設の削減率	2.72%	4.22%	4.97%	5.72%	6.47%

[方向性]

●適正な行財政規模への是正

地方交付税が示す行財政規模や他都市との比較、市民負担とサービス水準の調整などにより、適正な行財政規模への是正を進めるとともに、国が示す地方財政対策を注視した財政運営に努めます。

また、地方交付税の法定率引き上げ等により地方財政の自立を進め、財政の自由度を高めるとともに、行政サービスを安定的に提供するための持続可能な財政基盤の構築に努めます。

●安定的な税収の確保

税負担の公平化と税収の安定確保を図るため、適正かつ公平な課税を行うとともに、自主納税の啓発と滞納整理の促進により、市税徴収率の向上を目指します。

また、新たに重要な政策分野を行うにあたっては、その実施にかかる財政需要を類推し、公共サービスを提供するための法定外目的税などの恒久的な財源の導入を検討します。

●資産の適正管理及び有効活用

資産活用基本方針に基づき、払下げや貸付等、遊休資産の有効活用を進め、公共施設については、「集約化」または「複合化」等による適正な規模への見直し及び計画的な保全による施設の長寿命化を図ります。

経営 4: 効果的で効率的な行政運営の推進

[目的]

限られた財源を有効に活用した健全な行財政運営のもとで、持続可能な行政運営を行うことを目的としています。

[目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
新たな行財政改革プランの達成率	94.4%	97.2%	100%	100%	100%

[方向性]

●行財政改革の推進による持続可能な行政運営

本市の行財政運営を取り巻く環境はますます厳しくなるなか、限られた財源を活用しながら、ニーズに照らした適切な市民サービスを提供し続けるために、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供するとともに、健全な財政運営を図ることを目的とした行財政改革プランに基づく、持続可能な行政運営を実現します。

なお、行財政改革の推進に際し、『職員の意識改革（自発的改革への取組み）』『適正な行財政規模への是正と受益者負担の適正化』『官民連携の推進』を改革の視点として、取り組めます。

経営 5: 基地政策の推進

[目的]

本市の基地政策に関し、地元住民や関係団体等の意向を踏まえ、国や庁内関係部局等と連絡調整を行うなど、市民や企業が、米軍や自衛隊基地施設と共存・共生できる環境を整えることにより、地域の活性化・市政の発展を目指すことを目的としています。

[目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値			
		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
新返還 6 項目の進捗率	63.7%	64.0%	64.4%	64.7%	65.9%

[方向性]

●佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還等の早期実現による佐世保港のすみ分けの推進

佐世保港は、在日米海軍、海上自衛隊、陸上自衛隊、民間企業等の施設が混在し、また、港湾施設も不足していることから、港のすみ分けと密接不可分の関係にある前畑弾薬庫の移転・返還をはじめとする「新返還 6 項目」の早期実現を図るなど、港のすみ分けを推進します。

●国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）や防衛補助等、本市のまちづくりに資する財源の確保と効果的な運用

現在も米海軍や自衛隊の施設は、本市のまちづくりに様々な影響を与えており、特別な財政需要が生じている現状にあります。地元財源負担の軽減を図り、円滑な本市のまちづくりを推進するために、基地交付金や防衛補助の確保及び防衛補助の効果的な運用に努めます。

●旧軍港市転換法に基づく旧軍用財産の転換・活用促進

米軍提供施設の返還跡地等、旧軍用財産については、旧軍港市転換法の趣旨にのっとり、本市の産業経済の発展や市民福祉の向上のために、適時適切な転換・活用を図ります。

第6章

総合計画推進にあたって

本計画は、将来を見通しつつ、時代の変化や課題に的確に対応していくための「進化し続けるまちづくりの総合的な指針」です。

計画の立案(Plan)は、はじめの一步であり、さらに、その目標達成のために政策・施策等の着実な実施(Do)はもとより、成果に基づく客観的な点検評価(Check)を行い、その結果を踏まえ、必要な改善・見直し(Action)を図ることにより、本計画を推進していく必要があります。

1 総合計画のマネジメントサイクル

総合計画の推進にあたっては、計画(Plan)、実施(Do)、点検評価(Check)、改善・見直し(Action)というサイクルを継続的に回して行くことが基本です。そのためには、総合計画におけるPDCAの各段階で、それぞれの担うべき役割を意識しておくことが重要です。

Plan

- **計画(Plan)段階での求められる姿勢・担うべき役割**

総合計画の策定・立案にあたっては、議会、審議会、パブリックコメント等を通じ、まちづくりの目標や指標等を共有します。

Do

- **実施(Do)段階での求められる姿勢・担うべき役割**

社会経済の動向、各種ニーズ、財政状況など、課題と方向性を見極めた上で、効率的かつ効果的な政策・施策等を展開します。

Check

- **点検評価(Check)段階での求められる姿勢・担うべき役割**

目標達成の状況を客観的に点検評価し、その結果を踏まえ対応等を検討します。

Action

- **改善・見直し(Action)段階での求められる姿勢・担うべき役割**

目標達成の状況等を踏まえて、それぞれ必要な改善・見直し(政策・施策及び事務事業等の改善等)を行います。

◆ 総合計画のマネジメントサイクル図 ◆

